

第1章 総 則

第1節 防災計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、市全域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、本市の地域に係る防災に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、「基本編」、「震災対策編」及び「資料編」をもって構成するものとする。
- 2 この計画は、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画は、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本原則

防災関係機関は、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令、この計画及び広島県防災対策基本条例によるほか、次の一般原則に従う。

- 1 市は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、市の有するすべての機能を十分に發揮し得るよう、市域に係る防災計画を作成してこれに対処する。
- 2 県は、市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その指定地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
- 3 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については県又は市町に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- 4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対

処するとともに、その業務の公共性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

6 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や観光客に対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

7 府中市防災会議は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。

また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

8 市民は、平常時から防災意識の醸成に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災計画の修正等

第1 防災計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要と認める理由が生じたときは、毎年度開催の防災会議においてその都度速やかに修正する。

なお、修正した場合は、県に報告する。

第2 広島県地域防災計画、防災業務計画との関係

この計画は、広島県地域防災計画を基準として、共通する計画事項については県の計画に準じて作成し、県地域防災計画及び防災関係機関の防災業務計画に抵触しない計画とする。

第3 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、従来の防災行政を一元化するものではない。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところによりその事務を処理する。

第4 防災計画の周知徹底

この計画は、府中市の職員及び関係地方行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者などに周知徹底させる。また、計画を修正したときは、災害対策基本法第42条第4項の規定によって修正の要旨公表のほか、地域住民に周知を図る。

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

第1 市

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 被害調査
- 3 災害広報
- 4 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- 5 被災者の救出、救助等の措置
- 6 水防活動
- 7 被災施設の応急復旧
- 8 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- 9 被災児童、生徒等に対する応急教育
- 10 市内における公共的団体及び自主防災組織、民間防火組織（女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ）の育成指導
- 11 災害時におけるボランティア活動の支援
- 12 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- 13 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- 14 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める

第2 県

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 被害調査
- 3 災害広報
- 4 被災者の救出、救助等の措置
- 5 被災施設の応急復旧
- 6 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- 7 被災児童、生徒等に対する応急教育
- 8 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- 9 災害時におけるボランティア活動の支援
- 10 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- 11 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- 12 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める

第3 警察、消防機関

1 府中警察署

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

2 福山地区消防組合府中消防署、小塚出張所

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 災害時の消防・水防活動
- (3) 被害実態の把握
- (4) 被災者の救出、救助等の措置
- (5) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示及び指導
- (6) 防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練

3 府中市消防団

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 災害時の消防・水防活動
- (3) 被害実態の把握
- (4) 被災者の救出、救助等の措置
- (5) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示及び指導

第4 指定地方行政機関

1 中国四国管区警察局

- (1) 管区内各県警察の指導、調整及び広域緊急援助隊等の応援派遣に関する調整
- (2) 他管区警察局との連携
- (3) 関係機関との協力
- (4) 情報の収集及び連絡
- (5) 警察通信の運用

2 中国総合通信局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達

- (2) 電波の監理及び電気通信の確保
 - (3) 災害時における非常通信の運用監督
 - (4) 非常通信協議会の指導育成
 - (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請
- 3 中国財務局
- (1) 被災復旧事業費の査定への立会
 - (2) 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付
 - (3) 国有財産の無償貸付等
 - (4) 金融機関に対する金融上の措置の要請
- 4 広島労働局
- (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督
 - (2) 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務
- 5 中国四国農政局
- (1) 農業関係被害の調査、報告、情報の収集
 - (2) 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理
 - (3) 災害時における生鮮食料品等の供給対策
 - (4) 災害時における家畜の管理、飼料供給の対策及び指導
 - (5) 土地改良機械の緊急貸付
 - (6) 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣
- 6 近畿中国森林管理局広島森林管理署福山森林事務所
- (1) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理
 - (2) 災害応急対策用木材の供給
- 7 中国経済産業局
- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導
 - (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導
 - (4) 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
- 8 中国四国産業保安監督部
- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導
- 9 中国地方整備局
- (1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧

- (2) 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
- (3) 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (5) 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
- (6) 災害時における交通確保
- (7) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施

10 中国運輸局

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達
- (2) 運送等の安全確保に関する指導監督
- (3) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
- (4) 緊急輸送に関する要請及び支援

11 広島地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びに、その成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (6) 緊急地震速報の利用周知・広報

12 中国四国地方環境事務所

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整

13 中国地方測量部

- (1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
- (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力
- (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

第5 自衛隊

1 災害派遣の準備

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成

2 災害派遣の実施

- (1) 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
- (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

第6 指定公共機関

- 1 日本郵便株式会社中国支社
 - (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保

- 2 日本赤十字社広島県支部
 - (1) 災害時における医療、助産等救護の実施
 - (2) 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
 - (3) 日赤関係医療施設の保全

- 3 日本放送協会広島放送局
 - (1) 気象等予警報及び被害状況等の報道
 - (2) 県民に対する防災知識の普及に関する報道
 - (3) 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - (4) 放送施設の保守
 - (5) 義援金の募集、配分

- 4 西日本旅客鉄道株式会社(岡山支社、広島支社)
 - (1) 鉄道施設の防災管理
 - (2) 災害時における旅客の安全確保
 - (3) 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - (4) 被災鉄道施設の復旧

- 5 西日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」という。)、株式会社NTTドコモ中国支社(以下「NTTドコモ中国支社」という。)
 - (1) 公衆電気通信設備の整備と防災管理
 - (2) 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
 - (3) 被災公衆電気通信設備の復旧
 - (4) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供
 - (5) 「災害用伝言板サービス」の提供

- 6 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社福山ネットワークセンター
 - (1) 電力施設の防災管理
 - (2) 災害時における電力供給の確保
 - (3) 被災施設の応急対策及び応急復旧

- 7 KDDI株式会社中国総支社
 - (1) 電気通信設備の整備及び防災管理
 - (2) 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - (3) 被災電気通信設備の災害復旧
- 8 ソフトバンク株式会社
 - (1) 電気通信設備の整備及び防災管理
 - (2) 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - (3) 被災電気通信設備の災害復旧
- 9 楽天モバイル株式会社
 - (1) 電気通信設備の整備及び防災管理
 - (2) 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - (3) 被災電気通信設備の災害復旧

第7 指定地方公共機関

- 1 ガス供給事業者
 - (1) ガス施設の防災管理
 - (2) 災害時におけるガスの供給の確保
 - (3) 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧
- 2 旅客、貨物運送業者
 - (1) 災害時における旅客の安全確保
 - (2) 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力
 - (3) 被災鉄軌道施設等の応急対策及び復旧
- 3 民間放送機関
 - (1) 気象等予警報及び被害状況等の報道
 - (2) 市民に対する防災知識の普及に関する報道
 - (3) 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - (4) 放送施設の保守
- 4 一般社団法人府中地区医師会
 - (1) 災害時における医療、助産等救護の実施
 - (2) 負傷者の受入れ並びに看護

第8 防災上重要な施設の管理者

- 1 病院、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者
 - (1) 施設の防災管理
 - (2) 施設に出入りしている患者、観光客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導

等の安全対策の実施

- 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者
 - (1) 施設の防災管理
 - (2) 被災施設の応急対策
 - (3) 施設周辺住民に対する安全対策の実施
- 3 社会福祉施設等の管理者
 - (1) 施設の防災管理
 - (2) 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策
- 4 その他防災上重要な施設の管理者
前記1～3に準じた防災対策の実施

資料編 ○防災関係機関及び連絡先一覧

P. 276

第6節 府中市の概要

第1 自然的条件

1 概要・位置

広島県の東南部、北緯34度33分、東経133度14分に位置し、福山市へ18km、広島市へ90kmの地点にある旧府中市が、北部に隣接する上下町（旧・甲奴郡上下町）を編入合併し、平成16年4月1日に新・府中市としてスタートした。

2 地勢

市内は、三方を山に囲まれ盆地を形成し、西北部から東南部にかけて県内三大河川の一つである芦田川が縦貫しており、その沿岸である東南部は、備後平野を形成し、市街地となっている。

芦田川は、市内で阿字川と合流し、下って御調川、出口川、砂川の各河川を合流し、緩い流れとなって、瀬戸内海に注いでいる。

一方、市の北部の上下町地区は、平均海拔460mの高地で竜王山（768m）、岳山（738m）をはじめとする山々が起伏し、急峻な地形を形成している。河川は、日本海に注ぐ江の川水系上下川と、瀬戸内海に注ぐ芦田川水系矢多田川の二つの河川があり、分水嶺の地となっている。

また、分水嶺のため支流も数多く、山間谷間に入り込んでおり、その流量は極めて少ない。

3 地質

地質は、主に古生層及び花崗岩により形成され、この他に、芦田川の沖積作用によって生じた第四紀層である。主な構成岩は、粘板岩・輝緑疑炭岩、けい岩などで、これに花崗岩などの火山灰が貫入したものと考えられる。

古生層は、秋吉造山運動直後にたい積したものと考えられ、市の中央部を占め、主として山林

及び畑地となっている。

一方、北部の上下町地区の地質については、全耕地が粘土、砂及び礫で構成され、山林においては石英斑岩が最も多く、北部地帯は緻密石英斑岩、南部地帯は閃雪花崗岩が大部分を占めている。花崗岩を基岩とする地域は、風化作用を受けやすく、しかも急傾斜地帯が多いため、雨に際し崩壊しやすく、また洪水を起こしやすい。

4 気候

市は、比較的快適な気象条件にあり、気温も年平均15℃前後で温暖な地帯に属し、月平均で零度以下に達することはなく、植物の生育にも恵まれている。降水量は、年間1,300mm前後で、中国地方では最も少ない地帯に属し、春季25%、夏季40%、秋季23%、冬季11%であり、広島県南部の降雨量と類似し、降水日数は年間100日で、県下では少ない地帯である。

一方、北部の上下町地区は、海拔概ね460mの高冷地であり、最高気温と最低気温の温度差が著しく、山間地帯特有の気象状態となっている。年間降水量は、1,352.8mmであるが、梅雨、台風時期の集中豪雨にしばしば襲われる。

第2 社会的条件

1 人口

合併前の旧府中市、旧上下町とも、人口が年々減少している。前者の場合でみると、平成7年の43,689人から令和2年では33,410人と23.5%（10,279人）の減となっており、後者についても、平成7年の6,667人から令和2年では4,245人と36.3%（2,422人）の減少となっている。

逆に、65歳以上の老年人口は、次の表にもあるように、年々増加傾向にあり、この高齢化の増加は、今後も続くものと予想され、災害時における要配慮者対策のあり方が重要になってくるといえる。

〈年齢階層別人口の推移〉

(単位：人)

区 分	1995年 (平成7年)	2005年 (平成17年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
総 人 口	43,689 (6,667)	39,345 (5,843)	35,277 (4,792)	33,410 (4,245)
年 少 人 口 (0～14歳)	6,856 (1,019)	5,173 (653)	4,067 (484)	3,572 (350)
生 産 年 齢 人 口 (15～64歳)	28,705 (3,770)	23,951 (3,060)	19,180 (2,154)	17,391 (1,893)
40～64歳	15,937 (2,402)	13,840 (1,943)	11,188 (1,399)	10,779 (1,268)
老 年 人 口 (65歳以上)	8,128 (1,878)	10,221 (2,130)	12,109 (1,998)	12,370 (2,001)
前期高齢者	4,779 (1,086)	5,223 (942)	5,851 (793)	5,583 (885)
後期高齢者	3,349 (792)	4,998 (1,188)	6,258 (1,205)	6,787 (1,116)

※ 数値は、旧府中市分、() 内は旧上下町の数値

資料：国勢調査

2 産業

（1）工業

地場産業が盛んであり、府中タンスをはじめ、府中みそ、備後かすり、縫製品などの地方特産工業や、ダイカスト製品、工作機械、建設機械、鋳鉄金属機械工業などが集積している。しかし、これらの地場産業も社会構造の変化等に伴い全体的に停滞状態が続いており、事業所数・従業者数・製造品出荷額ともに減少している。

このため、地場産業の育成・発展するために、雇用対策・経済的対策に加えて、操業環境の向上や広域的ネットワークの確立など、まちづくりの面から総合的にサポートすることが求められている。

（2）商業

福山・府中広域圏の内陸部における中心都市である市域を基盤に、広く周辺からの顧客を集めて発達してきた。しかし、モータリゼーションの進展に伴う購買行動圏の拡大や、消費者ニーズの多様化、近隣都市への大型店の参入など急速な商業環境の変化により、商業にも影響が出てきており、特に中小小売店を取り巻く環境は厳しいものとなっている。

（3）農業

農家人口・経営耕地面積ともに減少を続けている。しかし、市北部の上下町地区の場合には、農業が産業の基盤であるため、農業を産業として安定させるため、生産基盤の整備と農地の集積化や、営農リーダーとなり得る認定農業者や農業後継者の育成・確保が求められている。

（4）観光

市は、自然と緑に恵まれ、「河佐峡」「三郎の滝」「七ツ池」「四季の里」など、豊かな自然の資源を活かした観光施設が点在している。また、社寺や歴史遺産も分布し貴重な資産になっている。

これらの資源や資産を地域内外に対してPR活動を行い観光の振興を図るとともに、施設周辺の整備が必要である。

3 交通

（1）道路

市街地を中心にして東西南北へ放射線状に主要道路が走っており、国道486号、主要地方道府中上下線、府中松永線、府中世羅三和線と、これを補完する一般県道8路線が主要路線である。

国道486号線は、芦田川に平行して市街地を東西に貫通し、東は国道182号を経て山陽自動車道及び国道2号線に連絡し、西は御調町において尾道自動車道及び国道184号線とつながっている。北に延びる府中上下線は、国道432号線と接続し、中国自動車道及び山陰地方に通じている。

また、南に向かい松永港に通じる府中松永線は、国道486号線を起点として、山陽自動車道福山西インターチェンジに接続する路線で、利用度がますます高まるものと予想される。

(2) 鉄道・バス

JR福塩線があり、通勤、通学に利用され、福山市において山陽新幹線・山陽本線と直結し、三次市においては芸備線と連絡し、山陰・山陽連絡の重要路線としての役割を果たしている。

市域内には、高木、鶴飼、府中、下川辺、中畑、河佐、備後矢野、上下の各駅がある。

路線バスは、府中市を起点又は通過点として中国バス(株)が運行しており、福山市とも連絡しているが、一方で、上下町地区など運行本数が少ない地域もあり、こうした地域の交通の確保・充実が必要になっている。

第7節 過去の災害及び被害想定

第1 過去の災害の状況

旧府中市の風水害については、資料編に掲載のとおりだが、特に昭和20年9月の水害と昭和47年7月の台風の災害は大きく、多大な被害を受けている。

資料編	○過去の風水害	P. 285
-----	---------	--------

一方、上下町地区における過去の風水害としては、昭和47年7月豪雨において、全地域にわたり耕地、公共土木災害が発生し被害額は8億4,000万円と大きな被害を受けている。

発生年月日	種別	耕地災害 (箇所)	土木災害 (箇所)	備考
昭和47年7月11日	梅雨	556	183	

第2 被害の想定

災害は、台風、大雨などの風水害のように予知できるものと、地震、爆発、大火のように予知や予測ができないものがある。

本市は、地形的、気象的条件及び周囲の特性を考慮すると、最もその発生頻度の高い災害として、台風による暴風雨、梅雨末期の集中豪雨による河川のはん濫、がけ崩れ、谷川(溪流)の土石流等が挙げられる。

したがって、本計画では、過去、最も被害の大きかった1945(昭和20)年7月、9月の水害及び1972(昭和47)年7月の台風災害を基準とし、あわせてこれ以上の災害にも対処できる計画とするものである。また、地震による被害の想定については、震災対策編に定めるものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（市長、県知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長並びに市の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 市域の保全に関する事項
- 2 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項
- 3 住民の防災活動の促進に関する事項
- 4 調査、研究に関する事項
- 5 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する事項
- 6 円滑な避難体制の確保に関する事項
- 7 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 8 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 9 広域避難の受入に関する事項

第2節 市域の保全に関する計画

第1 目的

この計画は、災害に強い市域を形成するとともに、建築物等への対策を進めることにより、災害を未然に防ぎ、被害を軽減するなど、事前防災に取り組むことを目的とする。

なお、大規模自然災害（複合災害を含む）に備えた防災・減災の対策については、この計画のほか府中市国土強靱化地域計画の定めるところによる。

第2 現況及び対策

1 治山

(1) 現況

本市の森林面積は、市域の約70%を超え、民有林がほとんどである。

森林地帯の地質は、花崗岩を主とした酸性岩が広く分布しているため、一般に保水力に乏しい土壌となっている。このため、降水量が少ない気候と合わせ、近年松枯れが拡大するなど森林資源の荒廃が進み、災害発生の危険性が高まっている。

(2) 対策

山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、国、県に対して山地災害危険地区対策や荒廃森林等の計画的な整備を働きかけていく。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

資料編 ○山地災害危険地区一覧

P. 289

2 河川

(1) 現況

本市には、芦田川、上下川を始めとする幹線河川とこれらの水系に流入する普通河川とで形成されている。これらは、近年都市化に伴う宅地化の進行等により、豪雨等の災害時には河川のはん濫、護岸崩壊等の被害をもたらすおそれがある。

また、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化が現実視されるなか、市街化が進展している地域では、さらなる水害リスクの増大が懸念される。

(2) 対策

地域の実態に応じて、護岸改修及び危険箇所の再点検を図るとともに、土石流の発生しやすい河川についても、流域の土地利用計画を見定めながら必要な河川事業・水防事業の推進に努めるものとする。

また、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした、「大規模氾濫時の減災対策協議会」「流域治水協議会」等を活用し、国、県等に対して、河川・水防の整備事業を働きかけていくとともに、国、県、市が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

3 砂防

(1) 現況

本市には、台風や集中豪雨により崩壊するおそれのある急傾斜地が散在しており、その崩壊により居住者、その他の財産等に被害を生ずるおそれのある箇所がある。

また、本市の地質は酸性岩が多く分布し、花崗岩が主なものである。花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすく、砂防、急傾斜ともに危険箇所数が数多くある。

資料編 ○地すべり防止区域

P. 306

○地すべり危険箇所一覧

P. 306

○砂防指定地一覧

P. 306

○土石流危険渓流一覧

P. 307

○急傾斜地崩壊危険区域一覧

P. 318

○急傾斜地崩壊危険箇所一覧

P. 319

(2) 対策

砂防や急傾斜地崩壊対策については、関係住民の理解と協力を得ながらパトロールの強化に努めるとともに、県に対して法指定の促進、また「土砂災害の危険性が極めて高い箇所」や「土砂災害警戒区域内の重要交通網」及び「避難場所や社会福祉施設等要配慮者利用施設を保全対象に含む危険箇所」等から効率的かつ重点的に整備を実施するよう努めるものとする。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を計画的に行い、土砂災害による被害抑制対策を推進するよう、県に働きかけていくものとする。

4 ため池

(1) 現況

本市では、資料編に掲載のとおり重要ため池が存在している。

資料編 ○防災重点ため池の状況	P. 403
-----------------	--------

(2) 対策

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう、市はため池マップにより周辺住民等に周知を図り、市及び所有者等は緊急連絡体制を整備する。

所有者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

所有者等を確知することができない防災重点ため池については、市が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

市は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

5 まちづくり

(1) 現況

土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。

近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い土地の区域において、甚大な被害が発生している。

(2) 対策

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスク(豪雨、洪水、土砂災害等)を十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、

同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づける。

6 建築物

(1) 現況

南海トラフ地震の将来30年間の発生確率が80%程度とされている中、市内の建築物の耐震化率は7割強と耐震化が進んでいない。

また、地球温暖化の影響により、頻発・激甚化する豪雨災害や台風被害に対する住宅の防災対策が十分進んでいない。

(2) 対策

建築物の耐震化については、市の取組に合わせ県が行う取組と協調することで、耐震化を促進する。

7 空家

(1) 現況

倒壊のおそれのある空家等が災害の発生により、保安上の危険性が高まることや避難・救助・復旧の妨げになることが予想される。

(2) 対策

平常時より、空家等の対策を進め、特定空家等の削減を図る。

8 盛土

(1) 現況

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う必要がある。

(2) 対策

当該盛土について、対策が完了するまでの間、必要な場合、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しを行うものとする。

第2節の2 防災施設・設備の新設又は改良計画

第1 目的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止することを目的とする。

第2 実施事項

次に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

- 1 水害予防に関する施設・設備
- 2 風害予防に関する施設・設備
- 3 土石流、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、ため池等災害の予防、警戒避難体制に関する施設・

設備

- 4 建造物災害の予防に関する施設・設備
- 5 災害時における緊急輸送に必要な施設・整備
- 6 その他の防災に関する施設・設備

第3 実施方法

この計画については、計画的かつ総合的に実施する必要があるため、既存の法令による各種の整備計画及びこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務又は業務計画にしたがって実施するものとし、必要により府中市防災会議が関係機関の総合調整に当たる。

第3節 住民の防災活動の促進に関する計画

第1 方針

住民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を行い、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 防災教育

1 目的

各種の災害について必要な防災知識の普及と防災意識の高揚を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、市民等にも周知徹底し、災害の未然防止と災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止することを目的とする。

2 実施内容

(1) 防災思想の普及、徹底

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守る

ような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めるよう、防災関係機関と連携して自主防災思想の普及及び徹底を図るものとする。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

(2) 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図るものとする。

また、公民館等の社会教育施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

① 普及啓発内容

- ア 暴風、豪雨、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- イ 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- ウ 火薬、危険物等の保安に関する知識
- エ 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- オ 建築物に対する防災知識
- カ 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- キ 文化財、公共施設等に関する防災知識
- ク 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- ケ 適切な避難行動の実践に必要な知識
- コ 基本的な防災用資機材の操作方法
- サ 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識
- シ 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
- ス その他防災知識の普及啓発に必要な事項

② 実施方法

- ア パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発
- イ テレビ、ラジオ、広報車、市防災行政無線による普及啓発
- ウ 新聞、広報紙、インターネット、市ホームページ等の広報媒体による普及啓発
- エ 映画、スライド等による普及啓発
- オ 防災に関する講習会、展示会等の開催による普及啓発
- カ 学校教育等を通じての児童・生徒等に対する周知徹底
- キ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導
- ク 出前講座の実施
- ケ 防災士養成研修の実施

- コ 防災リーダーを対象としたスキルアップ研修会の実施
- サ その他時宜に即した方法による普及啓発

(3) 市民の役割

平常時及び災害時における市民の主な活動は、次のとおりである。

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
① 家や塀の防災性の向上を促進する。	① 我が身の安全を図る。
② 家具類の転倒、落下防止措置をとる。	② 火の始末、消火をする。
③ 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。	③ 我が家、家のまわりの被害点検をする。
④ 消火器、消火用水の準備をする。	④ 救助活動、自主防災組織へ参加する。
⑤ 非常用飲料水、食糧の準備をする。	⑤ 情報の確認、伝達に努める。
⑥ 緊急医薬品等の準備をする。	⑥ 災害が発生したときには指定避難所等の安全な場所へ避難する。
⑦ 生活必需品の準備をする。	
⑧ 非常用持ち出し袋など防災用品の準備をする。	
⑨ 防災講習会、訓練に積極的に参加する。	
⑩ 家庭内で対応措置の話合いをする。	
⑪ 自主防災組織に積極的に参加する。	

第3 防災訓練

1 目的

この計画は、各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効のあるものとするを目的とする。

2 総合防災訓練

市域内で大規模な災害が発生したことを想定して、災害対策基本法第48条の規定及び府中市地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策の完全遂行を図るため、市は、防災関係機関、町内会連合会、女性会、自主防災組織及び市民と緊密な連携をとり、総合的な訓練を実施する。

3 水防訓練

梅雨期及び台風期の出水に備え、水防活動を的確・迅速に遂行するため市防災組織を動員し、又は関係機関との合同により水防について必要な訓練を実施する。

4 実施事項

災害想定については、風水害、産業災害、林野火災、地震等とし、概ね次の事項について訓練を実施する。

- (1) 災害対策本部の設置・運営
- (2) 災害広報
- (3) 避難誘導
- (4) 消火活動
- (5) 水防活動
- (6) 交通規制

- (7) 救護活動
- (8) 非常無線通信
- (9) 消防広域応援
- (10) 自衛隊派遣要請
- (11) 行方不明者の捜索活動
- (12) 食料供給・給水活動
- (13) 道路啓開
- (14) 緊急物資の輸送
- (15) 通信施設・電力設備・ガス施設・水道施設の応急復旧
- (16) 他の都道府県との広域応援
- (17) 避難救助及び非常招集
- (18) 緊急地震速報を利用した安全確保行動
- (19) その他防災に関する活動

5 実施方法及び事後評価

(1) 実践的な訓練の実施

市は、自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定し参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的に実施する。

市防災会議は、自ら総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

(2) 事後評価

市は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

第4 消防団への入団促進

1 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

2 実施内容

市は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

県は、市が行う消防団の入団促進等について指導・支援に努める。

- (1) 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進
- (2) (社) 全国消防機器協会等会社社員の入団促進
- (3) 女性消防団員の入団促進
- (4) 大学生等の若年層及びOB消防職団員等の入団促進
- (5) 消防団員の活動環境の整備
- (6) 消防団と事業所の協力体制の推進

第5 自主防災組織等の育成、指導

1 目的

市は、防災関係機関と協力して、市民が自発的に結成する自主防災組織や、市内の事業所諸団体等の自衛消防組織等に対する的確な活動ができるよう指導・育成する。

2 現況

府中市町内会連合会との連携により、府中市防火協会及び各防火協会組織の活用の強化を図っている。

3 実施事項

各実施責任者は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

- (1) 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導
- (2) リーダー養成のための講習会等の開催
- (3) 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導
- (4) その他自主防災組織の組織化の育成、指導に必要な事項

4 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織は、既存のコミュニティである地域等を活用する。
- (2) 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

5 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 組織の編成と各班の役割を明確にする。
- イ 防災知識の普及活動を行う。
 - (ア) 各戸に対して出火防止、倒壊予防措置を呼びかける。
 - (イ) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、崖崩れ危険箇所を把握し、地域住民に周知する。
 - (ウ) 地域内の消防水利を把握する。
 - (エ) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。
 - (オ) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
- ウ 防災訓練
 - 災害時に備えて、情報連絡、消火、給食、給水等の訓練を行う。
- エ 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。
 - (ア) 各戸に対して火気使用器具及び場所の点検を指導する。
 - (イ) 各戸に対して易燃性・可燃性物品の点検を指導する。
 - (ウ) プロパンガスボンベの点検を指導する。
- オ 防災資機材を整備する。

地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出・救護用、給食・給水用資機材等を整備しておく。

カ 情報の収集、伝達体制を確立する。

(ア) 市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。

(イ) 地域ごとに収集すべき情報を定めておく。

キ 住民の避難誘導體制を確立する。

地域内の高齢者、障害者等自力で避難の困難な避難行動要支援者への援助者を事前に決めておく。

(2) 災害時の活動

ア 自主防災組織の編成及び役割分担の活動体制を確立する。

イ 市、消防署等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確、迅速に地域住民に周知する。

ウ 市、消防署等防災関係機関との連絡を密にし、地域の警戒、被害状況の把握等情報収集、伝達、出火防止及び初期消火、負傷者の救護、避難誘導、非常時の給食、給水等の必要な活動を行う。

第6 地区防災計画の策定等

- 1 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。
- 2 市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第7 ボランティア活動の環境整備

1 目的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めることを目的とする。

2 実施内容

(1) 市は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信、被災建築物の応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握しておくものとする。

(2) 市は、登録されている専門ボランティアに対して、その防災に関する知識及び技術の向

上を図るため、研修、訓練等を行う。

- (3) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。

災害ボランティアセンターの設置予定場所については、次のとおりとする。

【設置予定場所】 府中市広谷町919番地3 リ・フレ内

- (4) 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- (5) 市社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、市は、それを支援する。
- (6) 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、市、市社会福祉協議会は平常時からボランティア団体との連携を図り、ボランティアを速やかに動員できる体制づくりに努める。

第8 企業等防災の促進

1 目的

企業等の防災意識の高揚を図り、災害時における企業等の防災活動の推進を図ることを目的とする。

2 実施内容

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県・市等との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

このため、市及び民間団体は、こうした取組みに資するため広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等

の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3 事業所等の活動

平常時、災害時の事業所等の活動は、次のとおり。

(1) 平常時の活動

- ア 自主防災体制の確立
 - (ア) 防災責任者の選任及び自衛防災組織の結成
 - (イ) 組織の役割分担の明確化
- イ 教育及び広報活動
 - (ア) 従業員の防災意識の高揚
 - (イ) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修
- ウ 防災訓練

災害時に備えた情報連絡訓練、地域と連携した訓練、消火訓練、救出・救護訓練、顧客の避難誘導訓練
- エ 危険防止対策
 - (ア) 施設、設備の定期点検
 - (イ) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止
- オ 出火防止対策
 - (ア) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検
 - (イ) 消防水利、機材の整備点検
 - (ウ) 商品の整備点検
 - (エ) 可燃性物品の管理点検
 - (オ) 混触発火の防止
- カ 防災資機材等の整備

情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等の整備を図る。
- キ 情報の収集、伝達体制の確立
 - (ア) 市、消防署から伝達された情報を正確、迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。
 - (イ) 事業所の実情に応じた収集伝達すべき情報を選定する。

(2) 災害時の活動

- ア 自衛消防組織の編成及び役割分担等の活動体制を確立する。
- イ 市、消防署等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確迅速に顧客、従業員に対して伝達する。
- ウ 市、消防署等防災関係機関との連絡を密にし、被害状況の把握等情報収集、伝達、出火防止及び初期消火、負傷者の救護、避難誘導、非常時の給食・給水等の必要な活動を行う。

第4節 調査、研究に関する計画

第1 目的

この計画は、各種の災害について、また市内の災害箇所を常時必要な調査研究を行い、災害の

未然防止に努め、また被害を最小限にとどめるほか、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期することを目的とする。

第2 実施事項

- 1 防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- 2 災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- 3 調査研究の結果の公表

第3 実施方法

それぞれの災害予防責任者において決定するものとし、必要により、府中市防災会議が関係機関との調整に当たる。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画

第1 方針

市は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、必要な備えを行っていくものとする。

第2 災害発生直前の応急対策への備え

1 配備動員体制

- (1) 災害対策本部の本部長については、あらかじめ職務代理者を定めておく。
- (2) 市長は、あらかじめ緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。
- (3) 各実施部は、災害対策本部が設置された場合における各実施部の担当事務、配備体制等について、措置すべき要領をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底させておくものとする。

(4) 防災関係機関等の配備動員体制

防災関係機関等は、それぞれの機関等の防災業務計画等において配備動員体制を定めておくものとする。

(5) 業務継続性の確保

市の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担

うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

2 気象警報等の伝達関係

(1) 情報ネットワーク等の整備

市は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努める。

(2) 伝達手段の多重化、多様化

市は、住民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車、総合アプリ、テレビ（ワンセグ含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

3 緊急地震速報の伝達関係

迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

4 住民等の避難誘導関係

本編第2章第5節の2「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

5 行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3 災害発生直後の応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達関係

市は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達にかかる体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し

信頼感を醸成するよう努めるとともに、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、市は、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

2 情報の分析整理

県及び市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築と、訓練時などにおけるシステムの日頃の活用について推進を図るものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信機能の整備関係

(1) 市は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

(2) 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や防災行政無線等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努める。

また、他の防災関係機関の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

さらに、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時ににおいて非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。

(3) 県は、災害等により、広島県総合行政通信網の県庁統制局又は中継局が使用できなくなった場合に備えて、地上系通信網のループ化や衛星通信等の代替通信機能の確保に努めるものとする。また、公共安全モバイルシステム等のシステムの構築及び多重化・耐震化の促進に努めるものとする。加えて、防災行政無線等の無線通信ネットワークに関しても、多重化・耐震化について努めるものとする。

(4) 県及び市は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

(5) 県及び市は、災害により通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的な実施に努める。

(6) 市は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連

絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

- (7) 市は、通信施設について、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬型無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。
- (8) 市は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。
- (9) 市は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

第4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

1 自衛隊災害派遣関係

- (1) 市は、平素から市における自衛隊災害派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置を行っておくものとする。
- (2) 市は、平素から自衛隊災害派遣部隊の宿营地を選定しておくものとする。
- (3) 市は、あらかじめ選定している臨時ヘリポートについて、平素から整備に努めておくものとする。

なお、旭小学校、上下中学校等、避難所に指定されている施設については、ヘリコプターの出動を要請した際の、避難者の取扱い等について協議しておくものとする。

2 相互応援協力関係

- (1) 市は、関係機関と相互応援協定を締結しているが、災害発生に備え、引き続き広域応援体制の整備推進に努める。

また、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援期間の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、市内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員

等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

- (2) 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第5 救助・救急、医療、消火活動への備え

1 医療、救護活動関係

(1) 連携体制

市は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

(2) 通信手段の確保

県及び市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

2 消防活動体制の整備関係

基本編第3章第6節第3項「消防計画」で定める。

3 危険物等災害応急対策関係

災害の発生に備え、事業所においては日頃から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、市はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

第6 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

また、救援物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

市は、広島県耐震改修促進計画（第2期計画）により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震促進化対策を推進する。

第7 避難受入れ・情報提供活動への備え

1 避難対策のための整備関係

本編第2章第5節の2「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

2 住宅対策関係

市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡体制の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上、県等への応援要請の要領習得に努めるものとする。

3 帰宅困難者対策関係

災害発生時に公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、市は、住民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。

また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

4 孤立集落対策関係

災害発生時に、道路の被害等による孤立集落の発生に備え、次の対策の推進に努める。

- (1) 災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握
- (2) 指定避難所、集落、世帯等での水、食料、日用品等の必要な物資の備蓄及び調達体制の整備
- (3) 救援物資の輸送手段の確保等、物資輸送体制の整備
- (4) 防災行政無線、IP 通信網、CATV 網、衛星通信など情報通信手段の確保
- (5) 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- (6) 孤立集落の発生を想定した避難計画等の作成や避難訓練等の訓練の実施

5 被災者支援等対策

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第8 救援物資の調達・供給活動への備え

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、県と相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季

には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮する。

1 食料供給関係

(1) 市は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

なお、その際には、県の行った「広島県地震被害想定調査報告書」に基づき必要量を検討するものとする。

(2) 市は、防災関係機関や販売業者等と協力体制の確立に努め、供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

2 給水関係

(1) 市は、災害時に備えて水道施設の耐震性の向上や、応急給水拠点の整備等水道システム全体の安定性の向上に努めるとともに、応急給水や応急復旧のための手順や方法を明確にした計画の策定や訓練の実施等の緊急対応体制、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水等については、十分配慮しておくものとする。

(2) 市は、遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

3 生活必需品等供給関係

市は、被災者に対し衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄を行っているが、引き続き季節等を考慮した必要品目、必要量の備蓄に努めるとともに、市内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

4 救援物資の調達・配送関係

県及び市は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、輸送手段の確保に努めるものとする。

第9 燃料確保の備え

市は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料確保について、「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

る。

第10 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

第11 建設業等の担い手の確保・育成

県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第12 男女共同参画担当部局等との連携

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局及び男女共同参画担当部局等が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

第13 文教関係

1 避難計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ市長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者及び指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

2 応急教育計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

3 児童・生徒に対する防災教育

市教育委員会は、住んでいる地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。また、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

4 文化財の保護

市は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

5 地域の避難所となる場合の対策

- (1) 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受入れ場所・受入れ人員等の利用計画を作成する。
- (2) 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

6 教職員に対する研修

市教育委員会は、教職員に対して、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、研修を行う。

7 社会教育等を通じた啓発

市教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及、啓発を図り、住民がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守るため、平素から文化財所有者等に対して、文化財に対する防災知識の普及を図る。

第14 罹災証明の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第15 上下水道施設の対策

(1) 上下水道施設の耐震化

すべての水道事業者及び下水道管理者は、策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、連携して上下水道施設の急所施設^{※1}や重要施設^{※2}に接続する水道・下水道の管路等について、耐震化を推進する。

(2) 上下水道施設が被災した場合の対応

県、市、水道事業者、下水道管理者及び重要施設の管理者は、急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等が被災した場合に備え、被災状況の共有を図れるよう相互の情報連絡体制の整備に努めるとともに、被災時にはその状況に応じて、給水設備及び災害用トイレの確保・配備等を連携して実施し、速やかに重要施設の機能が確保できるよう努める。

※1 取水施設、浄水施設、配水池、下水処理場、ポンプ場など、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設

※2 給水区域内かつ下水道処理区域内における災害拠点病院、避難所、防災拠点(警察、消防、県・

市庁舎等) など

第5節の2 円滑な避難体制の確保に関する計画

第1 方針

市は、防災関係機関と協力し、風水害等の自然災害が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

第2 実施内容

1 洪水浸水想定区域の指定に係る対策

(1) 水防法第14条第1項の規定により指定された洪水浸水想定区域ごとに次の事項を定める。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 避難訓練に関する事項

エ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、洪水浸水想定区域内の避難行動要支援者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

オ これらの施設の名称及び所在地

カ 当該施設への洪水予報等の伝達方法

資料編	○洪水時浸水想定区域にある要配慮者利用施設	P. 281
	○浸水想定区域ごとの警戒避難体制	P. 400

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に係る対策

(1) 土砂災害防止法第6条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域ごとに次の事項を定める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、同様の措置を講じるように努める。

ア 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会等、同一の避難行動をとるべき避難単位の設定

イ 指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の開設、運営体制及び指定避難所開設状況の伝達

ウ 避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向

エ 要配慮者への支援

要配慮者関連施設の名称及び所在地、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有

オ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

カ 避難訓練の実施

資料編	○土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設	P. 279
	○土砂災害警戒区域指定地区と警戒避難体制	P. 336

3 ハザードマップの作成

浸水想定区域、土砂災害警戒区域、避難所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努めるものとする。

また、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討に努める。

ハザードマップについては、次の事項を記載するものとする。

- (1) 地域防災計画において定められた洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所に関する事項
- (3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (4) 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

4 避難計画の作成等

(1) 多数の人が集まる施設の避難計画

学校、保育所、工場等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、市長が避難の指示を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、避難計画を作成しておく。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分

及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、地震と台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るとともに、必要に応じて避難場所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(ア) 指定避難所

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(イ) 福祉避難所

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) 避難計画の作成

病院、学校、工場その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

保育所、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校(以下「学校等」という。)並びに病院及び社会福祉施設等(以下「病院等」という。)においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

(5) 指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、人道憲章と人道対応に関する最低基準(スフィア基準)を踏まえた避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

避難所運営マニュアルの作成及び見直しに当たっては、県に必要な支援等を求めるものとする。

市は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(6) 避難の誘導

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下

「避難行動要支援者」という。)や観光客の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、市は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ウ 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(7) 災害情報の活用

住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するため、関係機関の所有する雨量・水位観測所の情報を活用するとともに、市においても必要に応じて雨量計等を整備する。

(8) 住民への周知等

県、市及び中国地方整備局は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

市は作成したハザードマップ等を配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知するものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努めるものとする。

(9) 指定避難所の整備

ア 市は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

(ア) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

(イ) 貯水槽、井戸、給水タンク、マット、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等

(ウ) 簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ

(エ) 要配慮者にも配慮した施設・設備

(オ) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

(カ) 食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）

(キ) 必要に応じて、指定避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(ク) 指定避難所の電力容量の拡大

(ケ) 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、非常用発電設備等

イ 市は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。

ウ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

オ 県及び市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

カ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。

キ 市は、感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

ク 市は、指定緊急避難所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

資料編	○市内観測所一覧	P. 409
	○指定避難所一覧	P. 415

5 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

そのため、市は平常時から指定避難所等への家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、指定避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

なお、県及び市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係

機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や指定避難所等での適正な飼養についての準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

第5節の3 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

第1 目的

この計画は、災害発生時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくことを目的とする。

第2 災害対策資機材等の対象

- 1 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具その他生活必需品をいう。以下同じ。）
- 2 医薬品等医療資機材
- 3 防災資機材
 - (1) 救助・救難用資機材
 - (2) 消火用資機材
 - (3) 水防関係資材
 - (4) 流出油処理用資機材
 - (5) 陸上建設機械
 - (6) 被災建築物応急危険度判定資機材
 - (7) 被災宅地危険度判定資機材

第3 実施方法

1 備蓄資機材等の整備

市は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定す

る必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等住民の生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市が行うものとする。

ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、3日分程度を目安に可能な限り備蓄し、「自らの身の安全は自らで守る」よう努める。

イ 市

指定避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、簡易トイレ、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

(5) 備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定するものとし、市庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等公共施設等にも可能な限り備蓄するよう努めるとともに、孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

2 備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料

ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

また、販売業者から食糧の供給可能数量と保管場所の把握に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努める。

市は、県が実施した被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも

配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

本編第3章第9節第1項「食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、J A、スーパー等と物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭、企業、市は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、市は水道企業団と連携し、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 飲料水の調達体制の確立

本編第3章第9節第2項「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

資料編 ○給水器具の保有状況	P. 426
----------------	--------

(3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市は、備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

市は、県が実施した被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット、その他各家庭・企業における個々の事情に応じた品目

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

本編第3章第9節第3項「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、J A、スーパー等と物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

資料編 ○備蓄物資等保有状況	P. 425
----------------	--------

(4) 医薬品等医療資機材

災害発生時において、本編第3章第6節第2項「医療救護・助産計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、市及び医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備

蓄に努めるものとする。

また、府中地区医師会、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、特に災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄するものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

市及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

市及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

市及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

市及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

市及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

市及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

市は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

市は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調

達のための連絡体制の確立等に努める。

資料編	○林野火災対策用資機材保有状況	P. 441
	○救難用資機材保有状況	P. 441
	○陸上建設機械の保有状況	P. 442

第6節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

第1 目的

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。特に、本市は老年人口が年々増加傾向にあり、早急な対応が必要となっている。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

第2 要配慮者に配慮した環境整備

- 1 市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、指定避難所等の案内板の設置や、「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば）」あるいは外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対する確かな対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の拡充に努める。
- 2 市は、新たな市街地開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路との位置関係を考慮する。
- 3 市は、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所付近の社会福祉施設等を把握し、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、危険箇所の解消及び防止事業の促進を図る。

第3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

- 1 組織体制の整備
 - (1) 市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。
 - (2) 自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。
 - (3) 市及び施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手

段の整備を図る。

(4) 市及び施設管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

2 避難体制の整備

市は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

3 施設・設備等の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、市は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、市及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第4 在宅の避難行動要支援者対策

1 組織体制の整備

市は、県と連携して高齢者や障害者等の在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

2 通報体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努めるとともに、各地区における避難誘導システムの確立を図る。

3 環境の整備

市は、県と連携して、高齢者・身体障害者等が被災時に安全に避難できるよう、歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

4 防火器具等の普及・啓発

市は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、広報紙、防災パンフレット等によって防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

5 災害発生時の避難支援プランの策定

市は、災害の発生に備え、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動要支援者に関する情報を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を作成、管理・共有するとともに、災害発生時にとるべき行動について、あらかじめ地域の実情に応じた避難支援プラン（全体計画、個別計画）を策定し、防災対策の充実に努める。

6 避難行動要支援者名簿

(1) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

(2) 避難行動要支援者の対象は、次の要件に当てはまる者とする。

ア 介護保険で要介護者3以上の認定を受けている者

イ 身体障害者手帳を所持し、1級又は2級の認定を受けている者

ウ 療育手帳を所持し、最重度㊿又は重度Aの判定を受けている者

エ 精神障害者保健福祉手帳を所持し、1級の認定を受けている者

オ 生活の基盤が自宅にある75歳以上の高齢者（一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する者）又は乳幼児等その他市長が必要と認める者のうち、自ら避難することが困難であり、特に支援を要する者

(3) 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(4) 市は、平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、デジタル技術を活用した情報管理の方法などについて、検討する。

(5) 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意、又は、市の条例の定めにより、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

7 個別避難計画

(1) 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、地域の実情等を踏まえて、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民・自治組織、医療・介護等の関係施設・事業所等の避難支援等に携わる関係者と連携・協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。

- (2) 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- (4) 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (5) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (6) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (7) 市は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第5 要配慮者への啓発・防災訓練

1 防災知識等の普及啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット、防災マップ等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、市は、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレット、防災マップの配布、防災標識等への外国語の付記などの対策を推進するよう努める。

2 防災訓練

市は、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、車椅子利用者等）を想定した避難誘導、情報伝達などの訓練に努めるものとする。

第6 要配慮者利用施設に対する対策

市は、水防法第15条の規定又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条の規定により、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在する高齢者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、必要な対策を行うものとする。

1 要配慮者利用施設への災害情報の伝達方法と経路

(1) 伝達方法

要配慮者利用施設の入所者は避難に時間を要することから、洪水予報又は土砂災害警戒情報等による避難情報の伝達は、一般の浸水又は土砂災害の被害が発生するおそれのある地域に対するよりも早めに行うものとし、加入電話による直接伝達や防災行政無線によるほか、必要に応じ市職員、消防団員または町内会長等による口頭伝達を行うものとする。

(2) 留意事項

浸水又は土砂災害の被害が発生するおそれのある地域の要配慮者利用施設について、特に避難が夜間になりそうな場合には、設置者等と連携し日没前に避難が完了できるよう、体制の整備に努める。

2 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

府中市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

(2) 市長への報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

第7 避難行動要支援者専用避難所の整備

災害により、特に避難所において長期受入れが必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者のために、あらかじめ社会福祉施設と災害時における協力体制の確立に努めるものとする。

第8 外国人等に対する防災対策

市及び防災関係機関は、言葉、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。

1 避難路、指定避難所等への多言語化標識を推進する。

- 2 災害時の通訳の確保等、外国人への支援システム、救急体制の整備に努める。
- 3 多言語による防災知識の普及活動を推進する。

第9 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民ボランティア組織、県及び他市町村との応援協力体制の確立に努める。

第7節 広域避難の受入に関する計画

1 方針

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受け入れを実施する。

2 被災住民の受入

- (1) 県から被災都道府県の被災住民の受入に関する協議があった場合、被災住民の受入について、協議するものとする。

この場合、市は、市自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

- (2) 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

3 被災住民の受入れが不要となった場合

市は、県から被災住民の受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（市長、県知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長並びに市の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難受入れ及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体の対策に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 自発的支援の受入れに関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法の適用に関する事項
- 14 主な災害の特質及び対策に関する事項
 - (1) 雪害対策
 - (2) 長雨対策
 - (3) 豪雨、台風による洪水時の対策
 - (4) 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策
 - (5) 風害対策
 - (6) 林野火災対策
 - (7) 突発的災害対策

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 組織、動員計画

第1 目的

この計画は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等に関して必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期することを目的とする。

第2 災害応急組織の基本原則

- 1 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者が、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- 2 災害応急対策の実施に関する総合調整は、市防災会議において行う。
- 3 本市における応急対策の分掌は、府中市災害対策本部条例（昭和38年条例第30号）の定めるところにより行い、その総合調整は危機管理課において行う。

資料編 ○府中市災害対策本部条例	P. 447
------------------	--------

第3 府中市防災会議

防災会議は、災害対策基本法第16条第1項及び府中市防災会議条例（昭和38年条例第31号）に基づいて設置された機関であり、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を推進するものである。

資料編 ○府中市防災会議条例	P. 447
----------------	--------

第4 災害対策本部を設置しない程度の災害

災害対策本部の設置を必要としない程度の災害発生については、府中市行政通則に基づき、各主管の長においてそれぞれ災害防止に当たり、対策全般の総合調整を危機管理監が行う。

- 1 各主管の長は、それぞれの主管業務に関する災害発生を知った場合、直ちに必要事項を危機管理課長に連絡する。
- 2 危機管理課長は、各主管の長からの報告を集約し、必要な指示を出し、各主管業務が円滑に行われるよう調整する。
- 3 災害応急対策実施後、各主管の長は、それぞれ法令に基づく被害報告、補助金申請事務等を遅滞なく処理し、その大要を危機管理課長に報告する。

第5 災害警戒本部の設置等

- 1 設置の基準

災害警戒本部の設置に係る基準は、次のとおりである。

災害の種別	判断方法	判断基準
風水害	総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めるとき。	(1) 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報【土砂災害】)が発表され、かつ、土砂災害危険度情報の実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達するとき。(土砂災害危険度情報黄色メッシュ表示) (2) 大雨注意報(警戒レベル2)が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報【土砂災害】)に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき。 (3) 強い雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 (4) 河川の水位が避難判断水位(レベル3水位)に到達したとき。 (5) 堤防の軽微な漏水・浸食等が発見されたとき。 (6) その他市長が必要と認めるとき。
地震	自動設置	(1) 市域に震度5弱を観測したとき。
	総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めるとき。	(1) 市内において震度4を観測し、かつ災害の発生が予想され市長が必要と認めた場合 (2) 市内において震度4を観測し、かつ軽微な災害が発生し、市長が必要と認めた場合
林野火災	総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めるとき。	(1) 林野火災により、住民の生命、住家または公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
その他	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。	

2 災害警戒本部の組織

(1) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織及び事務分掌については、別表のとおりとする。

(2) 本部員会議の開催及び運営

ア 本部長は、災害警戒本部を設置したときは、速やかに本部員会議を開催する。

イ 副本部長及び本部員は、各部の配備体制とそれまでの緊急措置事項を報告する。

ウ 本部員会議の協議事項は、災害の状況に応じその都度変わるが、主に避難情報の発令に関することとする。

3 災害警戒本部の設置場所

本部長は、災害警戒本部の設置基準規模の災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、市庁舎に災害警戒本部を設置する。ただし、庁舎内に設置できない場合は、本部長が指定する場所に設置する。

第6 災害対策本部の設置等

1 設置の基準

災害対策基本法第23条の規定に基づく災害対策本部の設置に係る基準は、次のとおりであ

る。

災害の種類	判断方法	判断基準
風水害	総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めるとき。	(1) 土砂災害警戒情報(警戒レベル情報4相当情報「土砂災害」)が発表されたとき。 (2) 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報「土砂災害」)が発表され、かつ、土砂災害危険度情報の予想で土砂災害警戒情報の基準に到達(警戒レベル4相当情報【土砂災害】、赤色又は薄い紫色のメッシュが表示)するとき。 (3) 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見されたとき。 (4) 強い雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 (5) 河川の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき。 (6) 堤防の異常な漏水・浸食等が発見されたとき。
地震	自動設置	(1) 市域において震度5強以上を観測したとき。
	総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めるとき。	(1) 市域で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき。 (2) 市域で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき。
林野火災	総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めるとき。	林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、住民の生命、住家又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
その他	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めるとき。	

2 本部の組織

(1) 本部の組織

本部の組織及び事務分掌については、別表のとおりとする。

(2) 本部員会議の開催及び運営

本部の運営については、概ね次のとおり行う。

ア 本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部員会議を開催する。

イ 副本部長及び本部員は、直ちに本部員室に参集し、各部の配備体制とそれまでの緊急措置事項を報告する。

ウ 本部員会議の協議事項は、災害の状況に応じその都度変わるが、概ね次のとおりとする。

<本部員会議での協議事項>

- ・本部の配備体制等に関する事。
- ・自衛隊、県及び他の市町への派遣要請に関する事。
- ・災害対策経費に関する事。
- ・災害救助法の適用に関する事。
- ・その他災害対策の重要事項に関する事。

3 災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他法令の規定に定めるところにより、防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防及び災害応急対策を実施する。

4 災害予防又は災害応急対策に必要な協力の求め

災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。

5 本部の設置場所

市長は、災害対策活動を推進するために必要と認めるときは、市庁舎に災害対策本部を設置する。ただし、庁舎内に設置することができない場合は、市長が指定する場所に置く。

6 本部の廃止

本部長（市長）は、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

7 本部設置及び廃止の通知

- (1) 本部を設置した場合、市長は、本部の名称、設置の場所等を公示するとともに市役所内部及び庁外職場、府中市防災会議委員、県知事、関係機関、報道機関、市民等へ通知する。
- (2) 本部を廃止した場合においても、市長は、本部設置と同様な手続きを行うものとする。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 部	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭
関 係 機 関	防災行政無線、電話
一 般 市 民	防災行政無線、広報車等
県 本 部	広島県総合行政通信網、電話
報 道 機 関	電話、文書

8 現地災害対策本部の設置

- (1) 災害の規模その他の状況により、特に現地での応急対策が必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。
- (2) 現地本部の所管区域、現地本部長、構成員及び事務局の所在地は、その都度本部長が定める。

9 国・県・市の合同会議

災害対策本部は県の災害対策本部及び国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部等が設置された場合には、必要に応じて合同会議を開催するなどし、情報の共有と状

況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図る。

第7 職員の配備及び動員

1 配備体制の時期及び内容

災害に対処するため、市長（本部長）は、災害の状況により次に示す配備体制のうち必要な体制をとるものとする。

各課長は、所要の配備要員をあらかじめ指名し、休日や勤務時間外に非常及び警戒配備体制の指示を受けたときも、直ちに必要な指示が行えるよう職員の住所及び連絡先を記載した名簿を作成しておくものとする。

種 別	配備体制の内容	配備時期の目安	
		地震発生時	風水害発生時
注意体制	災害関係部署の職員をもって、災害応急活動、情報収集活動が円滑に行える体制	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水等注意報が発表されたとき。 河川の水位が水防団待機水位を超えたとき。 災害発生の危険性があるとき。 その他、市長が必要と認めたとき。
警戒体制	注意体制を強化し、情報収集・把握・連絡活動及び応急措置が速やかに実施できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震が発生したとき。 長周期地震動階級3を観測したとき。 災害発生の危険性があるとき。 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。 その他、市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風、大雪等警報が発表されたとき。 河川の水位が避難判断水位を超えたとき。 大雨注意報が発表され、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い場合。 強い雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合。 その他、市長が必要と認めたとき。
非常体制	大規模な被害等に対し、職員による情報収集、広報活動、救助活動支援、避難誘導、飲料水、食糧の供給等の応急対策が実施できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上の地震が発生したとき。 長周期地震動階級4を観測したとき。 大規模な災害が発生、被害が相当規模に及ぶおそれがあるとき。 災害に対する総合的な対策を講ずる必要があるとき。 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。 その他、市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害危険度情報の予想で基準値に到達(薄い紫色又は濃い紫色) 河川の水位が氾濫危険水位を超えたとき。 越水の可能性が高まったとき。 決壊のおそれが高まったとき。 その他、市長が必要と認めたとき。

資料編 ○各配備体制における配備人員

P. 439

2 職員参集状況の報告

各部（班）は、職員の参集状況について、その累計を部長を通じて危機管理監（本部班）に報告する。

本部班長は、職員参集状況を取りまとめ、危機管理監を通じて本部長に報告する。

3 勤務時間内における動員・参集配備が決定した場合、班長は定められた配備に必要な人員を確保するとともに、配備が移行することを踏まえ、配備以外の職員の行動についても指示する。班長不在の場合は、代行順位を定めておく。

4 夜間・休日等勤務時間外における動員・参集

(1) 夜間・休日等に災害が発生した場合又は大雨警報、洪水警報等の警報が発表された場合は、道路状況等に注意し勤務場所に参集する。

なお、参集途上において収集できる被害状況を把握し、班長に報告する。

(2) 班長は、参集途上に職員が収集した情報を危機管理監（本部班）に報告する。

(3) 道路の損壊、交通機関等の途絶、火災等により勤務場所に参集することが困難な場合は、上司へ連絡を行い、連絡を受けた者は代わりの職員を参集させること。

第8 災害時の職務代理者

災害発生の非常時に、市長が不在等の場合には、災害警戒本部、災害対策本部設置及び応援要請等の市長権限の委譲順位を、次のように定める。

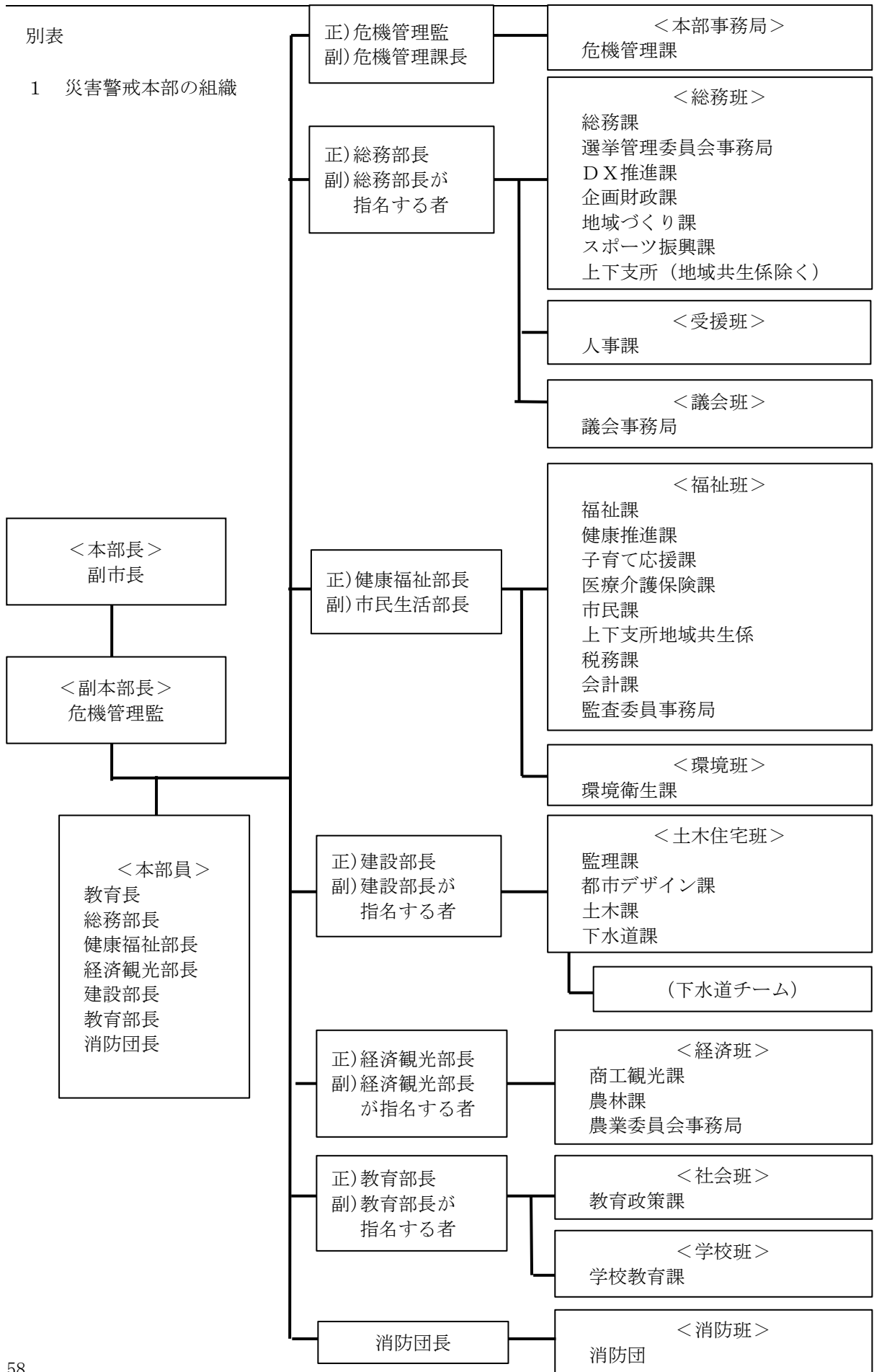
第1位 副市長

第2位 危機管理監

第3位 総務部長

別表

1 災害警戒本部の組織



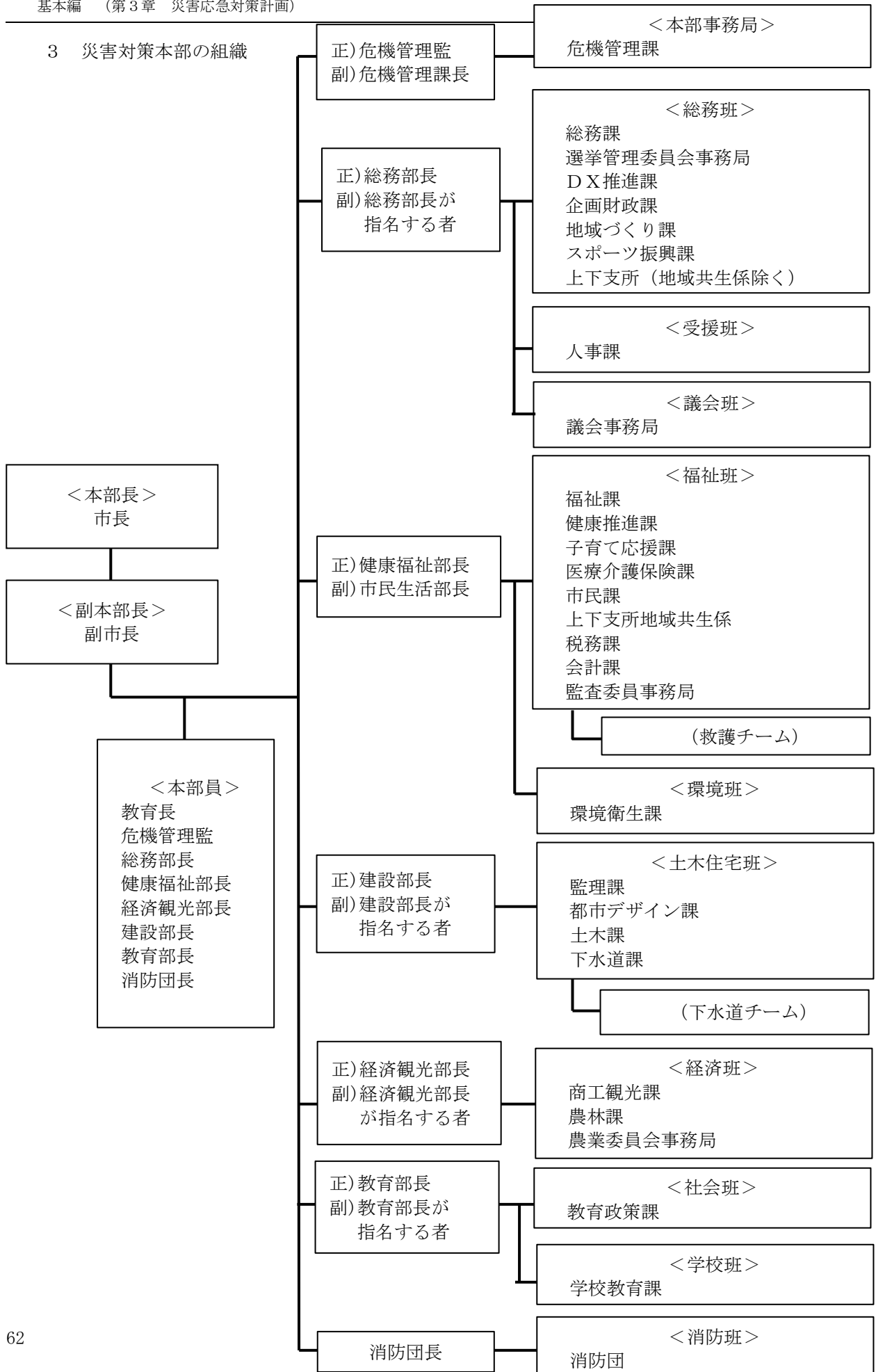
2 災害警戒本部の事務分掌

部	班 (班長)	班 の 分 掌 事 務
危機管理監	本部事務局 (危機管理課長) 危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害警戒本部の設置準備に関する事。 ● 災害警戒本部の運営に関する事。 ● 災害警戒本部員会議の運営に関する事。 ● 消防団員及び職員の配備・出動に関する事。 ● 気象警報の收受及び伝達に関する事。 ● 避難情報発令の進言に関する事。 ● 要救助者の安否、公表に関する事。
	総務部・市民生活部	総務班 (総務課長) 総務課 選管事務局 DX推進課 企画財政課 地域づくり課 スポーツ振興課 上下支所(地域共生係除く)
受援班 (人事課長) 人事課		<ul style="list-style-type: none"> ● 受援の準備に関する事。 ● 総務班の応援に関する事。
議会班 (議会事務局長) 議会事務局		<ul style="list-style-type: none"> ● 議会との連絡調整に関する事。

部	班 (班長)	班 の 分 掌 事 務
健康福祉部・市民生活部	福祉班 (医療政策課長) 福祉課 健康推進課 子育て応援課 医療介護保険課 市民課 上下支所地域共生係 税務課 会計課 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●各課長は班内の活動状況を把握し、業務が円滑に遂行できるように班長を支援すること。 ●市が開設する指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営に関すること。 ●市が開設する指定緊急避難場所及び指定避難所の食糧、物資の配布に関すること。 ●市が開設する指定緊急避難場所及び指定避難所の避難者数に関すること。 ●保育園児及び放課後児童クラブの避難、保護に関すること。 ●保育施設の被害調査に関すること。 ●保育機関への広報活動に関すること。 ●避難行動要支援者の援護に関すること。 ●被災者の実態調査に関すること。 ●車両の調達及び配車に関すること。 ●救護チームの編成に関すること。 ●避難者の体調に関すること。 ●感染症の予防に関すること。 ●市及び地域が開設する指定避難場所等における健康相談業務に関すること。 ●助産及び乳幼児の救護に関すること。 ●罹災証明書・被災証明書の発行に関すること。 ●被災者台帳に関すること。 ●上下支所管内の医療救護全般に関すること。 ●避難指定施設の運営保安全管理に関すること。(健康福祉部内及び市民生活部内所管施設)
	市民生活部	環境班 (環境衛生課長) 環境衛生課
建設部	土木住宅班 (監理課長) 監理課 都市デザイン課 土木課	<ul style="list-style-type: none"> ●各課長は班内の活動状況を把握し、業務が円滑に遂行できるように班長を支援すること。 ●公共土木施設の被害調査に関すること。 ●公共土木施設の応急対策に関すること。 ●応急復旧資機材の調達及び保管に関すること。 ●経済班 (農林施設関係) の応援に関すること。
	下水道チーム (下水道課長) 監理課 都市デザイン課 土木課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道施設の被害調査に関すること。 ●市街地の排水対策に関すること。 ●水道施設の被害調査に関すること。 ●広島県水道広域連合企業団との連絡調整に関すること。

部	班 (班長)	班 の 分 掌 事 務
経済部	経済班 (商工観光課長) 商工観光課 農林課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●各課長は班内の活動状況を把握し、業務が円滑に遂行できるように班長を支援すること。 ●生活必要物資 (衣料、日用品等) の調達に関する事。 ●商工観光施設の被害調査に関する事。 ●商工観光業者の被害調査に関する事。 ●避難場所及び避難所への食料輸送に関する事。 ●農林産物の被害調査に関する事。 ●農林施設の被害調査に関する事。 ●土木住宅班の応援に関する事。 ●救援物資の受入、管理、搬出に関する事。 ●救援物資輸送拠点の運営に関する事。 ●救援物資の配布に関する事。 ●食料等の確保に関する事。
消防団	消防班 (消防副団長) 府中市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団員の動員に関する事。 ●消火活動に関する事。 ●災害の予防、警戒及び防御に関する事。 ●被災者の救助、救出に関する事。 ●行方不明者の捜索に関する事。 ●安否不明者の捜索に関する事。 ●避難情報の広報に関する事。 ●避難誘導に関する事。 ●水防活動に関する事。
教育部	社会班 (教育政策課長) 教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育施設の利用者の避難に関する事。 ●社会教育施設の被害調査に関する事。 ●避難指定施設の運営保全管理に関する事。(教育政策課所管施設)
	学校班 (学校教育課長) 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒の避難及び救護に関する事。 ●学校施設の災害調査に関する事。 ●児童・生徒の被災状況調査に関する事。 ●避難指定施設の運営保全管理に関する事。(学校教育課所管施設)

3 災害対策本部の組織



4 災害対策本部の事務分掌

部	班 (班長)	班 の 分 掌 事 務
危機管理監	本部事務局 (危機管理課長) 危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策本部の設置準備に関する事。 ●災害対策本部の運営に関する事。 ●災害対策本部員会議の運営に関する事。 ●消防団員及び職員の配備・出動に関する事。 ●気象警報の收受及び伝達に関する事。 ●自衛隊の派遣要請に関する事。 ●県及び市町村への応援依頼に関する事。 ●避難情報発令 (避難指示) の進言に関する事。 ●要救助者の安否、公表に関する事。 ○その他災害対策全般に関する事。
総務部	総務班 (総務課長) 総務課 選管事務局 DX推進課 企画財政課 地域づくり課 スポーツ振興課 上下支所 (地域共生係除く)	<ul style="list-style-type: none"> ●各課長は班内の活動状況を把握し、業務が円滑に遂行できるよう班長を支援すること。 ●庁舎の被害調査に関する事。 ●災害対策本部総務に関する事。 ●避難情報等の住民等への情報伝達に関する事。 (防災行政無線、メール配信等に関する事。) ●公用令書に関する事。 ●職員の給食に関する事。 ●部内各班の応援に関する事。 ●町内会 (自主防災組織) との連絡調整に関する事。 ●県、関係機関への被害状況等の報告に関する事。 ●防災行政無線、通信機器に関する事。 ●災害対策活動の広報に関する事。 ●災害写真等の収集、災害記録に関する事。 ●報道機関との連絡と相互協力に関する事。 ●各種情報の収集に関する事。 ●被害状況の集計、とりまとめに関する事。 (GISシステム等への入力含む。) ●要救助者の安否、公表に関する事。(町内会) ●被災者の安否問い合わせに関する事。 ●上下支所管内の被害調査に関する事。 ●上下支所管内における広報活動に関する事。 ●上下支所管内の避難に関する事。 ●上下支所管内の災害対策全般に関する事。 ●地域で開設される避難場所及び避難所の把握及び支援に関する事。 ●在宅避難者の支援に関する事。 ●災害時の防犯に関する事。 ●避難指定施設の運営保全管理に関する事。(総務部内所管施設) ○庁舎の応急復旧に関する事。 ○災害関係予算に関する事。

部	班 (班長)	班 の 分 掌 事 務
総務部	受援班 (人事課長) 人事課	<ul style="list-style-type: none"> ● 県及び市町村への応援依頼に関する事。 ● 部内各班の応援に関する事。 ● 派遣された自衛隊、関係機関の職員の受け入れに関する事。 ○ 総務班の応援に関する事。 ○ 職員の人員調整に関する事。 ○ 公務災害に関する事。
	議会班 (議会事務局長) 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会との連絡調整に関する事。
健康福祉部・市民生活部	福祉班 (医療政策課長) 福祉課 健康推進課 子育て応援課 医療介護保険課 市民課 上下支所地域共生係 税務課 会計課 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 各課長は班内の活動状況を把握し、業務が円滑に遂行できるよう班長を支援すること。 ● 要救助者の安否、公表に関する事。(住宅情報、個人情報、住基情報) ● 市が開設する指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営に関する事。 ● 市が開設する指定緊急避難場所及び指定避難所の食料、物資の配布に関する事。 ● 市が開設する指定緊急避難場所及び指定避難所の避難者数を把握すること。 ● 車両の調達及び配車に関する事。 ● 保育園児及び放課後児童クラブの避難、保護に関する事。 ● 保育施設の被害調査に関する事。 ● 保育機関への広報活動に関する事。 ● 日赤奉仕団等の応援要請、受入れに関する事。 ● ボランティアの受入れに関する事。 ● ボランティア活動に必要な資機材の調達に関する事。 ● 避難行動要支援者の援護に関する事。 ● 負傷者の収容、搬送に関する事。 ● 上下支所管内の医療救護全般に関する事。 ● 罹災証明書・被災証明書の発行に関する事。 ● 被災者台帳を作成すること。 ● 家屋等の被害調査に関する事。 ○ 税の減免に関する事。 ○ 住宅被災者に対する融資等に関する事。 ○ 義援金の配分に関する事。 ○ 義援金受取及び管理に関する事。 ○ 被災者の実態調査に関する事。 ○ 埋火葬許可書、処理台帳等に関する事。 ○ 災害救助法に関する事。 ○ 保育施設の応急対策に関する事。 ○ 災害時の応急保育に関する事。 ○ 義援物資の受取及び配分に関する事。 ○ 遺体の収容、処理及び埋火葬に関する事。 ○ 上水道を除く水の消毒に関する事。

部	班 (班長)	班 の 分 掌 事 務
健康福祉部・市民生活部		<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域の防疫及び消毒に関すること。 ●避難指定施設の運営保安全管理に関すること。(健康福祉部内及び市民生活部内所管施設)
	救護チーム (保健師リーダー) 保健師	<ul style="list-style-type: none"> ●救護チームの編成に関すること。 ●避難者の健康に関すること。 ●感染症の予防に関すること。 ●衛生医薬品等の確保に関すること。 ●助産及び乳幼児の救護に関すること。 ●医療救護所の設置に関すること。 ●医療救護全般に関すること。 ●保健所、医療機関との連絡調整に関すること。
市民生活部	環境班 (環境衛生課長) 環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ●し尿処理施設等の被害調査に関すること。 ●仮設トイレ等に関すること。 ○災害廃棄物一時収集場所の確保に関すること。 ○災害ごみの除去に関すること。 ○ごみ処理及び清掃に関すること。 ○し尿処理施設等の応急対策に関すること。 ○し尿処理及びし尿処理業者の動員に関すること。 ○上水道を除く水の消毒に関すること。
建設部	土木住宅班 (監理課長) 監理課 都市デザイン課 土木課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ●各課長は班内の活動状況を把握し、業務が円滑に遂行できるよう班長を支援すること。 ●公共土木施設の被害調査に関すること。 ●土木建築関係業者の動員に関すること。 ●重機による救助活動に関すること。 ●応急復旧資機材の調達及び保管に関すること。 ●国・県等の関係機関との連絡調整に関すること。 ●住宅被害調査に関すること。 ●下水道チームの応援に関すること。 ●経済班 (農林施設関係) の応援に関すること。 ○公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること。 ○応急復旧資機材の調達及び保管に関すること。 ○被災宅地危険度判定に関すること。 ○応急仮設住宅建設に関すること。 ○住宅の応急修理に関すること。 ○建築物の応急危険度判定に関すること。 ○被災建築物の応急措置の技術指導に関すること。
	下水道チーム (下水道課長) 監理課 都市デザイン課 土木課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道施設の被害調査に関すること。 ●市街地の排水対策に関すること。 ●水道企業団の連絡調整に関すること。 ●水道に関わる広報活動に関すること。 ●飲料水の確保及び給水活動に関すること。 ●水道施設の被害調査に関すること。 ○下水道施設の応急対策及び復旧に関すること。 ○水道施設の応急対策及び復旧に関すること。

部	班 (班長)	班 の 分 掌 事 務
経済部	経済班 (商工観光課長) 商工観光課 農林課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●各課長は班内の活動状況を把握し、業務が円滑に遂行できるよう班長を支援すること。 ●商工業者、観光施設の被害調査に関すること。 ●食料 (弁当、パン等) の調達、受入れに関すること。 ●生活必要物資 (衣料、日用品等) の調達、受入れに関すること。 ●食料、生活必要物資の支援要請に関すること。 ●支援物資の集積・配分・搬出管理に関すること。 ●農林産物の被害調査に関すること。 ●農林施設の被害調査に関すること。 ●建設部の応援に関すること。 ●避難場所・避難所への食料等の輸送に関すること。 ●救援物資の受入、管理、搬出に関すること ●救援物資輸送拠点の管理に関すること。 ●救援物資の避難所への配布に関すること。 ●食料等の確保 (応援依頼) に関すること。 ●緊急輸送に関すること。 ○事業者の罹災証明に関すること。 ○中小企業被災者に対する融資に関すること。 ○生業資金の貸付けに関すること。 ○炊き出しの食材 (米、野菜等) の調達に関すること。 ○農家、事業者に対する支援に関すること。
消防団	消防班 (消防副団長) 府中市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団員の配備・出動に関すること。 ●消火活動に関すること。 ●災害の予防、警戒及び防御に関すること。 ●被災者の救助、救出に関すること。 ●行方不明者の捜索に関すること。 ●避難誘導に関すること。 ●水防活動に関すること。
教育部	社会班 (教育政策課長) 教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育施設の利用者の避難に関すること。 ●社会教育施設の被害調査に関すること。 ●避難指定施設の運営保全管理に関すること。 ○社会教育施設の応急対策及び復旧に関すること。 ○社会教育団体との連絡調整に関すること。 ○文化財施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 ○応急給食対策及び炊出しに関すること。

部	班 (班長)	班 の 分 掌 事 務
教育部	学校班 (学校教育課長) 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の避難及び救護に関する事。 ● 学校施設の災害調査に関する事。 ● 教職員の動員に関する事。 ● 教育機関への広報活動に関する事。 ● 児童生徒の被災状況調査に関する事。 ● 避難指定施設の運営保全管理に関する事。 ○ 学校施設の応急対策及び復旧に関する事。 ○ 学校関係機関、その他団体との連絡調整に関する事。 ○ 学用品及び教科書の調達、配分に関する事。 ○ 応急教育に関する事。(心のケア等)

第1項の2 労働力確保計画

第1 目的

災害応急対策実施のため、本部組織の動員だけでは十分にその効果をあげることが困難な場合に、労働力の確保について必要な事項を定め、応急対策活動の万全を期するものとする。

第2 実施責任者

災害応急対策上必要とされる労働力の確保は原則として、市長が実施する。

第3 実施方法

1 市職員等の動員

災害応急対策は、市職員及び消防団員をもって実施するものとする。市職員及び消防団員の動員計画は、本章本節第1項「組織、動員計画」に定めるところによる。

2 民間協力団体等への協力要請

市職員等のみでは十分な災害応急対策の実施が困難な場合には、自主防災組織、ボランティア等の諸団体の協力を依頼して、必要な労働力を確保する。

3 大規模災害時の措置

災害の規模が大きく、市の能力では災害応急対策が完全に実施できない場合には、市長は、災害の状況により次のいずれかの措置を講じて必要な人員を確保し、災害応急対策を実施する。

- (1) 応援協定による人員確保 (本章第5節第2項「相互応援協力計画」参照)
- (2) 自衛隊の派遣要請 (本章第5節第1項「自衛隊災害派遣要請計画」参照)
- (3) 知事、他市町長等への応援要請 (本章第5節第2項「相互応援協力計画」参照)

資料編	○広島県内広域消防相互応援協定書	P. 475
	○県内市町村の災害時の相互応援に関する協定	P. 456

第2項 気象警報等の伝達に関する計画

第1 目的

この計画は、気象等の予報及び警報等災害に関する情報を関係機関及び住民に対し、迅速かつ確実に伝達し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

第2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

1 発表官署

発表官署	発表する場合	法令名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こるおそれがある場合	気象業務法第13条及び13条の2 水防法第10条第1項
中国地方整備局 福山河川国道事務所 広島地方気象台 (共同)	芦田川 左岸 広島県府中市久佐町字ツカ丸286番の50地先から海まで 右岸 広島県府中市諸毛町字永野山3271番の2地先から海までについて洪水のおそれがある場合	水防法第10条第2項 気象業務法第14条の2第2項

広島県土木建築局 砂防課 広島地方气象台 (共 同)	大雨警報発表中において、降雨により予測可能な土石流発生危険度が高まった場合。	土砂災害防止法第27条 気象業務法第11条
気 象 庁	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報(警報)を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。 (注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。	気象業務法第13条及び13条の2

2 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

3 種類及び発表の基準

(1) 広島地方气象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県内の市区町ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市区町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 注意報

種類	発 表 基 準				
一般の 利用に 適合するもの	<p>風雪注意報</p> <p>雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上になると予想されるとき。</p>				
	<p>強風注意報</p> <p>強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想されるとき。</p>				
	<p>大雨注意報</p> <p>大雨により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には雨量が次のいずれか以上になると予想されるとき。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">表面雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">土壌雨量指数基準</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">99</td> </tr> </table>	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	9	99
	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準			
	9	99			
<p>大雪注意報</p> <p>大雪により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 12時間の降雪の深さが平地で5cm以上になるか、山地で10cm以上になると予想されるとき。</p>					
<p>濃霧注意報</p> <p>濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で100m*以下又は海上で500m以下になると予想されるとき。</p>					
一般の 利用に 適合するもの	<p>雷注意報</p> <p>落雷により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。 また、発達した雷雨の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</p>				
	<p>乾燥注意報</p> <p>空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が35%*以下で、実効湿度が65%*以下になると予想されるとき。</p>				
	<p>なだれ注意報</p> <p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが40cm以上になると予想されるとき、又は積雪の深さが50cm以上あって最高気温が10℃*以上になると予想されるとき。</p>				
	<p>着雪注意報</p> <p>著しい着雪により、通信線や送電線などへの被害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0～3℃が予想されるとき。</p>				
	<p>着氷注意報</p> <p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予測された場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへ被害が発生するおそれのあるとき。</p>				
	<p>霜注意報</p> <p>晩霜により、農作物への著しい被害が予想された場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 ※晩霜期最低気温が4℃*以下と予想されるとき。</p>				
	<p>融雪注意報</p> <p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。</p>				
	<p>低温注意報</p> <p>低温による農作物等への著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 冬期：最低気温が-4℃*以下と予想されるとき。 夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低いと予想されるとき。</p>				
	<p>洪水注意報</p> <p>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には雨量が次のいずれか以上になると予想されるとき。 ハザードマップにより災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>				

	<table border="1"> <tr> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> <tr> <td> 上下川流域=7.6 砂川流域=3.7 出口川流域=5.9 御調川流域=19.1 矢多田川流域=11.3 阿字川流域=10.4 </td> <td> 芦田川流域=(7、25.9) 砂川流域=(7、3.1) 御調川流域=(7、15.3) </td> <td> 芦田川(矢野原・府中・山手) </td> </tr> </table>	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	上下川流域=7.6 砂川流域=3.7 出口川流域=5.9 御調川流域=19.1 矢多田川流域=11.3 阿字川流域=10.4	芦田川流域=(7、25.9) 砂川流域=(7、3.1) 御調川流域=(7、15.3)	芦田川(矢野原・府中・山手)
流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準					
上下川流域=7.6 砂川流域=3.7 出口川流域=5.9 御調川流域=19.1 矢多田川流域=11.3 阿字川流域=10.4	芦田川流域=(7、25.9) 砂川流域=(7、3.1) 御調川流域=(7、15.3)	芦田川(矢野原・府中・山手)					
地面現象注意報※1	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。						
浸水注意報※1	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。						

イ 警報

種 類	発 表 基 準						
一般の 利用に 適合するもの	暴風警報 暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。						
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上になると予想されるとき。						
	大雨警報 大雨により、重大な災害が発生するおそれがある場合。具体的には雨量が次のいずれか以上になると予想されるとき。 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">129</td> </tr> </table>	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	16	129		
表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準						
16	129						
一般の 利用に 適合するもの	大雪警報 大雪により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 12時間の降雪の深さが平地で15cm以上になるか、山地で25cm以上になると予想されるとき。						
	洪水警報 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には雨量が次のいずれか以上になると予想されるとき。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> <tr> <td> 上下川流域=9.6 砂川流域=4.6 出口川流域=7.4 御調川流域=23.9 矢多田川流域=14.2 阿字川流域=13.1 </td> <td></td> <td> 芦田川(矢野原・府中・山手) </td> </tr> </table>	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	上下川流域=9.6 砂川流域=4.6 出口川流域=7.4 御調川流域=23.9 矢多田川流域=14.2 阿字川流域=13.1		芦田川(矢野原・府中・山手)
	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準				
	上下川流域=9.6 砂川流域=4.6 出口川流域=7.4 御調川流域=23.9 矢多田川流域=14.2 阿字川流域=13.1		芦田川(矢野原・府中・山手)				
地面現象警報※1 大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。							
浸水警報※1 大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。							

ウ 特別警報

気象現象等により県域（一次細分区域：「南部」「北部」、市町）に重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想した場合、住民及び関係機関に最大限の警戒を促すために発表する。

種 類	発 表 基 準	
一般の利用に適合するもの	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。
	水防活動用 気象警報	一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。
	水防活動用 高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報又は高潮特別警報の発表をもって代える。

- (注) 1 ※印は、要素が気象官署のものであることを示す。
 ※1印は、表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。
 ※2印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。
- 2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。
 また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 3 注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。

エ 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

芸予地震（平成13年）に匹敵する大規模災害が発生した場合には、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種

類ごと及び市町ごとに検討し、通常の発表基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね24時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的(概ね1ヶ月ごと)に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

大規模地震発生後早急に暫定基準を設定すべき状況時に運用される暫定基準

対 象	大雨警報・注意報の暫定基準
震度5強を観測した市町	土壌雨量指数基準を通常の8割とする
震度6以上を観測した市町	土壌雨量指数基準を通常の6割とする

※市町の震度は震度観測点の震度による。

オ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

キキクル等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	国管理河川の洪水の危険度分布(洪水リスクライン)では、数km~数十kmの予報区域を対象に発表する洪水予報等に加えて、縦断的な水位(水面形)を計算により推定し、左右岸それぞれ、概ね200kmごとの洪水の危険度分布(水害リスクライン)を示している。また洪水予報の危険度分布では指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けしており、それぞれの詳細なリスク情報を洪水予報の危険度分布によりワンストップで確認することができる。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし

	時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
--	--

カ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

キ 線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から気象情報において、府県単位で線状降水帯による大雨となる可能性を「線状降水帯」というキーワードを使って呼び掛ける。

(2) 国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所と広島地方気象台が共同で発表する注意報及び警報（臨時の洪水予報を除く）

区 分	種 類	発 表 基 準
洪水予報 芦田川水系	芦田川氾濫発生情報（洪水警報）	・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。
	芦田川氾濫危険情報（洪水警報）	・急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険水位に達したとき。 ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。
	芦田川氾濫警戒情報（洪水警報）	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一次的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき）。 ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）。
	芦田川氾濫注意情報（洪水注意報）	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
	芦田川氾濫注意情報（警報解除）	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）。 ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）。
	芦田川氾濫注意情報解除（洪水注意報解除）	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表される。

(3) 広島県土木建設局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

区 分	発 表 ・ 解 除 基 準
土砂災害警戒情報	<p>発表基準 大雨警報または大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（降雨により予測可能な土石流発生の危険度が高まった）とき、市区町ごとに発表。</p> <p>解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予測されるとき、市区町ごとに解除。</p> <p>広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震などの大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。</p>

(4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）

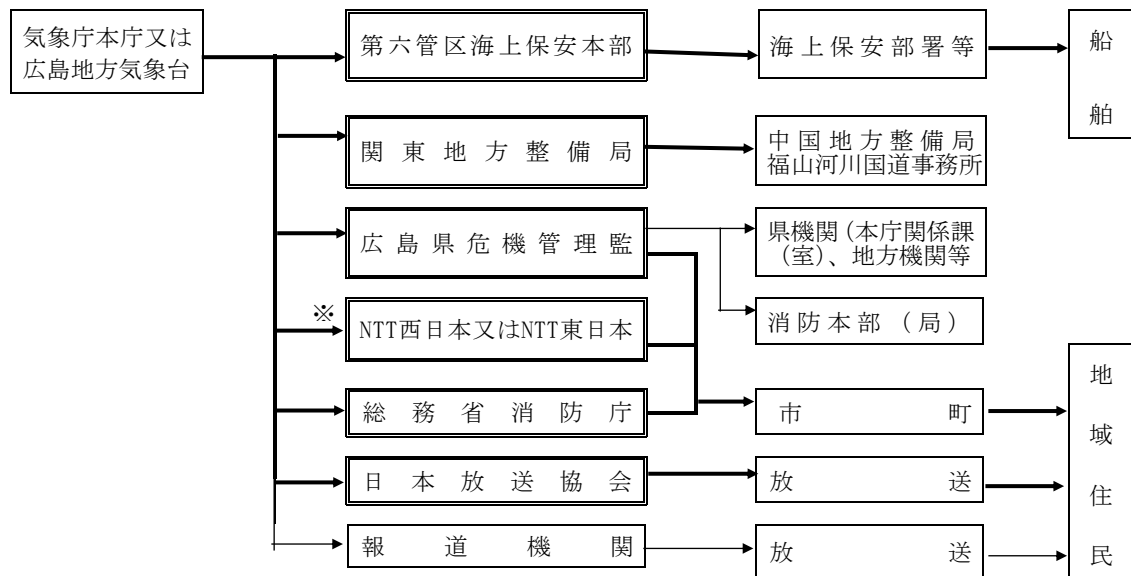
区 分	発 表 基 準
緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に緊急地震速報（警報）を発表する。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知して解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

4 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

(1) 広島地方気象台の伝達

広島地方気象台の気象等の予報及び警報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く。）を発表した場合の伝達は、次のとおりである。



- (注) 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。
 2 太線は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

- 3 ※は、津波警報等（解除を含む。）のみオンラインにより伝達する。
- 4 「NTT西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

(2) 広島地方気象台等から通知を受けた機関の措置

ア 西日本電信電話株式会社

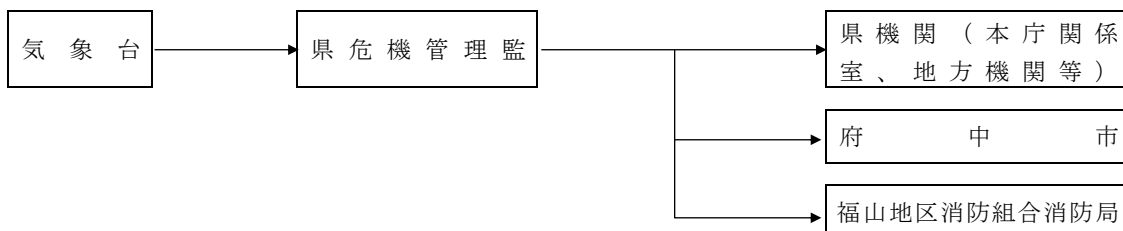
広島地方気象台から通知を受けた警報並びに土砂災害警戒情報は、次の経路により市に伝達される。



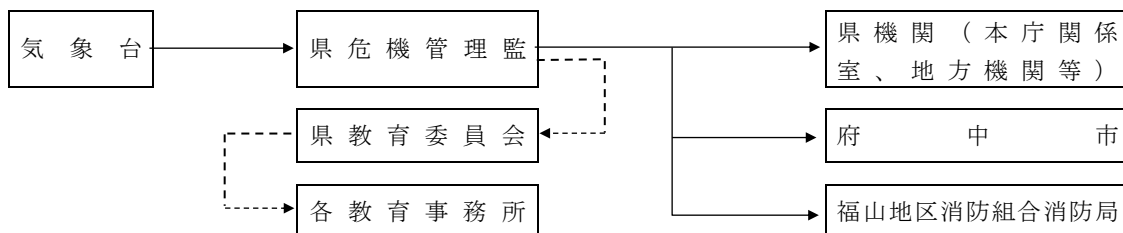
イ 広島県からの伝達

広島地方気象台から通知を受けた気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報は、次により市及び消防本部に伝達される。

(ア) 注意報



(イ) 警報並びに土砂災害警戒情報



—————▶ 県総合行政通信網による一斉通報

- - - - -▶ 有線電話・FAXによる個別情報

(注) 1 災害対策本部を設置した場合は、「県危機管理監」を「災害対策本部」とし、「関係県地方機関」を「災害対策支部」と読み替える。

2 現地本部が設置された場合の伝達は、災害対策本部が行う。

ウ 市の措置

(ア) ア、イに定めるところにより気象等予報及び警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の通知を受けた場合は、市防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）、広報車の利用等の方法により速やかに市民に周知させる。

(イ) 常にラジオ、テレビ等に注意し、気象等予報及び、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の発表を知ったときは、関係機関と密接な連絡をとり、事後の情報の把握に努める。

(ウ) 河川洪水予報及び土砂災害警戒情報等の緊急性の高い警報の通知を受けた場合は、避難指示等の発表の判断に利用するものとする。

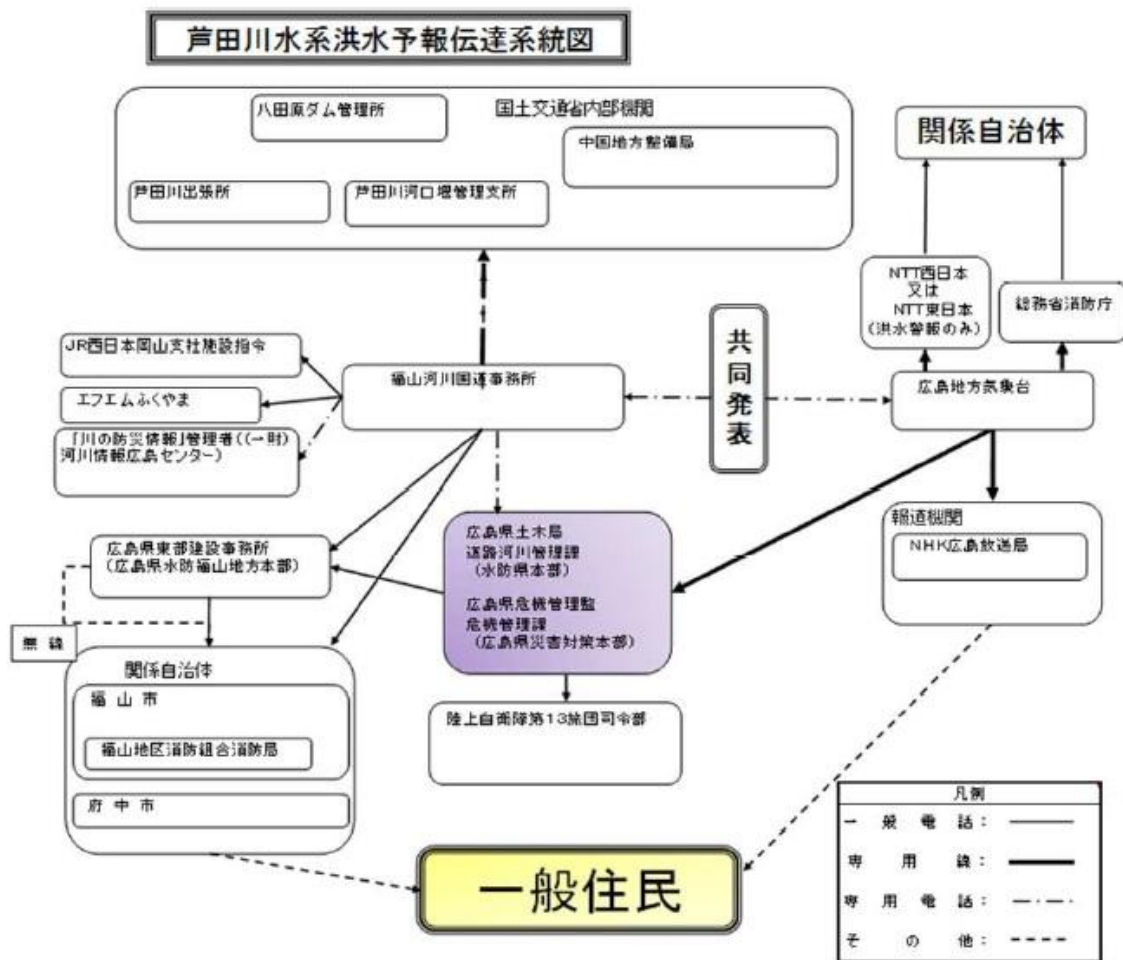
エ 放送機関

広島地方気象台等から通知を受けた気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報は、次により放送し、住民に周知させる。

- (ア) 警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報及び津波警報等については、即時に放送を行う。
- (イ) 注意報については、定時ニュース等により速やかに放送を行う。

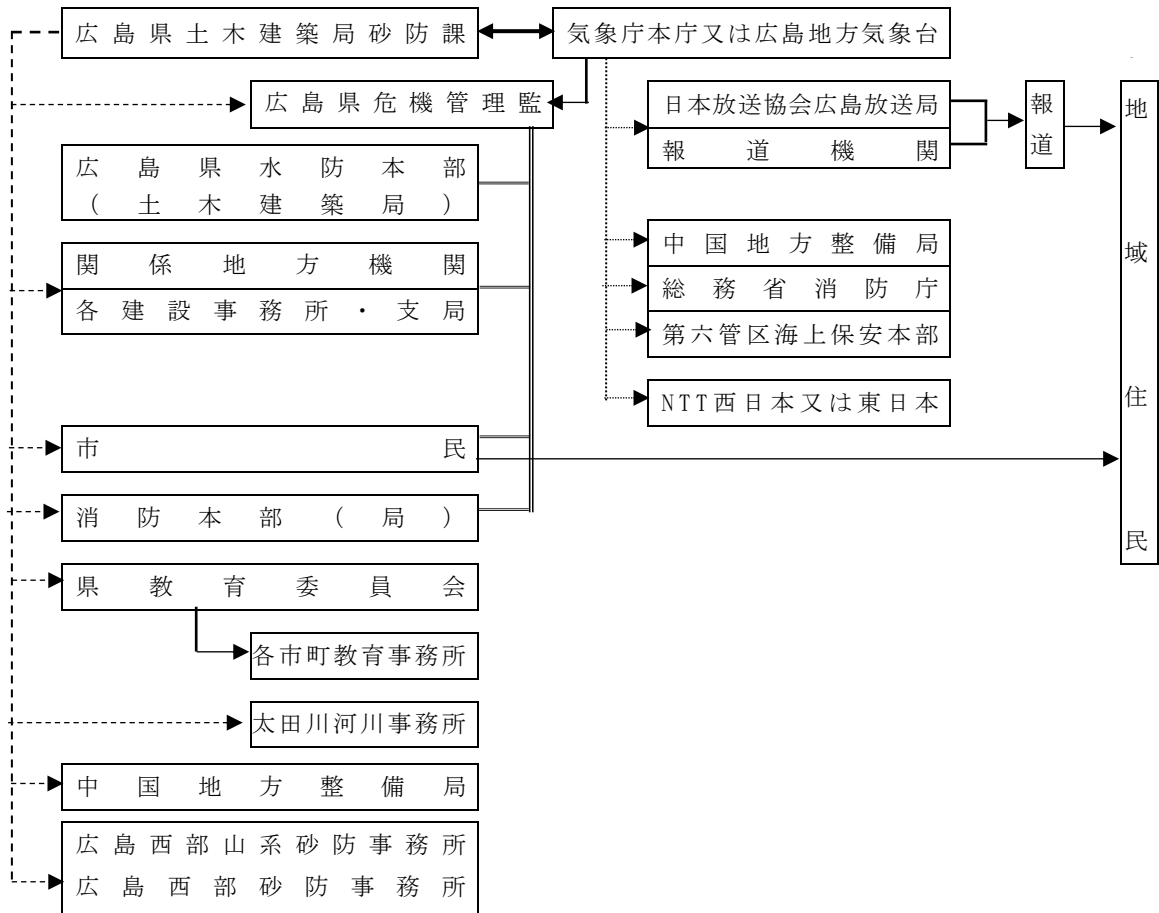
5 水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定による洪水予報の伝達

中国地方整備局福山河川国道事務所と広島地方気象台が共同して発表する芦田川水系洪水予報は、次の経路により伝達する。



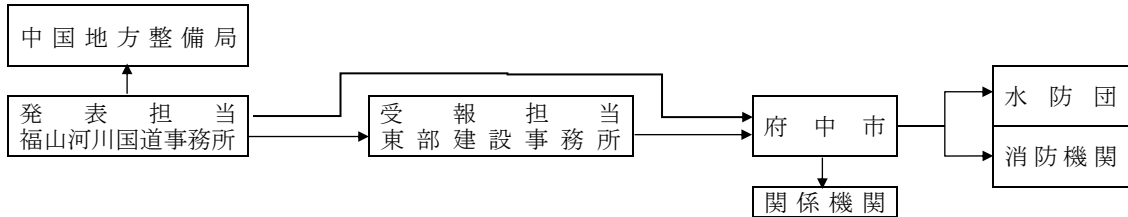
6 土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条の規定により、広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報の伝達経路

広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報は次の経路により伝達する。

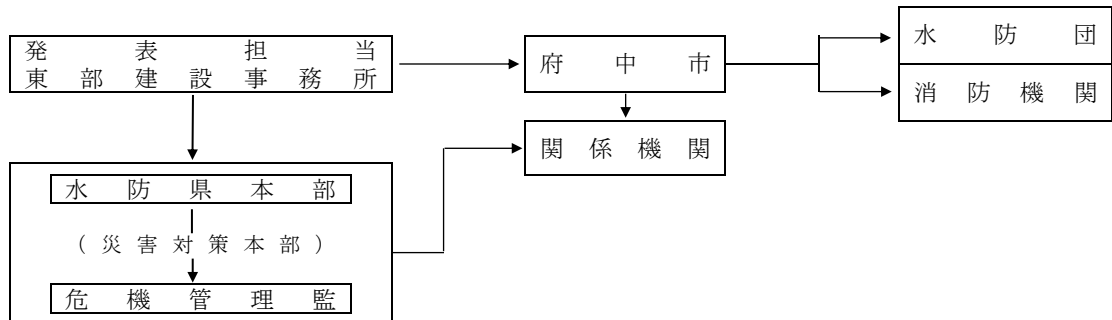


第3 水防警報の伝達

1 中国地方整備局福山河川国道事務所の発表する水防警報の伝達は、次のとおりである。



2 広島県東部建設事務所の発表する水防警報の伝達は、次のとおりである。



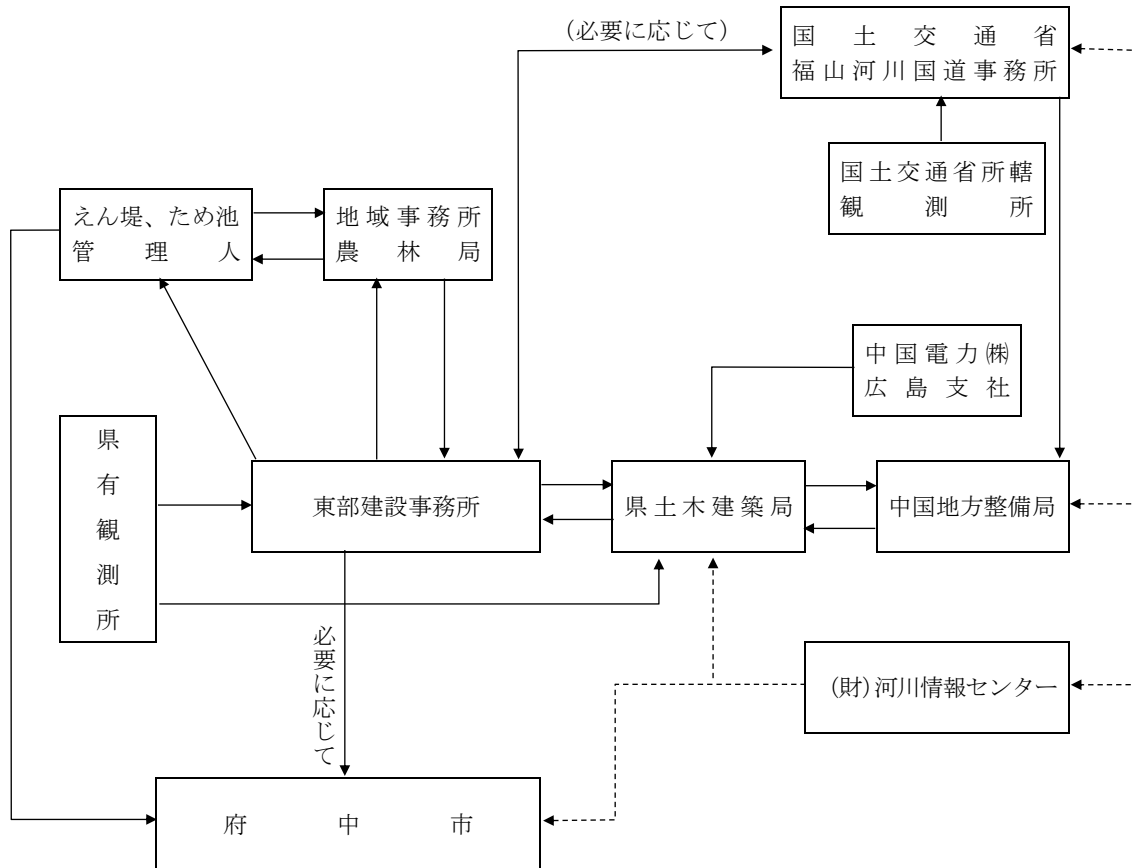
※ 県が災害対策本部を設置した場合、水防警報の伝達において「危機管理監」及び「東部建設事務所」は、

それぞれ「災害対策本部」及び「災害対策支部」と読み替える。

第4 水位等に関する情報

広島地方気象台から水位等に関する注意報等が発表された場合、又はその他必要な場合は、市内観測所に設置された観測所から次の経路等により必要な情報を収集する。

なお、市内における観測所は、資料編に掲載のとおりである。



資料編 ○市内観測所一覧 P. 409

第5 火災予防上の気象通報

1 火災気象通報

広島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、その状況を直ちに県危機管理監に通報し、通報を受けた県危機管理監は、直ちにこれを福山地区消防組合消防局に通報する。

2 通報の具体的な基準

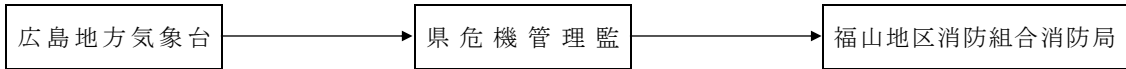
広島地方気象台が、火災予防上の気象通報を行う場合の具体的な基準は、次のとおりである。

火 災 気 象 通 報 基 準
① 実効湿度が60%以下で、最小湿度が35%以下となり、最大風速 7 m/s 以上の風が吹く見込みのとき。

② 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
 ただし、通報基準に該当する場合にあっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

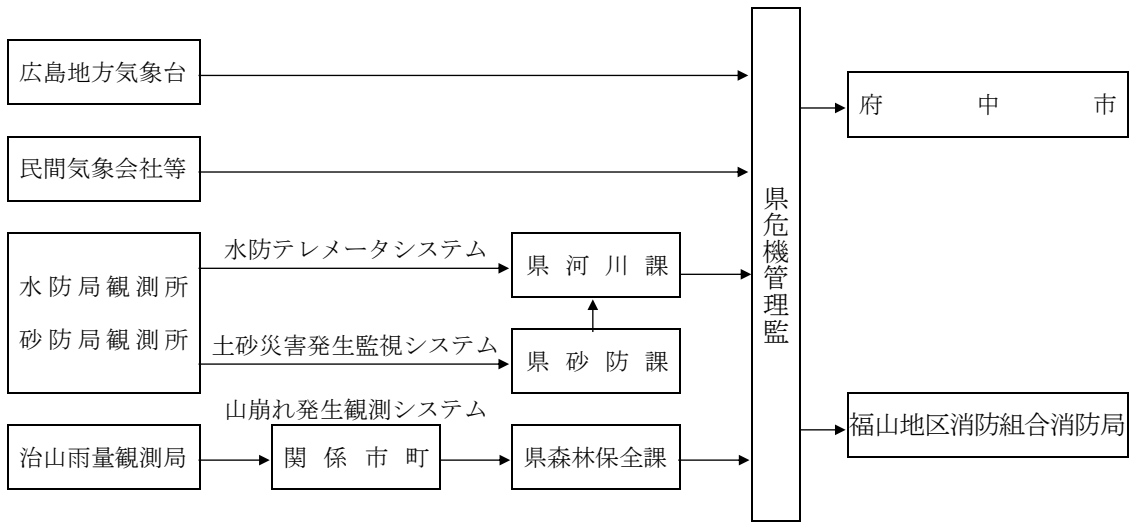
3 通報の伝達経路

広島地方気象台が行う火災予防上の気象通報は、次の経路により通報する。



第6 広島県防災情報システムによる気象情報等の提供

県は、広島県防災情報システムに送られてくる各観測施設等の気象情報等を入手し、次の経路により提供するので、市はこの情報を災害対応に役立てるものとする。



第3項 住民等の避難誘導に関する計画

第1 避難の指示

1 指示する者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示を行う。

(1) 災害対策基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合	立退き、立退き先を指示し、勧告する。	災害対策基本法第60条第1項
知事	同上的場合 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同上	災害対策基本法第60条第5項

警察官	同上の場合 市長が指示できないとき又は市長が要求したとき。	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法第61条
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法第63条第1項
警察官	同上の場合 市長又は委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又は市長等が要求したとき。	同上	災害対策基本法第63条第2項
自衛官	同上の場合 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同上	災害対策基本法第63条第3項

(2) その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合	区域から退去を命令	消防法第28条第1項
警察官	同上の場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上	消防法第28条第2項
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合	同上	水防法第14条第1項
警察官	同上の場合 水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同上	水防法第14条第2項
知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫した場合	必要と認める区域の居住者に立退きを指示	水防法第22条
知事、その命を受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合	必要と認める区域内の居住者に立退きを指示	地すべり等防止法第25条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発する。危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法第4条

自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にはいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合	同上	自衛隊法第94条
-----	--	----	----------

2 緊急安全確保

法令により権限を有する者は、災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。

3 避難指示

- (1) 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- (2) 避難の指示をしても徹底しない場合は、警察官職務執行法第4条の規定による警察官の措置により避難させる。
- (3) 現に災害が発生していることを把握した場合は、災害の発生情報を発し、命を守る最善の行動を促す。

4 避難指示の内容

市長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

実施責任者措置する場合措置の内容条項

- (1) 発令者
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難指示の理由
- (4) 避難日時
- (5) 避難先及び避難経路
- (6) 避難方法及び携行品
- (7) その他必要な事項

5 高齢者等避難の伝達

市は、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することや風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

発災時には（災害が発生するおそれがある場合も含む。）、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

6 住民への周知及び関係機関への連絡

避難の指示をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとと

もに、関係各機関に対して連絡する。

(1) 住民への周知徹底の方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を防災行政無線（同報系）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車等の利用及び消防団員の協力、テレビ（ワンセグ含む）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、総合アプリ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、固定電話、CATV、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な広報媒体を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて町内会長への一斉架電を通じた連絡や、関係防災機関及び自主防災組織等の協力を得て、周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障害者等の避難行動要支援者となりうる者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、住民の避難行動につながるよう、わかりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。

(2) 関係機関の相互連絡

市、県、警察署及び自衛隊は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

7 避難情報等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、どういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難情報等の判断・伝達マニュアルを作成しておくものとする。市は、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、災害の特性に応じた実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

8 避難指示等についての注意事項

(1) 避難指示は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定緊急避難場所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。避難等の指示権者は、不在等により避難指示の発令が遅れることがないように、あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 市は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難の指示を発するための情報の収集方法等について定めておく。

(3) 市は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生する

おそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

- (4) 市は、あらかじめ避難の指示を住民に伝達する方法を明らかにし、住民に周知徹底しておく。
- (5) 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。特に、緊急の避難が必要な場合は、「正常化バイアス」を打ち消す適度な避難を促す広報を実施する。
- (6) 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- (7) 市は、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- (8) 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。
- (9) 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。
- (10) 避難指示等を発令する前に、自主的に避難する者がいる場合、市は必要に応じて避難所を開設する。開設した避難所には、必要に応じて、仮設トイレ、臨時ごみ集積所、毛布等の物品を準備する。

9 避難指示等に係る助言

市長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

第2 防災上重要な施設の避難対策

- 1 病院、学校、劇場、旅館、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定避難所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。
- 2 保育所、幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。
 - (1) 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
 - (2) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させ

る場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

第3 報告

1 避難指示等を行った場合

市長は、災害対策基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。

(1) 提出先

県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

(2) 報告方法

総合行政通信網電話（ファクシミリを含む。）又は有線電話とする。

(3) 報告事項

ア 避難指示を発令した場合

その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時

イ 避難の必要がなくなった場合

その理由、日時

2 避難指示等の解除を行った場合

市長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

3 避難指示等の解除の際の助言

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることとする。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

4 指定避難所を開設した場合

災害救助法の規定により、被災者を入所させる指定避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

(1) 提出先

県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

(2) 報告方法

開設後直ちに総合行政通信網電話（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行い、その後速やかに文書による報告を行う。

(3) 報告事項

指定避難所開設日時、場所、箇所数、受入れ人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項

第4 避難の誘導

1 避難誘導に当たる者

- (1) 市職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者
- (2) 自主防災組織のリーダー等

2 避難誘導の方法

- (1) 指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。
なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した市長は、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。
また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに帰宅困難な場合は、適切な指定緊急避難場所への誘導を行う。
- (2) 避難は幼少児、女性、高齢者、障害者等避難行動要支援者を優先する。
- (3) 高齢者、障害者、妊婦等自力で避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画、個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- (4) 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- (5) 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
- (6) 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ県又は広島市に出動を要請するものとする。

第5 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

第1 目的

この計画は、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

第2 情報の収集伝達手段

災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

1 情報の収集手段

- (1) 住民からの電話、口頭による情報
- (2) パトロール車、公用車等による巡回
- (3) 市防災行政無線による収集
- (4) 府中消防署、府中警察署からの電話等による通報
- (5) その他関係機関からの電話等による通報
- (6) 市内郵便局からの情報
- (7) タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- (8) アマチュア無線のボランティアの活用
- (9) マスコミの報道
- (10) 県震度情報ネットワークシステムの活用
- (11) 県防災情報システムの活用
- (12) W e b 会議システムの活用
- (13) S N S 等による情報
- (14) 航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等

2 関係機関への伝達手段

- (1) 電話、口頭による報告
- (2) 市防災行政無線の活用
- (3) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (4) コミュニティFM、C A T Vの活用
- (5) 登録制メール、緊急速報メールの活用
- (6) アマチュア無線のボランティアの活用
- (7) W e b 会議システムの活用
- (8) S N S 等の活用

3 その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

第3 災害情報の収集伝達

1 通常の場合の経路

(1) 異常現象通報時の措置

ア 災害対策基本法第54条第4項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた市長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に東部建設事務所に通報する。

イ 前記アの場合において急施を要するときは、市長は、県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

(2) その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理す

る施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の
大要を県危機管理監に通報する。

(3) 災害に関する民間団体への通知

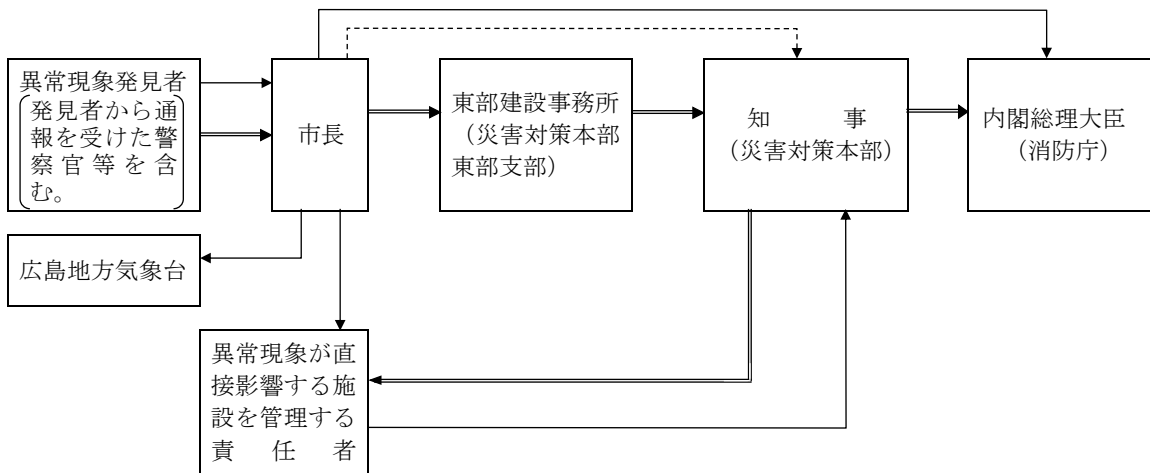
(1)、(2)の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間
団体へ通知する。

(4) 災害応急対策責任者相互の被害情報の交換

災害応急対策責任者は自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその
災害に対しとった措置をできるだけ相互に通報する。

2 県が災害対策本部を設置した場合の経路

県が災害対策本部を設置した場合の災害情報の収集伝達は次のとおりであり、市は異常現象の
通報を受けた場合には、この経路によって必要な措置をとるものとする。



(注) 1 県地方機関、その他の機関が異常現象発見者である場合は、市長が行う経路手続きを準用し、
その旨をその異常現象発生地域の市長に通知する。

2 〳〳〳は通常の場合の経路であり〳〳〳は緊急を要する場合で災害対策本部へ通知するいと
まのない場合の経路である。

また、----->は、緊急を要する場合で、災害対策本部へ直接通知する場合の経路である。

第4 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、各班は災害情報システムを活用して、
被災現場の状況等を報告する。これらの情報を集約して、市は災害対策基本法及びその他関係法令
の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。なお、市からの報告は
原則として、広島県防災情報システム(被害情報管理機能)を利用して行う。

また、市は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲か
ら直ちに県へ連絡するものとする。

ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣(消防庁経由)へ報告するものと
する。

なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

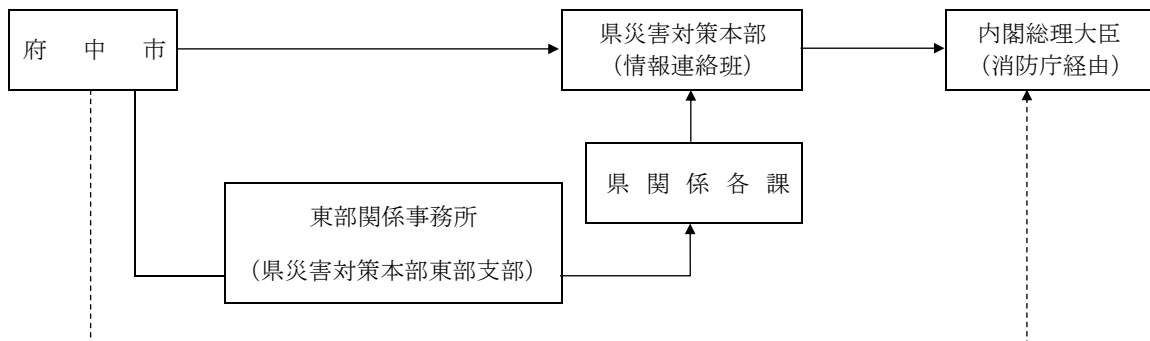
県及び市は、必要に応じ、直接収集した被災現場の画像情報を防災関係機関へ共有を図るものとする。

1 災害発生報告

災害応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

(1) 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。(災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。)



(県に報告できない場合)

内閣総理大臣への報告先 (総務省消防庁)

回線別	区分	平日 (9:30~18:15)	左記以外
		※ 応急対策室	※ 宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	内線指定81-048-500-90-49013	内線指定81-048-500-90-49101 ~49103
	FAX	内線指定81-048-500-90-49033	内線指定81-048-500-90-49036

(2) 災害発生報告の方法

災害発生報告は、原則として、広島県防災情報システムにて、発生日時、場所、人の被害、住家等の被害の有無、対応している措置について迅速に報告するものとする。

資料編 ○災害発生報告 P.508

(3) 災害発生報告の処理

災害対策本部 (災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監) は、報告の内容を関係各課に連絡するものとし、連絡を受けた関係各課は、必要に応じ関係地方機関を通じ

て所要の調査を行う。

(4) 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市は直ちに消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、市は、直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

(5) 県に報告することができない場合の災害発生の報告

市が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

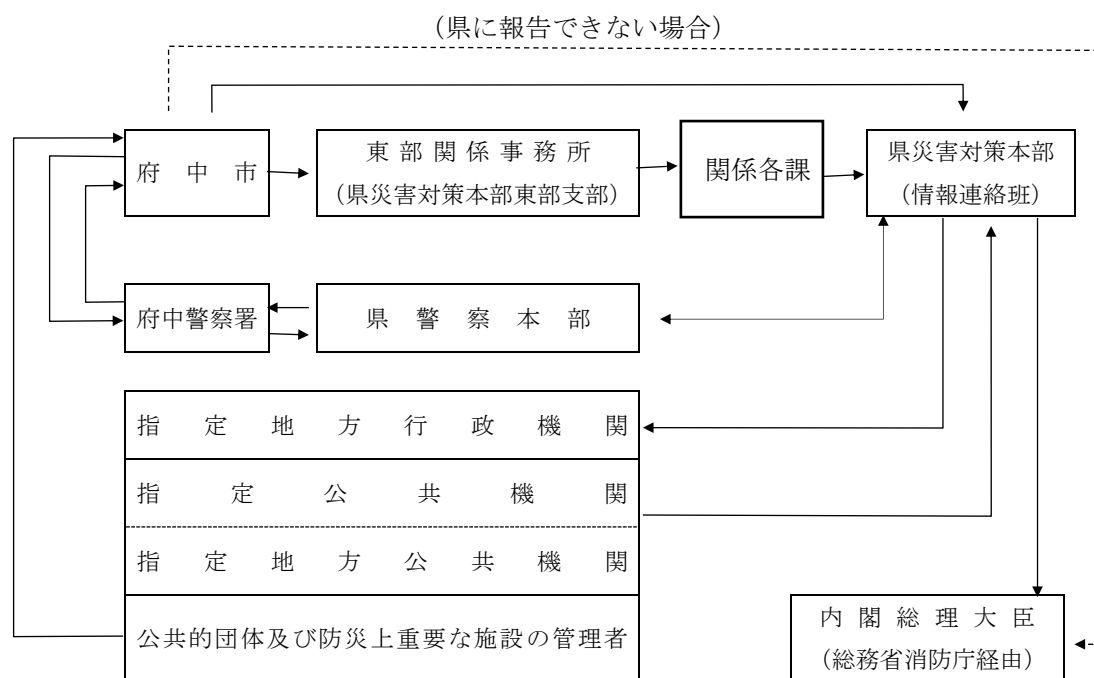
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

2 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

(1) 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。）



(2) 被害状況の報告等

人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判

明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

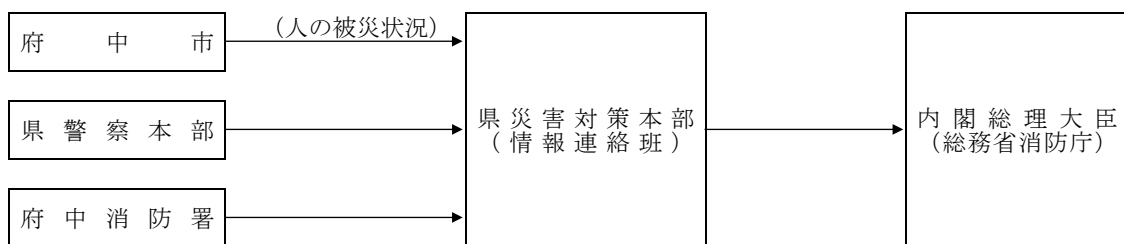
資料編 ○被害総括表 P.509

(3) 市が県に報告することができない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(4) 人の被害についての即報

市が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、次の経路により速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。



(5) 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○被害程度の判定基準 P.511

第2項 通信運用計画

第1 目的

災害時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図ることを目的とする。

第2 広島県総合行政通信網の活用

市は、広島県総合行政通信網の活用により、災害時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

広島県総合行政通信網は、県庁と地方機関庁舎等とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と市及び福山地区消防組合消防局とは、衛星系回線及び地上系回線（補完系）で構成した通信網である。

また、この通信網は、災害時には優先的に通信を確保するため、通信回線の統制機能を有すると

ともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。

第3 市防災行政無線の活用

本市の通信施設は、資料編に掲げるとおりである。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市防災行政無線を活用し、市民への緊急放送、消防団及び災害現場との連絡等通信の確保を図るものとする。

資料編 ○無線等設置状況

P. 408

第4 他の機関の通信施設の利用

災害時に利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- 1 警察通信施設
- 2 消防通信施設
- 3 その他民間施設
- 4 携帯電話等

第5 公衆電気通信設備の優先利用

1 加入電話の非常申込み

市は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、NTT西日本に非常通話・非常電報の申込みを行うものとする。

区 分	応 答 先	申込みダイヤル番号
非常・緊急電話	情報案内センター	「102」
非常・緊急電報	電報サービスセンター	「115」

2 優先利用の承認及び取扱い

前記1の非常・緊急通話（非常・緊急電報）扱いを利用する発信電話は、「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

3 非常・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記2の「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

4 特設公衆電話（無償）の要請

市は、災害救助法が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

要 請 先	電 話 番 号
N T T 西 日 本 中 国 支 店 設 備 部 災 害 対 策 室	082—511—1377

5 臨時電話（有償）等の申込み

市は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申し込む。

（1）固定電話

申 込 先	申 込 先 ダイヤル 番号
116センタ	「116」

（2）携帯電話

申 込 先	申 込 先 ダイヤル 番号
ド コ モ ビ ジ ネ ス ネット (株) モ バ イ ル レ ン タ ル セ ン タ	0120—680—100

6 専用電話、有線電気通信設備の利用

災害時において一般加入電話を利用することが困難な場合には、災害応急対策責任者は応急対策上必要な連絡のため、中国電力株式会社、西日本旅客鉄道(株)広島支社、県警察本部及びその他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、基本法第57条及び第79条の規定により優先利用できるものとする。使用する際の手続きについてはその機関と協議して決める。

第6 有線通信等が途絶した場合における代替措置

有線通信等が途絶した場合、市は、次により通信の確保を図り、災害応急対策の迅速な実施を図るものとする。

1 防災関係機関設置の無線通信施設の利用

有線通信が途絶した場合は、防災関係機関の設置する無線による非常通信を優先する。

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて非常無線通信を発信する。

なお、市は、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握するとともに、その利用について協議し、マニュアル等を作成しておくものとする。

2 放送機関に対する放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、知事を通じて放送機関に対し、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼する。

3 アマチュア無線の活用

災害時において通信手段が途絶した際には、市は、非常通信として、これを活用することを図るものとする。

4 移動体通信設備の利用

市は、各種の情報連絡を行うために移動体通信設備（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

第7 通信施設の応急対策

市は災害により通信施設に被害が生じた場合には、次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

1 要員の確保

市は、専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

2 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬型無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

第8 通信施設の機能確認及び運用訓練

災害時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

第9 通信機器の供給の確保

市は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて、中国総合通信局に応急調達を要請する。また、調達した通信機器は、適切に配分する。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

第1 目的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用した災害応急対策について定める。

第2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察のヘリコプターがある。

また、大規模災害時等には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）が必要な調整を行うものとする。

第3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- 1 被災状況等の偵察、情報収集活動
- 2 救急・救助活動
- 3 救援隊・医師等の人員搬送
- 4 救援物資・資機材等の搬送
- 5 林野火災における空中消火
- 6 その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

第4 活動拠点の確保

市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- 1 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- 2 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの適地を把握し、離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

第5 支援要請手続

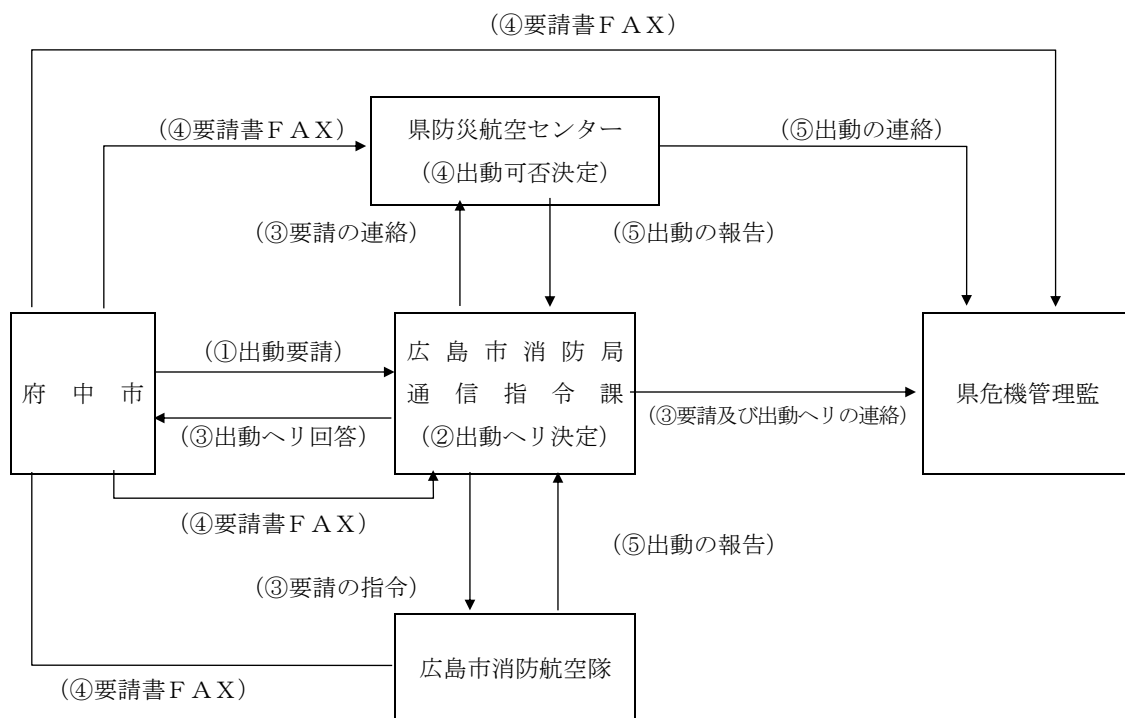
1 出動要請

市長は、災害の状況等によりヘリコプターの活用が必要と判断した場合は、県又は広島市にヘリコプターの出動を要請する。災害出動に関する受付は、広島市消防局警防部警防課（通信指令室）が行い、他の都道府県への応援要請等は広島県危機管理監が行う。

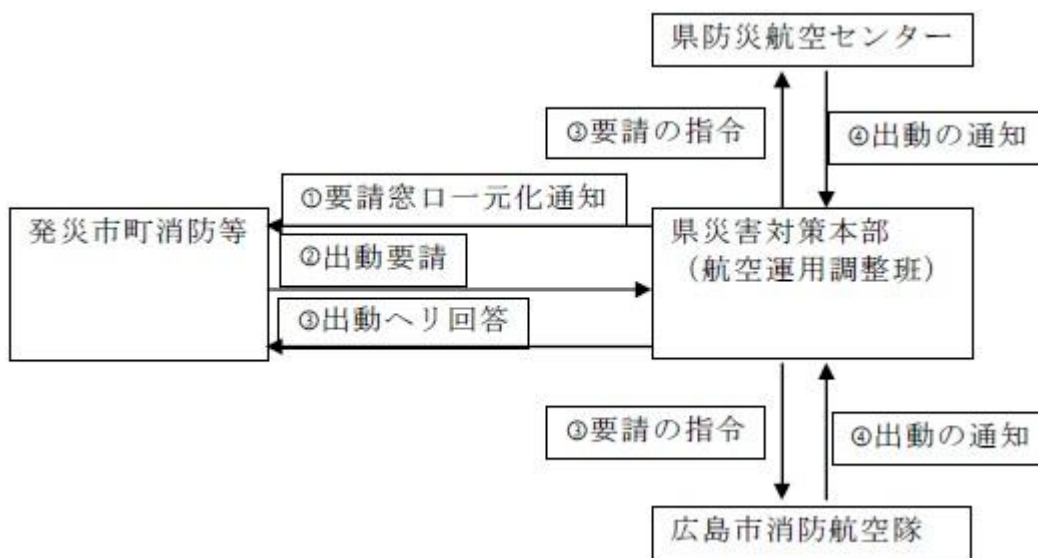
2 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は、次の図による。

(1) 通常災害時



(2) 大規模災害時



第6 各機関への出動要請

1 自衛隊

自衛隊のヘリコプターの支援要請については、本章第5節第1項「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター






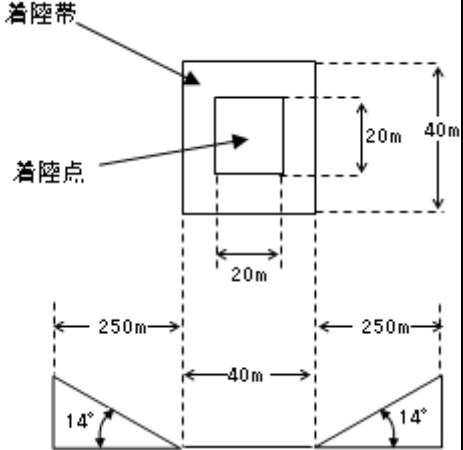



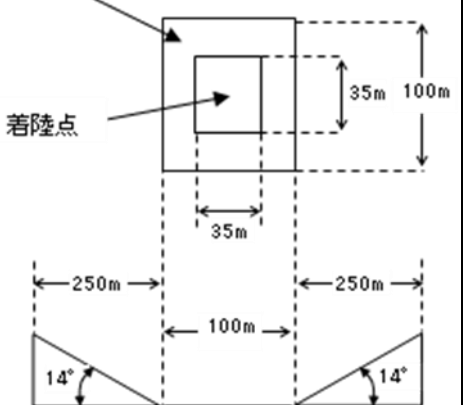
市は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「緊急消防援

助隊運用要綱」等に基づき、消防庁長官に対し、応援要請する。

別表

1 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小中型	 <p>広島県防災航空隊 アグスタAW139</p>  <p>広島市消防航空隊 AS365N3</p>  <p>広島県警察航空隊 AS365N2</p>  <p>第六管区海上保安本部 広島航空基地 アグスタAW139</p>  <p>陸上自衛隊 UH-1</p>	
大型	 <p>陸上自衛隊 CH-47</p>  <p>海上自衛隊 UH-60</p>  <p>海上自衛隊 MUH-101</p>	

2 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

(1) 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

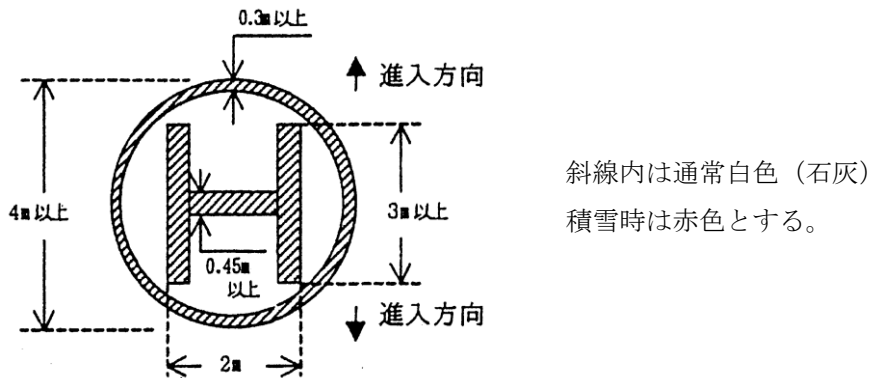
(2) 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。

(3) 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。

(4) 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

(5) 着陸地点には次図を標準とした㊦を表示する。



(6) 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

(7) 臨時ヘリポートの使用にあたっては、県災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。

3 臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合を避けることとする。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣要請計画

第1 目的

この計画は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、市の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に市長が必要と認める場合に実施する自衛隊の災害派遣要請の要求について必要事項を定めることを目的とする。

第2 災害派遣要請要求の対象となる応急対策の範囲

自衛隊の災害派遣要請を要求するに当たっての対象となる応急対策の範囲は、次のとおりであ

る。

- 1 被害状況の把握及び通報
- 2 遭難者等の捜索・救助
- 3 消防
- 4 水防
- 5 人員及び救援物資の緊急輸送
- 6 道路及び水路の啓開
- 7 応急の医療、救護、防疫
- 8 給食、給水及び入浴支援
- 9 救援物資の無償貸付又は譲与
- 10 危険物の保安及び除去

第3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官がその場にいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。

この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- 2 市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

第4 災害派遣要請の手続

- 1 要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

- 2 派遣要請者連絡先、要請先及び連絡方法

- (1) 要請者連絡先及び連絡方法

連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
(県知事) 県危機管理監	広島市中区基町10-52	082-228-2111 (内線2702) (直) 082-511-6720 082-228-2159

(2) 要請先及び連絡方法

連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
(陸上自衛隊第13旅団長) 陸上自衛隊第13旅団司令部第3部(防衛班)	安芸郡海田町寿町2-1	082-822-3101 (内線2410) (夜間・土日・祝日等) (内線2900(当直))

3 災害派遣要請の要求等

- (1) 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。
- (2) 市長は、上記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの(陸上自衛隊第13旅団長等)に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等を行うことができる。
- (3) 市長は、上記(2)の通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

4 災害地における調整

要請者は自衛隊が要請の趣旨にそってその業務が円滑に実施できるよう、災害地における災害応急対策責任者相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとる。

第5 災害派遣部隊の受入れ

市は、災害派遣を依頼した場合、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

1 派遣部隊到着前

- (1) 市における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署(職員)の指定及び配置(平常時からの指定及び配置を含む。)
- (2) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設(場所)の提供
- (3) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備
宿营地候補は、土生児童公園及び南の丘第二駐車場とする。
- (4) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- (5) 臨時ヘリポートの設定(第3章第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。)

2 派遣部隊到着後

- (1) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (2) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (3) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

第6 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- 1 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- 2 隊員の給与
- 3 隊員の食糧費
- 4 その他の部隊に直接必要な経費

第7 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、知事に対して自衛隊の撤収を要請する。

第2項 相互応援協力計画

第1 目的

大規模災害が発生し、被害が広範囲に及び、市のみでは十分な応急措置ができない場合、他市町や県等の協力を得て応急措置を実施する。

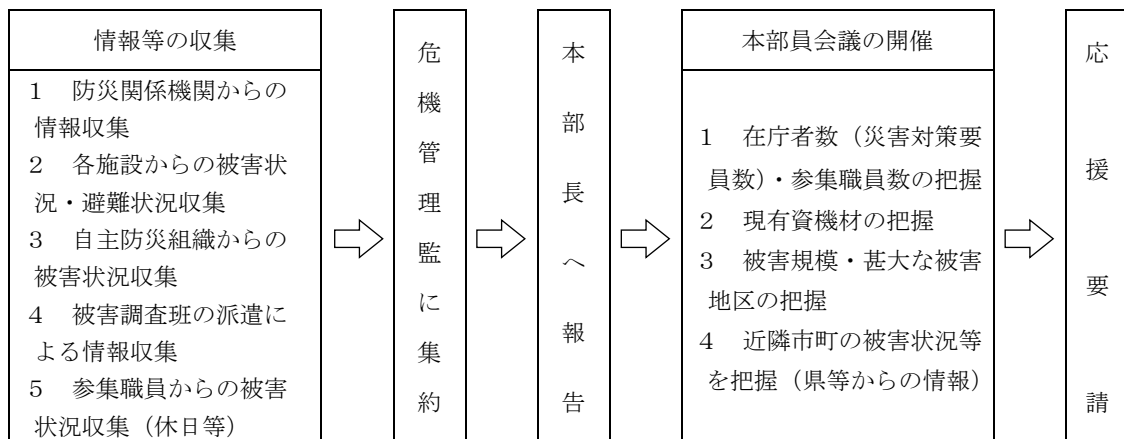
第2 実施責任者

他市町、県等への応援要請は、市長が行うものとする。

第3 応援要請の決定

災害が大規模な場合は、防災関係機関からの情報や被害調査班の編成派遣による情報、また各施設からの被害状況等に基づき、緊急に本部員会議を開催し、本市の現状を把握して応援要請の必要の有無等の決定を行う。

応援要請決定フロー



第4 応援要請の実施内容

市は、必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

1 応援協定に基づく応援要請

(1) 締結状況

本市は、次のとおり応援協定を締結している。

ア 広島県内広域消防相互応援協定

イ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定

資料編	○広島県内広域消防相互応援協定書	P. 475
	○県内市町村の災害時の相互応援に関する協定	P. 456

(2) 応援要請

市は、災害の種類、災害の規模等に応じて、協定締結機関の中から適切な機関を選定し、応援を要請する。

2 知事等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

明 示 事 項
(1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
(2) 応援を必要とする職種別人員
(3) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
(4) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
(5) 応援を必要とする期間
(6) その他必要な事項

3 他の市町長に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

4 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、地区の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

第5 応援要員等の受入体制

災害応急対策を実施するに際して、他市町等から必要な応援要員等を要請する場合には、市は次のとおり受入体制の確保を図るものとする。

1 応援要員の受入施設

市は、公共施設の中から適当な施設を確保し、又は旅館等に協力を依頼して、応援要員の宿泊施設を確保する。

2 資機材等の受入場所

他市町等からの資機材等は、市有地に搬送するものとする。適当な市有地が見当たらない場合は、私有地を借上げて搬送するものとする。この場合には、土地所有者又は借地権者と借地契約を結んでおくものとする。

3 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、資機材の準備、作業内容、作業場所、その他作業に必要な受入体制を確立しておくものとする。

第6 民間団体等への要請

1 要請の事項

災害時に医師会、町内会連合会、女性会等の民間団体及び市民ボランティアに協力を要請する業務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 異常気象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報
- (2) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
- (3) 被害状況の調査補助事務
- (4) 被災地に対する炊き出し、救援物資の配分及び輸送等の業務
- (5) 被災地内の秩序維持活動
- (6) 道路警戒活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- (7) その他災害応急対策業務への応援協力

2 協力要請の方法

災害時に民間団体及び市民ボランティアに協力を要請するに当たっては、次の事項を明らかにして行う。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 活動の内容 (2) 協力を希望する人数 (3) 調達を要する資機材等 (4) 協力を希望する地域、期間 |
|--|

第7 被災地への職員の派遣

市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

なお、被災地への応援派遣職員は、派遣元となる市職員の人材育成を通じた災害対応力の向上に

つながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

第3項 防災拠点に関する計画

第1 目的

この計画は、大規模災害時における災害対策活動の拠点を整備し、救援物資の集積等の拠点を指定配置するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 防災拠点施設の整備

1 防災拠点施設の指定

市は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を、市の防災拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

防災活動拠点		
・ 災害対策活動拠点	⇨	市庁舎
・ 避難対策拠点（避難場所）	⇨	各小・中学校、集会所、公民館等
・ 救援物資集積拠点	⇨	福山通運株式会社福山北支店 福山通株式会社福山北物流センター
・ 輸送拠点（ヘリポート）	⇨	中須グラウンド、上下運動公園野球場
資料編	○指定避難所一覧	P. 415
	○ヘリポート適地の状況	P. 443

2 耐震化の推進

災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる市庁舎、避難施設となる学校その他の公共施設においては、耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事を行い、耐震化・不燃化を図るものとする。

3 防災拠点施設の整備

- (1) 災害対策活動拠点及び避難対策拠点等に、計画的に食料、生活必需品等の備蓄、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電装置等の整備を図る。
- (2) 避難路となる歩道、避難場所、避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への手すり等の設置を推進する。
- (3) 災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災拠点への移動系無線など連絡手段の整備を推進する。

4 災害対策本部代替拠点機能

地震災害等により、市庁舎が使用できない場合に災害対策本部として活動ができる機能を確保する。

第3 防災拠点施設の運営

各防災拠点施設は市又は協定締結先が運営するものとするが、必要によりボランティア、自主防災組織等の協力を得て運営するものとする。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

第1 目的

災害時における救出、救護その他人の生命、身体、財産の保護及び遺体に対する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 救出活動

1 通常の場合

市長が救出責務を有するが、直接の救出は府中消防署、消防団、府中警察署がこれにあたる。この場合、市長は、救出担当機関と密接な連携を保ち、救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

2 災害救助法を適用した場合

知事は、市長を補助執行者として府中消防署、消防団、府中警察等関係者の協力により救出に当たる。

なお、知事から実施を指示されたときは、市長が実施責任者となり救出を行う。

第3 救出方法

救出は、災害の条件によって異なるが、関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出活動を行うものとする。

1 消防署、消防団員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機器その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

2 市による救出が困難なときは、速やかに警察署に連絡し、合同して救出に当たる。

3 上記2によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、次の事項を示して県及び隣接市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要請する。

なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他資機材の概数
- (4) 応援を必要とする区域及び活動内容

(5) その他参考となるべき事項

- 4 救護機関及び警察署と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

第4 自主防災組織、事業所等の活動

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

なお、市等は、自主防災組織及び事業所等に対して、日ごろから自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

- 1 自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。
- 2 要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防署又は警察署等に連絡し、早期救出に努める。
- 3 市、消防署及び警察署と可能な限り連絡をとり、その指示を受けるものとする。

第5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者救出における救助の程度、対象及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○災害救助法による救助の基準

P. 523

第6 遺体の搜索、収容、埋葬等

- 1 市長が行う措置

災害救助法が適用された場合において、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の収容、埋葬等を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により措置する。

第7 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第8 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第9 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第2項 医療救護・助産計画

第1 目的

災害のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

第2 災害時における実施責任者

【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

- 1 市長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、府中地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- 2 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- 3 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。
- 4 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

【第Ⅱステージ（被災地の医療機関、避難所の支援）】

- 1 市長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、府中地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- 2 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- 3 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。
- 4 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

第3 医療救護班の編成

市は、医療救護活動を実施するうえで必要があると認めた場合には、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき府中地区医師会に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

資料編 ○災害時の医療救護活動に関する協定書

P. 469

第4 医療救護等の活動内容

1 医療救護

【基本原則】

- (1) 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。
- (2) 医療救護活動を円滑に実施するため、災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」をや「災害薬事コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む。）や市に助言

や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。

(3) 県災害対策本部（県保健医療福祉調整本部）には、必要に応じて県内の統括DMAT、DMAT隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括DMAT等が参画し、情報収集やDMAT、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。

(4) 医療救護活動に当たっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

① DMAT・ドクターヘリ

【第Ⅰステージ】

ア 被災地で活動するDMATは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMAT活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。

イ 広域医療搬送の要請を受けたDMATは、広域医療搬送拠点に参集し、主にSCUでの活動、航空機内の医療活動、SCUへの患者搬送を行う。

ウ 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行う。

【第Ⅱステージ】

ア 統括DMATが被災地域内の医療機関及び避難所において、継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。

イ 県DMAT調整本部がDMAT活動の終了を判断した時は、DMAT調整本部を解散する。

ウ ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断した時は、患者の後方病院搬送等を実施する。

エ ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運航体制を再開する。

② 医療救護班

【第Ⅰステージ】

ア 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。

イ 医療救護班の出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

ウ 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。

エ 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMAT、救急隊員とともに3T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。

オ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネー

ター等の助言を受けながら判断する。

カ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努める。

【第Ⅱステージ】

ア 市は必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。

イ 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があつた場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。

ウ 医療救護班の出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

エ 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

オ その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

カ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し、連絡する。

キ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努める。

2 DPATの派遣

ア 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織するDPATを被災地に派遣する。

イ DPATが不足するときは、市内医療機関、他都道府県等に対して、DPATの編成及び派遣を求める。

ウ DPATの派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

3 公衆衛生活動

① 災害時公衆衛生チーム

ア 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

イ 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。

ウ 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。

エ 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実

施する。

② こども支援チーム

ア 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織することも支援チームを被災地に派遣する。

イ 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。

ウ 学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

③ 保健師

統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。

第5 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する場合は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第6 助産

1 原則として医療救護に準ずる。

2 災害救助法が適用された場合には、次に定めるところによる。

(1) 助産の対象となる者

災害発生の以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の方途のなくなった者

(2) 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、衛生材料の支給

(3) 助産の期間

分べんした日から7日以内

第7 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、医療・助産の給付における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○災害救助法による救助の基準

P. 523

第8 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第3項 消防計画

第1 目的

この計画は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとと

もに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するための必要事項を定めることを目的とする。

第2 消防活動体制の整備

1 住民・自主防災組織等への周知

市は、災害発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民・自主防災組織・事業所等に周知しておくこととする。

(1) 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(2) 火災の拡大防止

大災害により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

2 消防体制の整備

市は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(1) 災害発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(2) 災害発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(3) 災害発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(4) 災害発生時には、水道管の破損や停電時による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

3 広域体制の確保

大規模災害に適切に対応し、災害に強いまちづくりをめざし市民生活のより安全を確保するため、消防防災に係る組織、人員、施設、資機材の充実強化に努めるとともに、より一層効果的な運用が図られるよう消防機関の広域体制を確立する。

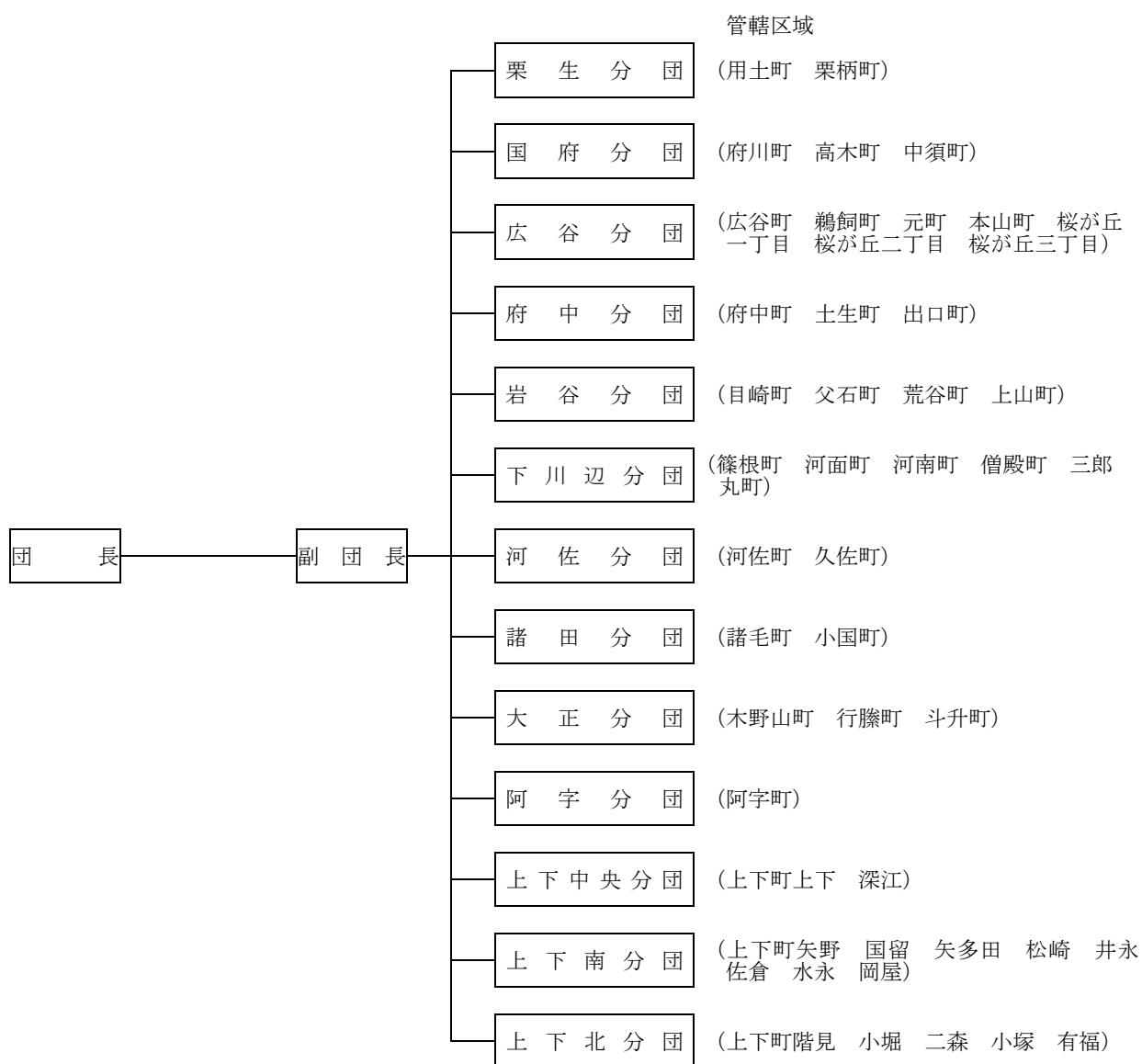
第3 組織

1 福山地区消防組合

福山地区消防組合は、福山市、府中市、神石高原町の2市1町で構成されており、本市には常備消防として府中消防署及び府中消防署小塚出張所が設置されている。

2 府中市消防団

現在、13分団で編成され、地域に密着した消防活動等を行っている。



資料編 ○消防団消防ポンプ自動車保有状況

P. 428

第4 消防力等の整備

「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に基づき、また消防施設強化促進法等による施設補助により、消防施設等の整備、強化等を図り、有事即応体制の確立に努める。

1 消防資機材の整備

本市の消防資機材の整備状況は、資料編に掲載のとおりである。今後とも整備計画に基づき更新整備に努めるものとする。

資料編 ○消防資機材等整備状況

P. 428

2 消防水利の整備

本市の消防水利の現況は、資料編に掲載のとおりである。今後も、整備計画に基づき防火水槽、消火栓の整備を図るほか、地震の発生に備え、耐震性貯水槽等の整備を検討するものとする。

資料編 ○消防水利の現況

P. 429

第5 消防活動

1 火災発生状況等の把握

市は府中消防署、消防団と連携して、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、警察署と相互に連絡を行う。

- (1) 延焼火災の状況
- (2) 自主防災組織の活動状況
- (3) 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路
- (4) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

2 消防活動の留意事項

市は府中消防署、消防団と連携して、次の事項に留意し、消防活動を行う。

- (1) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地帯を確保する。
- (2) 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- (3) 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地域は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置を講ずる。
- (4) 救護活動の拠点となる病院、避難所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- (5) 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急処置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- (6) 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

第6 事業所等（研究室、実験室を含む。）の活動

市は府中消防署と連携して、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

1 火災予防措置

初期消火及び延焼の防止並びにLPガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の際の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 事業所等の防災組織は初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 災害拡大防止措置

L Pガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (2) 警察及び消防機関等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。
- (3) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第7 相互応援協力計画

市及び府中消防署は、火災発生時に自己の消防力では十分な消防活動の実施が困難と判断した場合には、あらかじめ締結している消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」に基づき県内他市町等に応援を要請するものとする。

資料編 ○広島県内広域消防相互応援協定書

P. 475

第8 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第9 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第4項 水防計画

第1 目的

この水防計画は、水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定に基づき、広島県知事から指定された指定水防管理団体たる府中市が、同法第25条の規定に基づき、府中市の地域にかかる河川又は池沼の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第2 水防事務の処理

洪水に際し水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条による水防警報の通知等を受けたときから洪水による危険がなくなるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第3 水防本部の設置及び組織

1 水防本部

- (1) 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときからその危険がなくなるまでの間、危機管理室に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。
- (2) 水防本部の組織と事務分掌については、本章第2節第1項「組織、動員計画」に定められている災害対策本部の組織及び事務分掌に準じるものとする。
- (3) 区域内の河川等に対する監視、予防伝達、連絡、資材の整備等の万全を期するために上記(2)に基づいて行う。

2 水防組織の設置

- (1) 水防にかかる組織は、次のいずれかに該当する場合に設置し活動を開始する。
 - ア 広島地方気象台から警報が発せられた場合
 - イ 気象状況等により河川等に対して水防活動を必要とするものと市長が認めて指示した場合
- (2) 水防活動の実施に備えるため水防活動に関する警報が発せられた場合、その他必要な場合、水防準備勤務に服するものとする。

3 動員

水防活動は、市職員及び消防団員により実施するが、要員が不足する場合、水防管理者である市長は、一般市民の協力を求めることができる。

第4 非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第5 予警報、水位等の連絡

1 気象予警報の連絡

気象予警報は、本章第3節第1項「災害情報計画」に定めるところによる。

2 水位及び雨量の連絡

水位及び雨量の連絡は、本章第3節第1項「災害情報計画」に定めるところによる。

第6 水防巡視等

1 水防巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長(消防分団長)に対し、その通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が次の表の水防団待機水位又ははん濫注意水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係水防分団長に通知するとともに、「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせるものとする。

河川名	量水標の名称	量水標の位置	水防団 待機水位 (指定水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	管理者名
芦田川	府中	府川町	1.5	2.5	国土交通省
〃	矢野原	河佐町矢野原	3.0	4.0	〃
砂川	府川	府川町	1.0	1.5	東部建設事務所
出口川	大黒	出口町大黒橋上	0.6	0.9	〃
御調川	下川辺	篠根町字梅木	2.0	3.0	〃
上下川	二森	上下町二森下陰地	1.2	1.8	〃

2 水防信号

水防信号は水防法第13条の規定に基づき、次により行うものとする。

信号の種類	発するとき	措置事項	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき	一般市民に周知するとともに必要な団員を招集し河川の警戒に当る	○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止	約5秒 ○ — — 約15秒 休止 ○ — 約5秒 —
第2信号	各分団長より洪水のおそれがある旨の報告があったとき	各分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現地に輸送する	○ — ○ — ○ — ○ — ○ — ○	約5秒 ○— 約6秒 休止 ○ — 約5秒 —
第3信号	堤防が決壊し、又はこれに準じるべき事態が発生したとき	各分団員の外、必要により一般市民の出動を求める	— — — —	約10秒 ○ — 約5秒 休止 ○ — 約10秒 —
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めるとき	府中警察署に通報し、一般市民を避難場所に誘導する	乱打	約1分 ○ — 約5秒 休止 ○ — 約1分 —

備考 ア 信号は適宜の時間継続すること。

イ 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

ウ 危険があったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第7 水防資機材等

- 1 市は、担当堤防延長2km以内に対し1箇所割合で水防倉庫を設け、県の定める基準によって資材及び器具の整備を行うよう努めるものとする。
- 2 資材の確保及び調達については、手持資材の数量を常に調査し、緊急の補給についてあらかじめ打合せを行っておくものとする。また、水防資材確保のため、水防資材取扱業者とあらかじめ契約しておくものとする。
- 3 資材及び器具が不足する場合には、東部建設事務所長を通じて県有備蓄資材及び器具の借用を要請する。
- 4 本市の水防倉庫の位置並びに保管する資材及び器具は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○市内水防倉庫、備蓄資材一覧	P. 431
--------------------	--------

第8 水防活動等

1 水防団（消防団）の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法（昭和24年法律第193号）第16条の規定による水防警報等を受けたときから洪水による危険がなくなるまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

2 水防受持区域

分団の水防受持区域は資料編に掲げるとおり、分団管轄内の全域とする。

資料編 ○水防受持区域一覧	P. 431
---------------	--------

3 重要水防箇所

重要水防箇所は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○重要水防箇所一覧	P. 432
---------------	--------

4 河川、堤防の巡視等

- (1) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に報告するものとする。なお、水位が氾濫注意水位に達したときは、水防法第13条の規定による第1信号により地域住民に周知するものとする。
- (2) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位に達したときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちに、その状況を水防管理者に報告するとともに、第2信号を打続し、団員を招集し水防作業に当たらせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (3) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準じるべき事態が発生し、水防のため、地域内住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を水防管理者に報告するものとする。

- (4) 水防管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその旨を河川管理者に報告するものとする。
- (5) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともにその旨を水防管理者に報告するものとする。

5 堰堤等の操作

(1) 堰堤、樋門等

堰堤、樋門等の現況等は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○堰堤、樋門等の現況	P. 430
----------------	--------

(2) 施設の操作

- ア 出水のおそれがある場所における施設の操作を明確にしておくため、各責任者は操作要領を作成するとともに、施設を操作した場合は直ちに水防管理者にその状況を通報するものとする。
- イ 水防管理者はアの通報を受けた場合、東部建設事務所、府中警察署及び氾濫する方向の隣接市町に通報するとともに関係地区住民に周知させるものとする。

6 決壊等の通報及び避難のための立退き

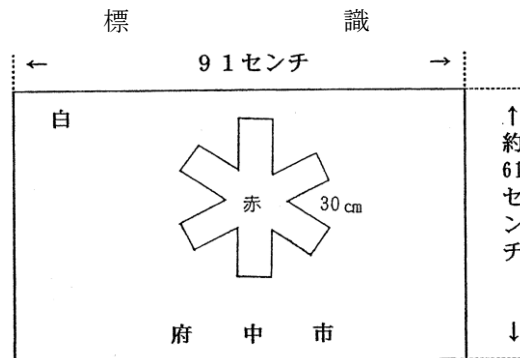
(1) 河川、ダム、ため池等の管理者

- ア 大規模な地震や風水害等の災害により、堤防、ダム、ため池等の破損による洪水の来襲が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第22条による避難のための立退きの指示を行う。なお、水防管理者が立退きの指示を行う場合は、府中警察署長に通知する。
- イ 河川、ダム、ため池、水門及び樋門等の管理者は、地震や水害等の発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずる。
また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡する。

資料編 ○堰堤、樋門等の現況	P. 430
----------------	--------

7 優先通行、緊急通行

- (1) 水防のため出動する自動車は知事の定める次の標識を付して優先通行するものとする。



- (2) 消防機関に属するものは、水防上緊急の必要がある場所におもむくときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地等を通行することができる。

第9 公用負担

1 市長等の権限

水防上緊急に必要な場合は水防法第21条の規定により市長、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使する。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 権限の委任等

市長、水防団長又は消防機関の長は、公用負担について、次に定めるところにより実施する。

(1) 公用負担の権限の委任

公用負担は水防の現場で緊急の措置として実施されるので、あらかじめそれぞれのケースを想定して公用負担を命ずる者を定めておく。

(2) 公用負担の範囲

公用負担は客観的にみて必要な場合に必要限度において実施されなければならない。

(3) 公用負担を実施した場合の報告

公用負担の委任を受け、又は要請を受けて命じた者は、水防活動終了後速やかに市長に報告するものとする。

3 公用負担に伴う損失補償

公用負担に伴い損失を受けたものには、その程度により損失を補償する。

第10 応援

市長は他の市町村長又は消防長に対し、緊急に必要な場合、応援を求めることができる。

(1) 応援協定

市長は必要に応じ、隣接市町と応援協定を結ぶことができる。昭和62年10月1日広島県広域消防応援協定に基づく。

(2) 自衛隊の派遣要請

水防活動に際して市の能力で不十分な場合においては、本章第5節第1項「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊に派遣要請をするものとする。

第11 水防活動報告

1 本部長への報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に資料編に掲げる様式により水防本部長に報告しなければならない。

2 県への報告

市長は、水防が終結したときは速やかに資料編に掲げる様式により、東部建設事務所へ報告するものとする。

資料編	○水防活動実施報告書	P. 437
	○水防活動実績報告書	P. 438

第12 水防訓練

水防法第28条により毎年水防訓練を行う。

第5項 危険物等災害応急対策計画

第1 目的

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱いを行う事業所においては、災害発生時には自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

自己の消防力等では対処できない場合には、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他市町及び福山地区消防組合消防局に対して応援を要請する。

資料編	○広島県内広域消防相互応援協定書	P. 475
-----	------------------	--------

また、市及び消防機関は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を講ずる。

なお、災害の発生に備え、事業所においては、日ごろから関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、市及び消防機関は、これらに対して、必要な指導を行う。

第2 危険物災害応急対策

消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、災害の発生を防止するため次の措置を講ずる。

1 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

- (1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。
- (2) 府中警察書及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (3) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

- (4) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するととも

に、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

2 市及び府中消防署

- (1) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
- (2) 事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。

ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

ウ 危険物施設の応急点検

エ 異常が認められた施設の応急措置

また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

- (3) 施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (4) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

2 警察署との連携

市及び府中消防署は、危険物に係る火災等の災害が発生した場合、又は危険物施設に及ぶおそれのある火災等の災害が発生した場合には、府中警察署と連携して、次の措置を講ずる。

- (1) 負傷者の救出及び救護
- (2) 警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止等の措置
- (3) その他状況により必要と認められる応急対策

第3 高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

1 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置

- (1) 製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充填容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。
- (2) 所轄消防署又は市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

2 市及び府中消防署

- (1) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
- (2) 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の

広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

- (3) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (4) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

3 県((1)及び(2)については、市が県から事務を移譲された場合を含む。)

- (1) 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止、又は制限する。
- (2) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者、占有者に対して、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。
- (3) 関係機関から得た情報を総合し、市町の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。
- (4) 市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

4 県警察

- (1) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
- (2) 高圧ガスの製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市町職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市町へ通知する。
- (3) 負傷者の救出及び救護
- (4) その他状況により必要と認められる応急対策

第4 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等(火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所)の事業者及び関係行政機関は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共の安全を確保するため、次の措置を実施する。

1 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者

- (1) 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつける。通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等安全な措置を講じる。あるいは、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。
- (2) 所轄消防署又は市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

2 市及び府中消防署

- (1) 災害が発生した場合は、県へ直ちに報告するとともに施設の管理責任者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。
- (2) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。
- (3) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- (4) 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
- (5) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。
- (6) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (7) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

3 県

関係機関から得た情報を総合し、市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

4 警察署

- (1) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
- (2) 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫による災害の発生防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市へ通知する。
- (3) 負傷者の救出及び救護
- (4) その他状況により必要と認められる応急対策

5 中国四国産業保安監督部

製造業者（大臣権限にかかるもの）に対して、製造施設の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

第5 毒物劇物災害応急対策

毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所に対し、災害の発生を防止するため、次の措置を実施する。

1 毒物劇物施設の所有者、管理者及び占有者

- (1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策を講ずる。
- (2) 保健所、警察又は消防機関及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

（3）自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

（4）消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

2 市及び府中消防署

県、東部保健所福山支所、府中警察署と速やかに連絡をとることとするが、緊急を要する場合には、次の措置をとり災害の発生及び拡大等を防止する。

（1）施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難指示等必要な応急対策を行う。

（2）施設の管理者に対して、次の措置をとるよう指導する。

ア 毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置

イ 毒物劇物の流出等の防止措置及び流出した場合の回収等の処理の実施

（3）消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所企業の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

（4）自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

3 警察署との連携

市及び府中消防署は、毒物劇物に係る流出漏えい事故等が発生した場合、又は毒物劇物関係施設に及ぶおそれのある火災等の災害が発生した場合には、府中警察署と連携して、次の措置を講ずる。

（1）負傷者の救出及び救護

（2）警戒区域の設定及び同区域への立入り制限又は禁止等の措置

（3）その他状況により必要と認められる応急対策

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 交通確保対策計画

第1 目的

この計画は、災害時において、交通、輸送、通信の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

第2 交通規制、確保対策

1 交通規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令「昭和37年第288号」第32条の2で定める、道路交通法「昭和35年法律第105号」第39条第1項の緊急自動車及び災害対策基本法施行令で定める車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(1) 被災地及び周辺における車両の走行抑止

災害発生直後の緊急措置として、被災地及びその周辺の地域について、区域又は区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。なお、緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先するものとする。

(2) 緊急交通路の確保

ア 被災地及びその周辺に通じる主要道路については、あらかじめ緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として選定するとともに、発災後、区域又は区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

イ JR等、鉄軌道車が通行不能となった場合は、バス輸送等の専用通路（帯）を設置する。

(3) 車両の走行の抑制

緊急交通路以外の主要道路については、必要な交通規制又は指導・広報を行って、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、車両の走行を極力抑制する。

2 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）においては、運転者に次の措置をとるよう徹底した指導、広報を実施する。

また、災害対策基本法による規制が実施されていない区域又はこれが実施されていない場合であっても、災害応急対策に使用する車両の自粛について指導、広報を実施する。

(1) 走行中の車両

ア 速やかに、車両を通行禁止区域又は区間以外の場所に移動させる。移動させることが困難な場合は、できる限り車両を道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の通行妨害とならないように駐車する。

イ 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のための車両

緊急交通路における避難は、徒歩で行うこととし、車両は使用しない。(歩行困難な被災者については、最大限的救助措置をとるものとする。)

3 路上の障害物除去等

(1) 市は、市の管理する道路の障害物について、市内建設業者等の協力を得て、速やかに除去する。除去にあたっては、市防災拠点等(市役所、指定避難場所、ヘリポート、救援物資集積場所等)を結ぶ路線等を優先して実施するものとする。

(2) 市は、県公安委員会から車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定した旨の連絡を受けた場合には、県公安委員会と連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施するものとする。

(3) 交通整理等に従事する警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有・所有・管理者に対して、道路外の場所への移動等を指示・命令するものとする。なお、指示・命令する相手方が現場にいないため等により、当該措置等を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。また、警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防職員は、自衛隊用及び消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同様の措置等を講ずることができるものとする。この場合、措置等を行った自衛官及び消防職員は、府中警察署長に直ちに通知する。

(4) 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

(5) 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区画を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(以下「車両等の占有者等」という。)に命ずることができる。

ア 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

イ 指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

ウ 車両等の移動

道路管理者等は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破壊することができる。

エ 土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時利用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

オ 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

4 関係機関との連携

- (1) 県公安委員会が、車両の通行を禁止又は制限した場合には、市は、県公安委員会、他の道路管理者等の関係機関、関係団体と相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制の実施に協力するものとする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と一致協力して、その解消に適切な対応措置を講ずるものとする。
- (3) 障害物の除去等については、道路管理者、警察官及び自衛官等と協力して必要な措置をとるものとする。

5 緊急通行車両又は緊急輸送車両の確認、及び規制除外車両の事前届出及び確認に伴う標章及び証明書

県公安委員会が災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、市は、県公安委員会（府中警察署）に緊急通行車両の確認、及び規制除外車両の事前届出及び確認を申請し、資料編に掲げる緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けるものとする。

資料編 ○緊急通行車両の標章

P. 444

6 緊急通行車両等の確認制度

- (1) 市は、次の(2)に該当する車輛として、公用車を県公安委員会に確認を行うものとする。
- (2) 対象車両は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策に使用される計画がある車両で、同項が定める次の災害応急対策のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する用務に従事する車両
 - (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する用務に従事する車両
 - (ウ) 被災者の救護、救助その他保護に関する用務に従事する車両
 - (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する用務に従事する車両
 - (オ) 施設及び設備の応急復旧に関する用務に従事する車両
 - (カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する用務に従事する車両
 - (キ) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序維持に関する用務に従事する車両
 - (ク) 緊急輸送の確保に関する用務に従事する車両
 - (ケ) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止に関する用務に従事する車両

(3) 確認の取扱場所

緊急通行車両等であることの確認は、次に掲げる場所において取り扱われるものとし、確認されたものについて緊急通行車両確認証明書等及び標章を県公安委員会から交付される。

ア 災害が発生し、又は正に発生しようとしている時における確認（災対法施行令第33条第1項等）

- ・ 県警察本部（交通部交通規制課）
- ・ 県下各警察署
- ・ 交通検問所

イ 災害発生前における確認（災対法施行令第33条第2項等）

- ・ 当該車両の使用の本拠を管轄する警察署

7 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の事前届出・確認

(1) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、県公安委員会の意思決定により災対法の規定に基づく交通規制等が行われた緊急交通路の通行を認めるものについては、規制除外車両として取扱う。

(2) 規制除外車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であっては、道路運送車両法の規定による番号標以外のものを付しているものについては、標章の掲示を不要となるため、事前届出及び確認の対象とならない。

(3) 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(4) 規制除外車両の事前届出手続

ア 取扱場所

車両の使用の本拠を管轄する警察署

イ 規制除外車両事前届出済証の交付

事前届出があった車両について、規制除外車両に該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）が県公安委員会から交付される。

(5) 規制除外車両の確認手続

県公安委員会は災害等が発生し、緊急交通路が指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限した時、規制除外車両について確認するものとし、規制除外車両と認められるものについて規制除外車両確認証明書及び標章を県公安委員会から交付される。

ア 確認の取扱場所

- ・警察本部（交通部交通規制課）
- ・県下各警察署
- ・交通検問所

イ 除外届出済証の取扱い

規制除外車両の確認申出時に、当該車両に係る除外届出済証が添付されたものについては、事前届出を行っていないものの申出に優先して取り扱われる。

資料編	○規制対象除外車両標章	P. 445
	○規制対象除外車両通行証明書	P. 446

第3 交通施設災害応急対策

1 実施責任者

市及び道路管理者

2 実施基準

道路等の交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。

ただし、人命、財産の危険のある場合又は急施を要する場合はこの順序によらず実施する。

- (1) 孤立地域の解消
- (2) 広域間の幹線交通の確保
- (3) その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

3 実施方法

市及び道路管理者は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

市域内に道路管理者の施設が所在する場合、市は、自己の業務に支障のない範囲において、これに協力する。

第2項 輸送計画

災害が発生した場合には、市及び関係機関は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を、各機関の保有する車両、航空機等又は運送業者等の保有する車両、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確立する。

第1 緊急輸送の対象者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

- 1 被災者
- 2 災害対策要員
- 3 救助用物資・資機材
- 4 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具

- 5 飲料水、食糧、生活必需品等
- 6 応急復旧用資機材
- 7 その他必要な人員、物資等

第2 応急輸送対策

- 1 市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の燃料の調達先を明確にしておき、被災者及び災害対策要員、応急対策のための資材、物資等の輸送手段を確保する。
- 2 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他の市町又は県に斡旋を要請する。
 - (1) 輸送区域及び借り上げ期間
 - (2) 輸送人員又は輸送量
 - (3) 車両等の種類及び台数
 - (4) 集結場所及び日時
 - (5) 車両等の燃料の給油場所及び給油予定量
 - (6) その他必要事項

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難対策計画

第1 目的

災害未然防止のための避難誘導及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図るものとする。

第2 避難所等の開設等

1 指定避難所設置義務

市は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され、知事が実施を指示した場合、市長は設置義務者として（災害救助法第30条及び災害救助法施行令第23条による）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う。）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

2 避難所の開設等

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶によ

る孤立が続くと見込まれる場合は、市は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

3 指定避難所の把握及び周知

指定避難所の所在地、名称、概況、受入れ可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

資料編 ○福祉避難所一覧

P.417

第3 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、搬送手段の確保や生活支援など本市のみで対応できない場合は、他市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

第4 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体、その他関係防災機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

本市における指定避難所の管理運営は、福祉班が行うものとするが、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、町内会や自主防災組織と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

なお、市は、県と相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。

- 1 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。
- 2 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や避難者の心身の健康及び福祉的な支援の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。
- 3 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
- 5 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- 6 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 7 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 8 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- 9 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 10 やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- 11 「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家

庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

12 市は、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

13 市は、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第5 広域的避難

災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、他市町への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要である場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

市及び県は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

第6 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、住民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第7 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、指定避難所設置における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○災害救助法による救助の基準

P. 523

第2項 災害広報・被災者相談計画

第1 目的

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、各防災関係機関が実施する広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 広報活動

1 広報責任者

市は、本章第3節第1項「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めるときは、広報活動を実施する。

本市における災害時の広報活動は、総務班が行うものとする。

ただし、急を要する広報については、直接各放送機関に対して広報事項を示して、放送の要請を行う。

2 広報の目的

市は、災害発生直後には、パニック、余震（地震発生時）、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

3 広報の内容

市は、府中消防署、府中警察署、その他関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

(1) 広報の内容

災害広報は、災害の経過状況に応じた適時的確な広報を行うものとする。

<災害発生直後の広報>

- ① 気象等に関する予警報及び情報
- ② 地震に関する情報（余震に関する情報を含む。）〔地震発生時〕
- ③ 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- ④ 対策本部の設置、医療、救護所の開設に関する情報
- ⑤ 災害発生・被害状況に関する情報
- ⑥ 出火防止、初期消火に関する情報
- ⑦ 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気・ガス・水道等の措置）
- ⑧ その他必要な情報



<応急復旧時の広報>

- ① 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- ② 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- ③ 交通機関、道路の復旧に関する情報
- ④ 電話の利用と復旧に関する情報
- ⑤ ボランティア活動に関する情報
- ⑥ 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- ⑦ 臨時相談所に関する情報
- ⑧ 住民の安否に関する情報
- ⑨ 被災宅地危険度判定活動及び被災建築物応急危険度判定活動に関する情報
- ⑩ その他生活情報等必要な情報

(2) 広報の方法

- ア 市防災行政無線放送等による広報
- イ 窓口における広報
- ウ 市ホームページによる広報
- エ 広報車、ハンドマイク等による広報
- オ 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- カ ビラ配布等による広報
- キ 自主防災組織、自治会組織等を通じたの連絡

- ク 県に対する広報の要請
- ケ 報道機関への情報提供、放送要請
- コ 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- サ インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む。）
- シ 携帯電話による登録制メール、緊急速報メールを利用した広報
- ス コミュニティFM、CATVの活用
- セ SNS等の活用

(3) 要配慮者及び外国人への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障害者及び言葉の面でハンディキャップのある外国人等に対する広報については、十分配慮して行うものとする。

(4) 報道機関に対する発表

災害対策の重要事項は、報道機関に発表するとともに、各報道機関が行う独自の取材活動に対しても、情報資料の提供などに協力する。

(5) 災害に係る記録写真の取材

災害が発生した場合、できるだけ災害記録写真の取材に努め、これを整理保存し、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

資料編 ○無線等設置状況

P. 408

4 災害用伝言ダイヤル「171」の活用

災害発生時には、NTTが電話がかかりにくい場合でも被災者が家族などに安否を伝えることができる災害用伝言ダイヤル「171」を開設するので、臨時相談所、広報紙、掲示板等により活用方法を住民に周知させるものとする。

5 放送機関に対する放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼する。

6 インターネットを利用した広報の留意点

災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、広報責任者は、簡易版ホームページの開設やミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。

第3 被災者相談活動

1 被災者相談

市は、災害が発生した場合には、被災者又は関係者からの相談、要望、苦情等に速やかに応じ、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

2 相談方法

市は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じて定めるものとする。

3 安否情報の提供等

県又は市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

第1 目的

災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、市長と知事は協力して、被災者を受入れするための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じる。

第2 実施する応急対策の内容

- 1 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- 2 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- 3 公営住宅、企業所有の宿泊施設等の一時的供与
- 4 民間賃貸住宅の情報提供等

第3 実施責任者

災害救助法第30条及び災害救助法施行令第23条の規定により、県が受入れ施設の供与に必要な住宅及び施設の確保、被災した住宅の応急修理について、知事から指示された場合は、市長が実施する。

第4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

1 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮して、あらかじめ把握している公有地に確保することとする。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用するものとする。この場合には、利用しようとする土地の所有者との十分な協議を行うものとする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

2 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流失し、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

3 建設戸数

建設戸数の決定にあたっては、知事は、市長の意見を聞き、決定するものとする。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

4 応急仮設住宅の供与の期間は、特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

5 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行うものとする。

ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事自ら実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

第5 住宅の応急修理

災害救助法及び災害救助法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事から実施を指示された市長が実施する。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は、知事自ら実施する。

1 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(1) 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

(2) 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

(3) 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

(4) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

(5) 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

（1）対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下「応急修理」という。）の対象となる者は、住家が半焼又は半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

（2）修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

（3）対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市長の意見を聞いて決定する。

（4）必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

（5）実施期間

応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

第6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法第21条の適用がある者について受入れを行う。また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、市内公営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供も考慮する。

第7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

市は、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

第8 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

1 事前対策

市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

（1）建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（「以下「建築判定実施本部」という。）の設置

（2）建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

（3）建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

- (4) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等
- (5) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (6) 建築判定資機材の調達、備蓄
- (7) その他必要な事項

2 建築判定実施の事前準備

- (1) 市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。
- (2) 市は、地震被害に備え、建築判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておく。

3 応急危険度判定の実施

- (1) 市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。
また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。
- (2) 市は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- (3) 市は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

4 県と市の連絡調整等

- (1) 市は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。
- (2) 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

第9 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

1 事前対策

- (1) 市は、的確な宅地判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。
 - ア 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
 - イ 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
 - ウ 宅地判定実施方法の決定等の基準
 - エ 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保
 - オ 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
 - カ 判定資機材の調達、備蓄
 - キ その他必要な事項

(2) 市は、県と連携して、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

2 宅地判定実施の事前準備

(1) 市長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。

(2) 市長は宅地判定実施本部をあらかじめ準備しておく。

3 宅地判定の実施

(1) 市長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断したときは、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

(2) 被災の規模等により市が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

(3) 市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

4 県と市間の連絡調整

(1) 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

(2) 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

第10 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅及び応急修理における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○災害救助法による救助の基準

P. 523

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

第1 目的

市は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

第2 実施責任者及び実施内容

- 1 市長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。
- 2 市長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

第3 食料供給の実施方法

1 必要数量の把握

- (1) 市長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

2 実施方法

経済班は、市内販売業者等から必要量の食料を調達する。市内のみでは必要食料の調達が困難な場合には、「県内市町村の災害時の相互応援に関する協定」に基づき他市町又は知事に応援を要請する。

また、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

資料編 ○県内市町村の災害時の相互応援に関する協定	P. 456
---------------------------	--------

3 供給体制の整備等

- (1) 市長は、知事等から食料供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。
- (2) 市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

4 調達食料等の集積場所

市は、調達した食料及び県等から配給された救援食料を救援物資集積場所に集積し、経済班を中心にボランティア、自主防災組織等の協力を得て、仕分け、配送作業等を行う。

資料編 ○救援物資集積場所	P. 427
---------------	--------

5 炊き出しの実施

- (1) 炊き出しは、「学校給食共同調理場」を使用するものとするが、災害の規模などにより設備の不足する場合は、その他の給食施設を有する施設、旅館、食堂、工場等の協力を得て実施する。

資料編 ○給食施設一覧	P. 426
-------------	--------

- (2) 炊き出しは、社会班が行うものとするが、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、円滑な実施に努めるものとする。
- (3) 炊き出しを実施するにあたっては、常に食品の衛生面に留意するものとする。

第4 食料供給の適用範囲及び期間

- 1 避難所に入所した者
- 2 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- 3 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）
- 4 旅館やホテルの宿泊人及び前記2、3の住家への宿泊人、来訪者
- 5 被災地内に停車した列車等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者
- 6 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

第5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、資料編に掲げる「災害救助法による救助の基準」に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

資料編 ○災害救助法による救助の基準

P. 523

第2項 給水計画

第1 目的

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対して、市は、水道企業団と連携し最小限度必要となる飲料水の確保及び供給に努めるものとする。

第2 事前対策

水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震災害時に備えて、浄水場、幹線管路等基幹施設の耐震化、老朽管路の更新、バックアップ機能の強化等水道施設の耐震性向上に努めるとともに、緊急時の給水を確保するための配水池や応急給水拠点の整備等水道システム全体としての安定性の向上に努めるものとする。

また、地震災害が発生したとき、迅速に応急給水、応急復旧が実施できるよう、その手順や方法を明確にした計画の策定及び訓練の実施、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水については、十分配慮しておくものとする。

第3 実施責任者

- 1 市は災害発生後、飲料水を得ることができない場合、直ちに水道企業団へ連絡する。
- 2 水道企業団は市と連携し、給水活動を実施する。
- 3 災害救助法が適用された場合、知事が給水活動を実施するが、同法第30条及び同法施行令第23条の規定により、知事から指示された場合は、市長が実施する。

災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事から実施を指示された場合は、市長）	災害救助法第23条・第30条 災害救助法施行令第23条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき。	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者（市長）	水道法第40条

なお、災害救助法等が適用される前においては、水道により水を供給しているときは、水道事業者が供給の責務を有する。

第4 給水施設の現況

本市における水道施設の現況は、次のとおりである。

名 称	給 水 区 域	現 在 施 設 能 力
城 山 浄 水 場	市 街 地	14,000m ³ /日
久 佐 簡 易 水 道	久 佐 町	348m ³ /日
上 下 簡 易 水 道	上 下 町 の 一 部	1,543m ³ /日
矢 多 田 簡 易 水 道	上下町矢多田、松崎の一部	100m ³ /日

第5 給水の基準

1 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、その市における井戸等の施設がすべて汚染し、飲料水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合延長ができる。）の期間供給する。

2 感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して1人1日20リットル程度を停止期間中供給する。

3 水道法による水道用水の供給

災害等により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが、公共の利益のために必要かつ適切な場合、知事は他の水道業者又は水道用水供給業者に対して、期間、水量、方法を指示して供給させる。

第6 飲料水等供給方法

給水活動を迅速にかつ円滑に実施するため、水道企業団と連携し次の措置を講ずる。

1 あらかじめ、他の市町等からの応援を受ける場合も想定した応急給水のための手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

- 2 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。
- 3 給水車、トラック等による応急給水を実施する。特に、透析医療機関など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
- 4 指定避難所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- 5 必要に応じ、水質検査及び消毒等を実施する。
- 6 給水用資機材の調達を行う。
- 7 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- 8 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- 9 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

資料編 ○給水器具の保有状況

P. 426

第7 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、飲料水供給における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○災害救助法による救助の基準

P. 523

第3項 生活必需品等供給計画

第1 目的

災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

第2 実施責任者

- 1 市は災害発生後、生活必需品等を必要とする者に対し、給与又は貸与を行う。
- 2 市のみでは対処できない場合は、県等に協力を要請する。
- 3 災害救助法が適用された場合、知事が実施責任者となるが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定に基づき、知事から指示された場合は、市長が実施する。
- 4 災害救助法の適用外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき、市長（本部長）が応急措置を実施するものとする。

第3 実施基準

1 適用範囲

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にあるものに対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

2 適用期間

災害発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

第4 生活必需品等の範囲

- 1 寝具（毛布等）
- 2 外衣（ジャージ等）
- 3 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）
- 4 身の回り品（タオル、サンダル等）
- 5 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）
- 6 食器（コップ、皿、箸等）
- 7 日用品（トイレトペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）
- 8 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

第5 実施方法

1 確保及び供給

市は、あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努めるものとする。

2 備蓄物資の供給

市は、被災者への生活必需品等の給与又は貸与が必要な場合、平素から備蓄している物資を供給する。

資料編 ○備蓄物資等保有状況	P. 425
----------------	--------

3 市内販売業者等からの調達

市は、府中商工会議所、上下町商工会、市内業者等に協力を依頼して必要な生活必需品等を調達する。

調達に際しては、季節等を考慮し、また要配慮者に配慮して調達するものとする。

4 応援協定に基づく調達

上記2、3でも必要品目、必要量が確保できないときは、「県内市町村の災害時の相互応援に関する協定」に基づき他市町又は県に応援を要請する。

資料編 ○県内市町村の災害時の相互応援に関する協定	P. 456
---------------------------	--------

第6 生活必需品等の集積場所

市は、調達した生活必需品等県等から輸送される生活必需品等を資料編に掲載の施設に集積し、経済班を中心にボランティア、自主防災組織等の協力を得て、仕分け、配送作業等を行う。

資料編 ○救援物資集積場所	P. 427
---------------	--------

第7 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○災害救助法による救助の基準

P. 523

第4項 救援物資の調達及び配送計画

第1 目的

大規模な災害が発生し、市単独での物資の確保が困難な場合には、県に対し、県の備蓄物資の供給を要請する。

第2 物資の調達及び受入れ体制

- 1 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。
また、災害により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。
- 2 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。
- 3 救助物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

第10節 保健衛生・防疫、遺体の対策に関する活動

第1項 防疫計画

第1 目的

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、必要な防疫活動及び廃棄物処理を実施する。

第2 感染症対策活動の実施

1 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、この節において「法」という。)の規定に基づき、知事の指示・指導に従って消毒など次の措置を実施する。

(1) 消毒の方法(法第27条)

消毒の方法は、次に掲げる基準に従い、消毒薬を用いて行う。

- ア 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。

消毒の対象となる場所は、次のとおりである。

- (ア) 感染症の患者がいる場所又はいた場所
 - (イ) 感染症により死亡した者の遺体がある場所又はあった場所
 - (ウ) 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所
- イ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除 (法第28条)
- ねずみ族及び昆虫等を駆除する際には、次に掲げる基準に従い行う。
- ア 対象となる区域の状況、ねずみ族及び昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。
 - イ 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。
- (3) 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件に係る措置 (法第29条)
- ア 対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件に対する措置 (移動の制限及び禁止、消毒、廃棄その他必要な措置) の目的を十分に達成できるような方法により行う。
 - (ア) 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行う。
 - (イ) 廃棄にあつては、消毒、次の (ウ) に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行う。
 - (ウ) 滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行う。
 - イ 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。
- (4) 生活用水の供給 (法第31条)
- 知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、市は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。
- (5) 被害状況の県への連絡
- 市長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに本章第3節第1項「災害情報計画」により県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。
- (6) 防疫計画の作成及び報告
- 市長は、知事の指示に従い防疫活動を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

2 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

3 指定避難所の防疫指導等

指定避難所は、多数の避難者を受入れるため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、指定避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

4 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

第3 防疫用資機材及び薬剤

1 防疫用資機材

防疫用資機材は、市保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

市 所 有 防 疫 器 具 一 覧

器 材 名	数 量
動 力 噴 霧 機	6
手 動 噴 霧 機	2

2 防疫用薬剤

防疫用薬剤は、市が備蓄しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

第2項 遺体の捜索、取り扱い、埋葬等計画

第1 目的

災害発生時において死亡者が発生した場合、市は、県及びその他防災関係機関と連携を図り、遺体の捜索、処理及び埋葬等を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

第2 実施責任者

災害時における遺体の捜索、処理、埋葬等は、市長が行う。災害救助法が適用された場合は、市長は知事の補助執行者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の捜索を行う。

なお、知事が市長に権限を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の捜索を行う。

第3 遺体の捜索

市長は、警察署、消防機関等の協力を得て遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れする。

第4 遺体の処理

遺体を発見したときは、市及び警察署は、次の措置を講じる。

1 警察署

(1) 遺体の検視等を行うとともに、市と連絡をとり所要の措置を講じる。

なお、多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供、検視等が終了した遺体の洗浄処理等について市町と連携して対応するとともに、県公安委員会にあっては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し、体制の確保に努めることとする。

(2) 身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

2 市

(1) 遺体について医師による死因その他医学的検査を実施する。

(2) 遺体の身元特定のために必要な資料等について、警察署等に積極的な提供を行う。

(3) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について警察署等と連携して対応する。

(4) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

ア 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を講じる。

イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬等ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置をとった上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬等の処置をとるまで一時保存する。

なお、死亡者が多数のため、市自ら短時日に埋火葬等を行うことができない場合は、近隣市町又は災害時の相互応援協定に基づき、各県に搬送及び埋火葬等の依頼を行う。

資料編 ○斎場等施設状況

P. 440

第5 遺体の埋葬等

災害で死亡した者に対し、混乱期のため遺族が埋葬等を行うことが困難な場合又は遺族が見つからない場合には、市は自ら遺体を埋葬等に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

なお、埋葬に当たっては、次の点に留意する。

1 身元不明の遺体については、警察署その他関係機関に連絡した後に措置する。

2 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第

93号)の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬等を実施する。

3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等

- (1) 市長は知事の指示により、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
- (2) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
- (3) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に埋火葬等することができる。

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索、受入れ、埋葬等の実施基準は、次のとおりである。

1 遺体の搜索

(1) 搜索の対象者

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各搬の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものである。

(2) 搜索の期間

遺体の搜索は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(3) 搜索の費用

遺体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

2 遺体の処理

(1) 処理の対象者

遺体の処理は、災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

(2) 処理の期間

遺体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(3) 処理の費用

遺体の処理のため支出する費用は、資料編に掲げる「災害救助法による救助の基準」に定める額の範囲内とする。

3 遺体の埋葬

(1) 埋葬の対象者

埋葬は、災害の際死亡した者について、遺体の応急的な処理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬の期間

埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(3) 埋葬の費用

埋葬のために支出できる費用は、資料編に掲げる「災害救助法による救助の基準」に定める額の範囲内とする。

資料編 ○災害救助法による救助の基準

P. 523

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

第1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

第2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

第3 交通施設の応急復旧活動

1 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、災害により設備に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

2 道路

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

第4 治水施設等の応急復旧活動

1 河川

河川管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

2 砂防設備等

県及び市は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

第5 治山施設等の応急復旧活動

県、市及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

第6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

第7 住民への広報活動

県、市及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画

第1 目的

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、災害時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

第2 電力施設の災害応急対策

1 実施責任者

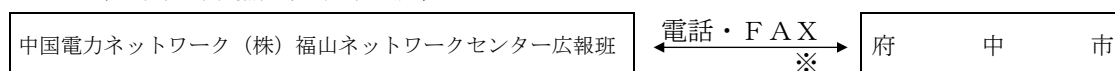
中国電力ネットワーク株式会社及びその他の電気事業者は、市内の電気工作物を災害から防護し電力の供給を確保する責任を有する。

2 実施方法

(1) 中国電力ネットワーク株式会社は、電気事業法及び関係法令並びに自己の定めるところにより応急対策及び復旧工事を実施する。

(2) 中国電力ネットワーク株式会社は、社内に災害対策(準備)総本部を設置したとき及び大規模な被害又は重大な事故が発生したときは、被害状況、復旧目標、復旧状況等について次の伝達経路によって府中市に伝達する。

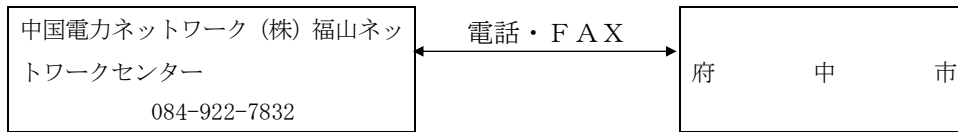
ア 災害対策(準備)総本部を設置したとき



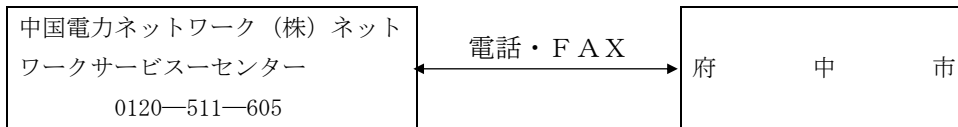
(※) 公衆回線が不通の時は専用FAX

イ 災害対策（準備）総本部を設置していないとき

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



- (3) 中国電力ネットワーク株式会社は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。
- (4) 中国電力ネットワーク株式会社は、停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。
- (5) 中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって、他の公共施設に与える影響を十分配慮して実施する。
- (6) その他の電気事業者は、中国電力ネットワーク株式会社の場合に準じて災害応急対策計画を作成し、計画性と公共性に配慮の上、応急対策を講ずる。

第3 ガス施設の災害応急対策

1 実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防機関、県警察署等は自己の所掌事務を通じて処置し、協力する。

2 実施方法

- (1) ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。
- (2) ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に速報し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者へ通報する。
- (3) ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要因要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他のガス事業者へ応援を依頼する。
- (4) 災害により、ガス供給が不可能となった場合は、ガス供給業者は可能な限りこれに代わる適当な燃料が確保されるよう努める。
- (5) ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、

ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

第4 水道施設の応急対策

1 実施責任者

広島県水道広域連合企業団

2 応急復旧対策

- (1) 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。
- (2) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援、受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。
- (3) 広島県水道広域連合企業団は、応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

3 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

第5 下水道施設の応急対策

1 実施責任者

市（下水道課）

2 応急復旧計画

- (1) 迅速に応急復旧等が行えることができることをあらかじめ定めておく必要があると認めるときは、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。
- (2) あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、必要に応じ、関連事業者及び自治体への支援要請を行う。

3 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を市防災行政無線、広報車等により行い、必要に応じて知事を通じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4 要員及び資機材等の確保

(1) 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、下水道工事認定業者によるほか被害状況に応じて確保する。

(2) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、不足する場合は近隣市町等下水道管理者間で、その融通に努める。

第3項 その他施設災害応急対策計画

第1 目的

この計画は、災害に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

第3 空家対策

市は、災害時に、適切な管理のされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第4項 廃棄物処理計画

第1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

第2 災害廃棄物処理計画

市は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、府中市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

第3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。

市及び県の役割

市	県
<ul style="list-style-type: none"> ・自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・仮置場の設置運営 ・廃棄物の運搬・処分等 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・被災市町への事務支援、人的支援

・ 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る 連絡調整・支援要請	・ 被災市町による処理が困難な場合に、事務 委託により災害廃棄物の処理を実施
--------------------------------------	---

第4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。

加えて、ボランティア等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、運搬するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市が必要と認める場合は、市が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。

仮置場の区分

区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

第5 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、国が作成するマスタープランや市災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。

資料編	○し尿処理施設状況	P. 440
	○ごみ処理施設状況	P. 440

第5項 障害物除去計画

第1 目的

災害により、土石、竹木等の障害物が、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、一時的

に居住できない者に対して、障害物の除去を行うとともに、河川及び道路の障害物の除去を行い、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とする。

第2 実施責任者

障害物の除去は、市長が行う。ただし、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去する。また、市で対処できないときは、他市町又は県にこれの実施又は必要な要員及び資機材の応援を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合には、市長が知事の補助執行者として障害物の除去を行い、知事が市長に権限を委任したときには、市長が実施責任者として障害物の除去を行うものとする。

第3 河川の障害物の除去

1 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

2 実施方法

河川管理者、関係機関が適切な判断を行い、速やかに行う。

第4 道路の障害物の除去

市は、道路上の障害物の状況を調査し、市道については速やかに路上障害物を除去するとともに、国道・県道については直ちに当該道路管理者に通報して除去を要請する。

なお、除去作業は、道路の緊急度に応じて実施するものとするが、特にあらかじめ定めた市指定緊急輸送道路については最優先に実施する。

第5 民有地の障害物の除去

民有地の障害物については、平成30年7月豪雨災害において、土砂等の流入量やボランティア要請の状況などを勘案し、自力処理が困難なケースについて、府中市の独自施策として撤去支援を行った。民有地の障害物の除去作業について、市民の早期の生活再建を支援することを前提とし、被災規模等を勘案して災害対策本部で協議を行う。

第6 応援要請

市は、市内建設業者等の協力を得て速やかに除去を行うものとするが労力、機械力等が不足する場合は、県や隣接市町に対して応援を要請するほか、災害ボランティアの協力を得る。

第7 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

1 障害物除去の対象者

障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運びこまれているため、一時的に居住することができない状態にあり、

かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。

2 障害物除去の期間

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

3 障害物除去の費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり資料編に掲げる災害救助法による救助の基準に定める額以内とする。

資料編 ○災害救助法による救助の基準

P. 523

第12節 自発的支援の受入れ

第1項 ボランティアの受入れ等に関する計画

第1 目的

県・市及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入に携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第2 ボランティアの受入れ

1 ボランティアの受入れ体制

災害時において、県は、災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援及び専門ボランティアの派遣（「以下、支援等」）を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び府中市社会福祉協議会が設置する市被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

2 県災害対策本部の役割

市、日本赤十字社広島県支部、府中市社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

(1) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援

本部は、広島県被災者生活サポートボランティアセンター等へ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

(2) 専門ボランティアの派遣

各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時から県が登録している専門ボランティアや市被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

(3) 市災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入れ体制の確保について、市被災者生活サポートボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、本部は、市被災者生活サポートボランティアセンター等に対して、情報提供等の支援を行う。

3 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、市被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

(1) 市被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

(2) 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

4 市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや市災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受入れや活動支援を行うものとする。

(1) 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

(2) ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

(3) ボランティアのあっせん・活動支援

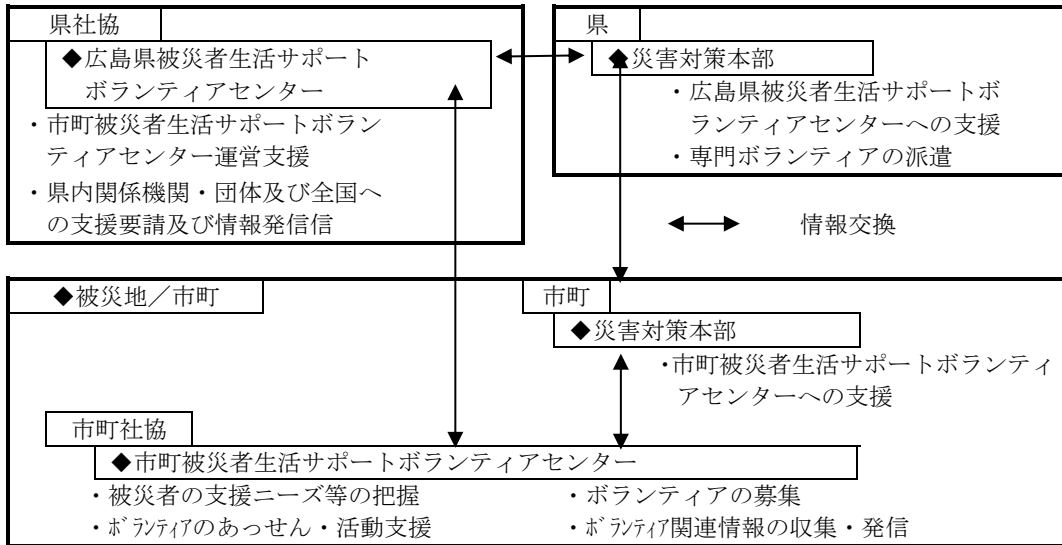
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

(4) ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、市庁舎、公民館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しを行うとともに、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

6 ボランティアとの連携・協働

県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

7 災害情報等の提供

県は広島県被災者生活サポートボランティアセンター等へ、市は市被災者生活サポートボランティアセンター等へ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供する。

また、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

8 ボランティア保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第13節 文教計画

第1 目的

市は、災害時において園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後

の生徒等の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育の実施その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、市は、災害発生時において学校や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

第2 実施責任者

生徒等の応急教育並びに教育施設の応急復旧は、市教育委員会が行う。

第3 避難対策

1 休業等の実施

学校長は、市長との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について十分に注意する。

2 避難の実施

市教育委員会は、災害が発生した場合又は市長が避難の指示を行った場合には、速やかに学校長に連絡するとともに、学校長は、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

3 生徒等の安全確保

災害発生後、生徒等を保護者に引き渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者と連絡をとるとともに、保護者と連絡がとれない等の理由で生徒等の引き渡しができない場合は、学校において保護するものとする。

第4 生徒等への相談活動

市教育委員会は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的な不安感の解消に努める。

第5 応急教育対策

1 応急教育の実施

市教育委員会は、災害により校舎等に被害を受けた場合、応急的に教育を実施するため、実施場所、実施方法等について計画を定め、教育活動に支障を来さないように配慮する。

(1) 応急教育の実施場所

ア 校舎に被害を受けた場合には、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は市内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定して応急教育を実施する。

イ 応急教育実施場所が市内で得られない場合は、市教育委員会は県教育委員会に教育施設の斡旋を要請する。

(2) 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

- ア 生徒等、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。
- イ 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。
- ウ 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に生徒等及び保護者に連絡する。
- エ 生徒等を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。なお、二部授業を行う場合には、学校教育法施行令第25条の規定により市教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。
- オ 応急教育の実施にあたって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。
- カ 生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

2 学用品の調達

(1) 学用品等の確保

災害により教科書を喪失又はき損した生徒等がある場合には、市教育委員会は、その確保に努める。

(2) 災害救助法適用時の措置

災害救助法が適用された場合は、県教育委員会の協力を得て学用品を次により調達し、支給する。また、知事からその実施を指示された場合は、市長が実施する。

ア 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、必要な教材等を喪失、き損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校等の生徒を含む。）

イ 支給範囲

- (ア) 教科書及び教材（市教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの）
- (イ) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- (ウ) 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

ウ 支給限度額

資料編に掲げる災害救助法による救助の基準による。

エ 支給申請の期限

- (ア) 教科書及び教材 1 箇月以内
- (イ) 文房具及び通学用品 15 日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、知事を通じて厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

3 教職員の確保

被災した教職員が多く、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、市教育委員会は、県教育委員会にその状況を報告し、教職員の確保について協力を要請する。

4 給食

(1) 被害状況の報告

現在、学校給食共同調理場により市内の小、中学校に給食を実施しているが、給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、その状況を県教育委員会に報告する。

(2) 物資の確保・配分等

市教育委員会は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、被害物資の処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

(3) 給食施設と避難場所との調整

避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

(4) 保健衛生

被災地においては、伝染病発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

5 通学道路等の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、市長は関係者と緊密な連携をとり、次のような対策を講ずる。

(1) 運行不能時の措置

バス等により通学を行っている生徒等に対して、これらが運行不能となった場合には、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。

(2) 災害危険箇所の実態把握

災害危険箇所（水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため市長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

(3) 寄宿舎の設置等の検討

災害により通学不能又は困難が常時予想される地区については、季節的な寄宿舎の設置等も考慮する。

(4) 道路等の交通確保

道路等の交通確保等については第3章第7節第1項において記述する。

第6 学校が地域の避難所となる場合の対策

1 市教育委員会は、学校長の協力を得て避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

2 市教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との

調整について市長及び学校長と必要な協議を行う。

第7 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

- 1 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、又は市に要請し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

- 2 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市長と必要な協議を行う。

第8 文化財に対する対策

文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、消防機関等に通報するとともに、市教育委員会に報告し、市指定の文化財については所有者又は管理者に対し必要な応急措置をとるよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については県教育委員会に被災状況を報告する。

なお、本市における指定文化財は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○市内文化財一覧

P. 519

第14節 災害救助法適用計画

第1 目的

災害により、一定規模以上の被害が発生した場合には、知事が災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

また、応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合にはその実施責任者が、その他の場合には市長が市民、団体等の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものとする。

この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

第2 救助項目

救助項目は、次のとおりである。

- 1 避難所の設置
- 2 応急仮設住宅の供与
- 3 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 5 医療及び助産
- 6 被災者の救出

- 7 被災した住宅の応急修理
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 遺体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第3 災害救助法適用

1 災害救助法の適用基準

市は、災害救助法の適用に該当する場合、又は該当する見込みがあると認めた場合は、直ちにその状況を知事に報告するものとする。

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。(同法第2条第1項に定める適用)

(1) 1号基準 (災害救助法施行令第1条第1項第1号)

市の区域内の住家の滅失世帯数が、60世帯以上であること。

(2) 2号基準 (災害救助法施行令第1条第1項第2号)

県の区域内の住家の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の区域内の住家の滅失世帯数が、30世帯以上であること。

(3) 3号基準 (災害救助法施行令第1条第1項第3号)

県の区域内の住家の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市の区域内の住家の滅失世帯数が多数である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

(4) 4号基準 (災害救助法施行令第1条第1項第4号)

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 滅失世帯数の算定基準

上記(1)から(3)までの滅失世帯数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。

(同法第2条第2項に定める適用)

(1) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部(特定・非常・緊急)を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

(2) 市において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

2 災害救助法の適用手続き

- (1) 市における災害が前記1のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に情報提供する。
- (2) 県は、市町からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、国（内閣府）から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。
- (3) 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

3 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○災害救助法による救助の基準

P. 523

第4 市長への委任

災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施機関となり、市長が補助機関となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、災害発生の都度、知事から市長に委任された事務については、市長が実施機関となり実施する。

なお、市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第15節 主な災害の特質及び対策の計画

第1 雪害対策

1 災害の特質

- (1) 極寒期の数次にわたる降雪により長期間交通が途絶し、各種の機能がマヒし又は停止する等の間接被害が多い。
- (2) 積雪による被害、融雪による被害、特になだれによる被害等の直接被害がある。

2 応急対策

(1) 体制

- ア 注意報（大雪、風雪、なだれ）発表等により注意体制に入る。
- イ 指定雪量観測点の2分の1以上のものがほぼ警戒積雪深に達した場合等は警戒体制に入る。
- ウ 注意報発表後の降雪状況、被害発生状況により災害対策本部を設置する。
この他、体制の時期、内容等については、風水害時に準じるものとする。

(2) 対策事項

- ア 道路、公共施設の除雪

- イ 通信手段の確保
- ウ なだれによる被害防除（災害発生のおそれのある場合、災害救助法の適用）
- エ 救助救難（医療救助、救助物資輸送等）
- オ 環境衛生（し尿処理等）その他民生安定対策
- カ 生鮮食料品の確保対策
- キ 農畜産物などの出荷貯蔵対策
- ク 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- ケ 中小企業者の営業活動の停滞による間接被害に対する資金対策
- コ 家畜飼料対策

第2 長雨対策

1 災害の特質

- (1) 被害は長期間にわたり徐々に発生する。
- (2) 日雨量、連続雨量が多くない限り、施設被害は比較的少ない。
- (3) 農産物被害、伝染病発生等の被害が多い。

2 応急対策

(1) 体制

被害発生状況によって体制を決める。

(2) 対策事項

- ア 病虫害防除及び指導
- イ 再生産のための手段の確保及び指導
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)の適用等被害農林業者に対する資金対策
- エ 防疫、廃棄物処理その他の保健衛生対策
- オ 家畜衛生及び家畜飼料対策

第3 豪雨、台風による洪水時の対策

1 災害の特質

台風、梅雨前線等による大雨で、河川が増水し、人的、物的被害に至る。また、雷雨等で局地的に豪雨が集中し、河川が増水による人的、物的被害を起こすこともあり、いずれの場合も短時間に甚大な被害をもたらす。

2 応急対策

(1) 体制

- ア 注意報発表等により注意体制（水防準備）
- イ 警報発表等による警戒体制、水防本部設置（被害発生状況により災害対策本部を設置する。）
- ウ 災害発生（被害報告）により出動体制

(2) 対策事項

- ア 堤防、護岸の補強及び応急復旧
- イ 交通、通信手段の確保
- ウ 避難の指示
- エ 障害物の除去
- オ 救難、救助
- カ 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- キ 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- ク 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- ケ 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧
- コ 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- サ 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- シ 治山・治水対策
- ス 家畜衛生及び家畜飼料対策

第4 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策

1 災害の特質

土砂災害は局地的な集中豪雨、台風等により、急な谷川や谷の出口の扇状地、急しゅんな土地などに多く発生し、短時間で人的、物的被害が発生する。

2 応急対策

(1) 体制

- ア 注意報（大雨、洪水）の発表等により注意体制に入る。
- イ 降雨状況、災害の発生状況により、注意体制から必要な体制に入る。

(2) 対策事項

- ア 避難の指示
- イ 交通、通信手段の確保
- ウ 救難、救助
- エ 障害物の除去及び施設の応急復旧
- オ 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- カ 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- キ 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- ク 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧
- ケ 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- コ 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- サ 治山・治水対策
- シ 家畜衛生及び家畜飼料対策

第5 風害対策

1 災害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風等により、火災等の災害、農水産物、家屋等の被害が発生をもたらす。

風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。

2 応急対策

(1) 体制

- ア 注意報発表等により注意体制に入る。
- イ 災害発生により注意体制から必要な体制をとる。

(2) 対策事項

- ア 避難の指示
- イ 河川、堤防の補強及び応急復旧
- ウ 交通、通信手段の確保
- エ 災害広報
- オ 障害物の除去
- カ 救難、救助
- キ 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- ク 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- ケ 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- コ 農林水産物被害に対する対策
- サ 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策

第6 林野火災対策

1 災害の特質

本市は、地形、地質、林相、気象状況等から、林野火災発生の危険性があり、一度発生した林野火災は、防衛活動に幾多の困難を伴うとともに、これが拡大すると相当の被害をもたらす。

近年地域開発等の進展に伴い人家が山ろくまで建て混んできた。

2 応急対策

(1) 体制

- ア 林野火災の発生通報等によって注意体制に入る。
- イ 災害発生状況によって順次必要な体制をとる（被害発生の規模、その他の状況により現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する）。

(2) 対策事項

- ア 広域的、総合的消防体制の確立
- イ 火災の予防
 - (ア) 林野火災防止対策協議会の開催
 - (イ) 巡視、監視等の強化
 - (ウ) 広報宣伝の充実

(エ) 発生原因別対策

ウ 火災の警戒及び防御

(ア) 火災の警戒

(イ) 情報伝達の徹底

(ウ) 森林の防火管理

(エ) 消防活動の促進

a 県による林野火災用消防資機材整備費補助

b 林野火災特別地域対策事業の推進

c 自衛隊への林野火災用資機材の貸与

d 自衛隊災害派遣要請の要求と受入れ体制の確立

e 消防職員、消防団員の教育訓練の充実

第7 突発的災害対策

1 災害の特質

大規模火災などの事故は、突発的かつ、多くの死傷者が発生するおそれがあり、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置をとる必要がある。

2 応急対策

(1) 体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故が発生したときには、警戒体制をとり、災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。また、必要に応じて、現地本部を設置する。

(2) 対策事項

ア 救助活動の促進

イ 情報の収集及び災害状況の把握

ウ 避難の指示

エ 県又は国（消防庁等）への報告

オ 自衛隊への災害派遣要請の要求

カ 府中地区医師会、県医師会、日本赤十字社広島県支部等への緊急医療活動の要請

キ 防災関係機関への応急措置の要請

ク 二次災害の防止措置の実施

ケ 県及び他市町等への応援要請

第4章 災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

第1 方針

被災者の生活再建及び生業回復のため、市民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県、市及び各種金融機関の協力のもと、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、市においては、罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

なお、市は、災害により、市が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

第2 各種調査の住民への周知

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第3 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第4 各種支援措置等（制度の概要は資料編に掲載）

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者支援台帳等

を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 支援制度及び救済制度

ア 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

イ 国税及び地方税の減免等

2 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害生涯見舞金を支給する。

3 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は、次のとおり（詳細は資料編に掲載）である。

関係法令等	貸付金の種類
日本政策金融公庫法	農業基盤整備資金 農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 農林漁業施設資金（主務大臣指定） 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金（災害等資金） 林業基盤整備資金（樹苗育成施設資金、造林資金、林道資金） 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）
広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱	農業災害等特別対策資金 漁業災害特別対策資金
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金
母子及び寡婦福祉法	母子・寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金（生活安定資金）
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金 増改築資金（甲種、乙種） 機械購入資金 長期運転資金
商工組合中央金庫法	災害復旧貸付
日本政策金融公庫法	災害復旧貸付
広島県県費預託融資制度要綱	緊急対応融資（セーフティネット資金）
独立行政法人住宅金融支援機構法	災害復興住宅融資
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	経営資金 事業資金

第5 市内諸団体の資金の充実

市内の公共的団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

第6 罹災証明書の発行

市は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住宅等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書交付する。

県は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災し待ちの体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町に渡る場合には、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

罹災証明書の交付対象とならない住家及び事業所以外の物件等(非住家の建物、家財、工作物等)については、被災証明書の発行を行う。

1 罹災証明実施責任者

罹災証明は市長が行うものとし、危機管理課が発行の事務を行う。

2 罹災証明書の発行

危機管理課は調査した被害結果をもとに罹災台帳を作成し、罹災証明の発行が必要な場合は、危機管理課において取り扱う。罹災台帳で確認できないときは、申請者の立証資料等をもとに必要があれば再調査のうえ判断する。

資料編	○罹災台帳	P. 514
	○罹災台帳 (事業者用)	P. 514
	○罹災証明書	P. 515
	○罹災証明書 (事業者用)	P. 516
	○罹災証明書交付申請書	P. 517
	○罹災証明書交付申請書 (事業者用)	P. 518

第3節 被災者の生活確保に関する計画

第1 方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

第2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

市は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確

保に努めるものとする。

- (1) 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- (2) 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

第3 被災者等に対する生活相談

県及び市は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。
また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

第4 雇用の安定支援

1 雇用の確保

- (1) 災害による失業を防止するため、県等と連携して雇用調整助成金等の制度の啓発に努める。
- (2) 雇用を確保するため、事業所の被災による安易な解雇及び新卒者の内定取消し等の防止に努める。

2 雇用対策等

- (1) 被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、労働局、県等と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策を実施する。
- (2) 市外へ避難した被災者に対して、避難先の都道府県・市町村及び都道府県労働局と連携し、県内の求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

第4節 施設災害復旧計画

第1 基本方針

- 1 市は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するよう努める。
- 2 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行う等施設の向上に配慮する。

第2 復旧計画

- 1 災害復旧に関しては、現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工、早期完成を図ることを目途とする。
- 2 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。
 - ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
 - ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
 - ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
 - ・道路法（昭和27年法律第180号）

- ・河川法（昭和39年法律第167号）
- ・砂防法（明治30年法律第29号）
- ・地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）
- ・公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- ・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- ・売春防止法（昭和31年法律第118号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

第5節 激甚災害の指定に関する計画

第1 基本方針

災害により甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

第2 激甚災害に関する調査

市は、激甚な災害が発生した場合には、速やかに被害状況を把握し、県に報告するとともに、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第6節 救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画

第1 方針

災害時には、他市町から多くの善意の救援物資や義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

第2 受入れ体制の確立

1 受付窓口の設置等

市は、救援物資及び義援金の受付窓口をそれぞれ次のとおり設置し、直接市が受領したものについて、原則として寄託者に受領書を発行する。

- (1) 救援物資の受付窓口 ⇒ 福祉班

(2) 義援金の受付窓口 ⇒ 福祉班

2 被災地のニーズの把握及び公表

市は、県と連携し、県民、企業等から送付される救援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関等に要請して県民等に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

なお、救援物資を送付する際には、あらかじめ定めた色を塗布、貼付等の方法により、食料、医薬品、生活必需品等ごとに、物資の梱包を色分けするよう報道機関等を通じて広報するものとする。

3 保管場所の確保

(1) 救援物資

市は、大量の救援物資が送られてくることを想定し、資料編に掲げる施設を一時保管場所として整備するとともに、避難所への輸送方法等を迅速に定めるものとする。

資料編 ○救援物資集積場所	P. 427
---------------	--------

(2) 義援金

福祉班は、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

第3 海外からの救援物資、義援金の受入れ

市は、海外からの救援物資、義援金については、国を通して受入れるものとする。

国が受入れを決定した場合は、第2に準じて速やかに対応するものとする。

第4 救援物資及び義援金の配分

1 救援物資の配分

市は、県との連携のもとに、避難所又は避難場所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所又は避難場所でのニーズを把握し、適正な配分に努めるものとする。

なお、送付先を避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

2 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、市、日本赤十字社広島県支部及び広島県共同募金会等からなる義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議した上で迅速に行うものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

第1 方針

市は、市街地の復興に当たり、再度災害防止とより快適な都市環境を目指すものとする。

第2 被災地における市街地の復興

市は、市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取り組みのプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地開発事業等の実施により市街地を復興する場合には、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努め、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

第3 学校施設の復興

市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。